

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月21日
【事業年度】	第101期(自平成24年4月1日至平成25年3月31日)
【会社名】	エーザイ株式会社
【英訳名】	Eisai Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長 内藤 晴夫
【本店の所在の場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	経理部長 金井 広一
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区小石川4丁目6番10号
【電話番号】	03-3817-5070
【事務連絡者氏名】	経理部長 金井 広一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次 決算年月	第97期 平成21年3月	第98期 平成22年3月	第99期 平成23年3月	第100期 平成24年3月	第101期 平成25年3月
売上高 (百万円)	781,743	803,152	768,914	647,976	573,658
営業利益 (百万円)	91,808	86,406	113,117	95,748	70,462
経常利益 (百万円)	82,583	79,690	105,205	90,036	65,577
当期純利益 (百万円)	47,678	40,338	67,394	58,511	48,275
包括利益 (百万円)	-	-	31,217	55,645	95,161
純資産額 (百万円)	433,045	421,740	410,370	423,427	474,303
総資産額 (百万円)	1,148,163	1,101,910	1,046,291	1,004,660	990,249
1株当たり純資産額 (円)	1,502.08	1,459.74	1,418.35	1,462.53	1,646.31
1株当たり当期純利益 (円)	167.35	141.58	236.52	205.33	169.38
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	167.30	141.56	236.51	205.31	169.31
自己資本比率 (%)	37.3	37.7	38.6	41.5	47.4
自己資本利益率 (%)	10.9	9.6	16.4	14.3	10.9
株価収益率 (倍)	17.21	23.56	12.62	16.02	24.80
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	104,988	107,947	123,157	90,624	73,181
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	54,952	69,823	58,754	2,561	21,740
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	30,967	49,240	68,000	77,977	81,805
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	131,527	115,128	102,800	112,567	142,456
従業員数 (平均臨時従業員数) (名)	10,977 [1,160]	11,415 [1,304]	11,560 [1,176]	10,730	10,495

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

2 臨時従業員数については従業員数の100分の10を超えた場合、平均臨時従業員数を [] 内に外書きしておりません。

3 第100期より、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。これに伴い第99期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次 決算年月	第97期 平成21年3月	第98期 平成22年3月	第99期 平成23年3月	第100期 平成24年3月	第101期 平成25年3月
売上高 (百万円)	415,611	444,680	464,607	408,224	348,029
営業利益 (百万円)	75,835	93,253	113,541	66,934	38,731
経常利益 (百万円)	69,110	88,607	106,945	62,867	34,861
当期純利益 (百万円)	56,638	57,327	73,393	42,373	27,556
資本金 (百万円)	44,985	44,985	44,985	44,985	44,985
発行済株式総数 (千株)	296,566	296,566	296,566	296,566	296,566
純資産額 (百万円)	480,697	501,318	527,204	528,557	516,509
総資産額 (百万円)	944,395	951,090	983,743	942,701	891,712
1株当たり純資産額 (円)	1,685.06	1,756.80	1,847.05	1,851.24	1,807.87
1株当たり配当額 (円)	140.00	150.00	150.00	150.00	150.00
(うち1株当たり中間配当額)	(70.00)	(70.00)	(70.00)	(70.00)	(70.00)
1株当たり当期純利益 (円)	198.80	201.21	257.58	148.70	96.69
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	198.74	201.18	257.56	148.69	96.64
自己資本比率 (%)	50.8	52.6	53.5	56.0	57.8
自己資本利益率 (%)	11.9	11.7	14.3	8.0	5.3
株価収益率 (倍)	14.49	16.57	11.58	22.13	43.44
配当性向 (%)	70.4	74.5	58.2	100.9	155.1
従業員数 (名)	4,308	4,367	4,322	4,184	4,050

(注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。

- 2 第100期より、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。これに伴い第99期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

2【沿革】

当社は昭和11年(1936年)11月に、当時株式会社田辺元三郎商店の常務取締役であった内藤豊次が、東京市荒川区三河島に「合資会社桜ヶ岡研究所」を設立したことに始まります。その5年後の昭和16年(1941年)12月に、埼玉県本庄町に資本金18万円で「日本衛材株式会社」を設立いたしました。

昭和17年(1942年)	6月	埼玉県本庄町(現 本庄市)に本庄工場を開所
昭和19年(1944年)	12月	日本衛材株式会社と合資会社桜ヶ岡研究所を合併し存続会社を「日本衛材株式会社」として新出発。本社を東京都小石川区竹早町(現 文京区小石川)におく。
昭和30年(1955年)	5月	社名を現在の「エーザイ株式会社」に変更
昭和36年(1961年)	9月	東京証券取引所市場第一部に上場
	10月	大阪証券取引所市場第一部に上場
昭和40年(1965年)	7月	三生製薬株式会社(現 サンノーバ株式会社)に経営参加
昭和41年(1966年)	3月	岐阜県川島町(現 各務原市)に川島工場を開所
昭和56年(1981年)	11月	埼玉県美里村(現 美里町)に美里工場を開所
昭和57年(1982年)	1月	茨城県豊里町(現 つくば市)に筑波研究所を開所
昭和58年(1983年)	10月	茨城県波崎町(現 神栖市)にエーザイ化学株式会社(現 鹿島事業所)を設立
昭和62年(1987年)	11月	米国にエーザイ・リサーチ・インスティテュート・オブ・ボストン・インク(現 エーザイ・インク アンドーバー研究所)を設立
平成元年(1989年)	9月	ドイツにエーザイ・ドイッチェランド・ゲーエムベーハー(現 エーザイ・ゲーエムベーハー)を設立
平成2年(1990年)	8月	英国にエーザイ・ロンドン・リサーチ・ラボラトリーズ・リミテッド(現 エーザイ・リミテッド(英国))を設立
	10月	三光純薬株式会社(現 エーディア株式会社)と診断薬事業での業務提携契約に調印
平成4年(1992年)	4月	米国に米州持株会社(エーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカ)を設立
平成7年(1995年)	2月	米国にエーザイ・ファーマテクノロジー・インク(現 エーザイ・インク ノースカロライナ工場)を設立
	4月	米国にエーザイ・インクを設立
	10月	英国にエーザイ・リミテッドを設立
平成8年(1996年)	1月	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立
	3月	中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)製薬有限公司)を設立
	4月	エルメッド エーザイ株式会社を設立
平成9年(1997年)	4月	株式会社カン研究所を設立
	4月	韓国にエーザイ・コリア・インクを設立
平成14年(2002年)	6月	米国にエーザイ・メディカル・リサーチ・インク(現 エーザイ・インク)を設立
平成16年(2004年)	6月	委員会等設置会社(現 委員会設置会社)へ移行
	10月	英国に欧州統括・持株会社(エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド)を設立
平成19年(2007年)	3月	英国にエーザイ・マニュファクチャリング・リミテッドを設立
	3月	インドにエーザイ・ファーマテクノロジー・アンド・マニュファクチャリング・プライベート・リミテッドを設立
	4月	米国のモルフォテック・インクを買収
	10月	三光純薬株式会社(現 エーディア株式会社)を株式交換により完全子会社化
平成20年(2008年)	1月	米国のMGIファーマ・インクを買収
平成21年(2009年)	3月	MGIファーマ・インクを米国連結子会社に吸収合併
平成22年(2010年)	12月	米国にエイチスリー・バイオメディシン・インクを設立

3【事業の内容】

当社グループは、連結財務諸表提出会社(以下、当社という)、連結子会社48社および持分法適用関連会社1社で構成され、その事業内容は、医薬品事業とその他事業に区分されております。医薬品事業では、医療用医薬品、一般用医薬品、診断用医薬品等の研究開発・製造・販売を、また、その他事業では、食品添加物、化学品等の製造・販売を行っております。

事業区分、主要製品および主要な会社の関係は、次のとおりであります。

事業区分	主要製品	主要な会社
医薬品事業	医療用医薬品、 一般用医薬品、 診断用医薬品等	(日本) 当社、エーディア(株)、サンノーバ(株)、エルメッド エーザイ(株)、 (株)カン研究所、エーザイ・アール・アンド・ディー・マネジメント(株) (米州) エーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカ(米国)、 モルフォテック・インク(米国)、エーザイ・インク(米国)、 エイチスリー・バイオメディシン・インク(米国) (欧州) エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド(英国)、 エーザイ・リミテッド(英国)、 エーザイ・マニファクチャリング・リミテッド(英国)、 エーザイ・ゲーエムベーハー(ドイツ)、 エーザイ・エス・エー・エス(フランス)、 エーザイ・ビー・ヴィ(オランダ) (アジア他) エーザイ・アジア・リージョナル・サービス・プライベート・リミテッド(シンガポール)、 衛材(中国)薬業有限公司、 ピー・ティー・エーザイ・インドネシア(インドネシア)、 エーザイ・クリニカル・リサーチ・シンガポール・プライベート・リミテッド(シンガポール)、 エーザイ・(タイランド)・マーケティング・カンパニー・リミテッド(タイ)、 衛采製薬股?有限公司(台湾)、エーザイ・コリア・インク(韓国)、 エーザイ・ファーマテックノロジー・アンド・マニファクチャリング・プライベート・リミテッド(インド)
その他事業	食品添加物、 化学品、 その他	(日本) 当社、エーザイフード・ケミカル(株)、エーザイ物流(株)、 (株)サンブラネット、エーザイ生科研(株)

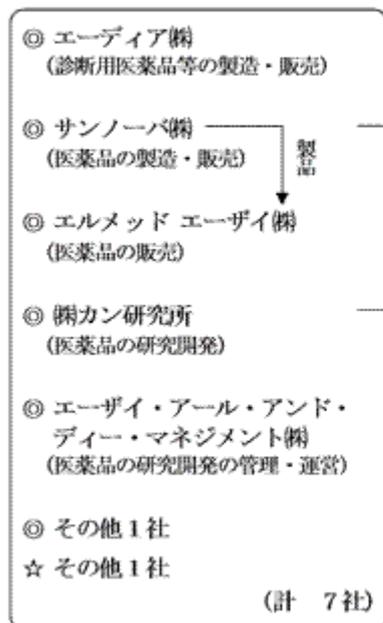
上記における事業区分は、「第5 経理の状況、1 連結財務諸表等、(1) 連結財務諸表、注記事項、(セグメント情報)」における事業区分と同一であります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。

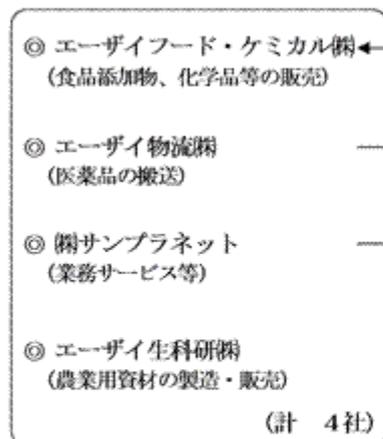
事業の系統図は、次のとおりであります。

【国内】

＜医薬品事業＞



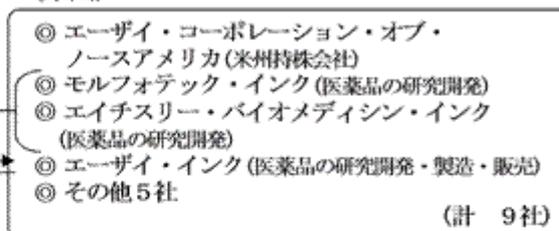
＜その他事業＞



【海外】

＜医薬品事業＞

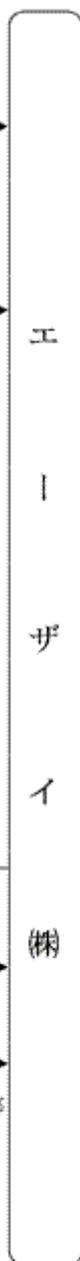
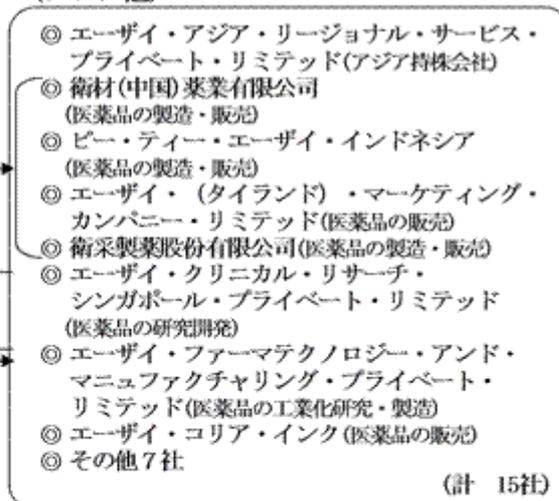
(米州)



(欧州)



(アジア他)



← は売上先を示しております。
 ◎ : 連結子会社(48社)
 ☆ : 持分法適用関連会社(1社)

4【関係会社の状況】

平成25年3月31日現在

会社名	住所	資本金 または 出資金 (百万円)	主要な事業の内容 1	議決権の 所有割合 (%) 2	関係内容			備考
					役員の兼任		営業上の取引	
					当社 役員	当社 従業員		
[連結子会社] エーディア(株)	東京都 千代田区	5,262	医薬品事業(診断用医薬品等 の製造・販売)	100.00	-	有	-	3
サンノーバ(株)	群馬県 太田市	926	医薬品事業(医薬品の製造・ 販売)	80.01	-	有	当社が医薬品を購入	
エルメッド エーザイ(株)	東京都 豊島区	450	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00	有	有	-	
エーザイフード・ケミカ ル(株)	東京都 中央区	101	その他事業(食品添加物、化 学品等の販売)	100.00	-	有	当社が食品添加物、化 学品等を販売	
(株)カン研究所	兵庫県 神戸市	70	医薬品事業(医薬品の研究開 発)	100.00	-	有	当社が医薬品の研究 開発を委託	
エーザイ物流(株)	神奈川県 厚木市	60	その他事業(医薬品の搬送)	100.00	-	有	当社の医薬品を搬送	
(株)パルマビーズ研究所	東京都 千代田区	50	-	100.00 (50.00)	-	有	-	6
エーザイ・アール・アンド ・ディー・マネジメン ト(株)	東京都 文京区	13	医薬品事業(医薬品の研究開 発の管理・運営)	100.00	有	有	当社が研究開発の一 部の管理・運営業務 等を受託	
(株)サンプラネット	東京都 文京区	455	その他事業(業務サービス、 給食、印刷、不動産の管理)	84.87	-	有	当社が業務サービス 等を購入	
エーザイ生科研(株)	熊本県 西原村	50	その他事業(農業用資材の製 造・販売)	70.28	-	有	-	
エーザイ・コーボレー ション・オブ・ノースア メリカ	米国 ニュージャ ージー州	千米ドル 3,416,700	医薬品事業(米州持株会社)	100.00	有	有	-	3
モルフォテック・インク	米国 ペンシルバニア 州	千米ドル 355,000	医薬品事業(医薬品の研究開 発)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品の研究 開発を委託	3
エーザイ・インク	米国 ニュージャ ージー州	千米ドル 151,600	医薬品事業(医薬品の研究開 発・製造・販売)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品原薬を 販売、医薬品の研究開 発・製造を委託	3 5
エイチスリー・バイオメ ディシン・インク	米国 マサチューセツ ツ州	千米ドル 8	医薬品事業(医薬品の研究開 発)	100.00 (100.00)	有	-	当社が医薬品の研究 開発を委託	
エーザイ・リミテッド	カナダ オンタリオ州	千カナダドル 15,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
エーザイ・ラボラトリオ ス・リミターダ	ブラジル サンパウロ	千ブラジル レアル 1,000	医薬品事業	100.00 (100.00)	-	-	-	
エーザイ・ラボラトリオ ス・エセ・デ・エレエレ ・デ・セ・ウベ	メキシコ メキシコシティ	千メキシコペソ 50	医薬品事業	100.00 (100.00)	有	有	-	
エーザイ・ヨーロッパ・ リミテッド	英国 ハートフォード シャー	千英ポンド 184,137	医薬品事業(欧州統括・持株 会社、医薬品の販売)	100.00	有	有	当社が欧州医薬品事 業の管理・運営業務 等を受託	3
エーザイ・リミテッド	英国 ハートフォード シャー	千英ポンド 46,008	医薬品事業(医薬品の研究開 発・販売)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品の研究 開発を委託	3
エーザイ・マニュファク チャリング・リミテッド	英国 ハートフォード シャー	千英ポンド 38,806	医薬品事業(医薬品の研究開 発・製造)	100.00 (100.00)	有	有	-	3
エーザイ・ゲーエムベー ー	ドイツ フランクフルト	千ユーロ 7,669	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
エーザイ・エス・エー・ エス	フランス パリ	千ユーロ 19,500	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	-	-	-	

会社名	住所	資本金 または 出資金 (百万円)	主要な事業の内容 1	議決権の 所有割合 (%) 2	関係内容			備考
					役員の兼任		営業上の取引	
					当社 役員	当社 従業員		
エーザイ・ビー・ヴィ	オランダ アムステルダム	千ユーロ 540	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品原薬を 販売	
エーザイ・ファルマセウ ティカ・エス・エー	スペイン マドリッド	千ユーロ 4,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
エーザイ・エス・アール ・エル	イタリア ミラノ	千ユーロ 3,500	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
エーザイ・ファルマ・ アーゲー	スイス チューリッヒ	千スイスフラン 3,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
エーザイ・アーベ	スウェーデン ストックホルム	千スウェーデン クローナ 10,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
エーザイ・ファルマセウ ティカ・ユニベッソアル ・リミタダ	ポルトガル リスボン	千ユーロ 4,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
エーザイ・エスエーノエ ヌヴィ	ベルギー ブリュッセル	千ユーロ 2,000	医薬品事業	100.00 (100.00)	有	有	-	
エーザイ・ゲーエーエス エムベーパー	オーストリア ウィーン	千ユーロ 2,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
エーザイ・アジア・リー ジョナル・サービス・プ ライベート・リミテッド	シンガポール	千シンガポ ールド 34,468	医薬品事業(アジア持株会 社)	100.00	-	有	-	
エーザイ・(シンガポ ール)・プライベート・リ ミテッド	シンガポール	千シンガポ ールド 300	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品を販売	
エーザイ・クリニカル・ リサーチ・シンガポール ・プライベート・リミ テッド	シンガポール	千シンガポ ールド 10	医薬品事業(医薬品の研究開 発)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品の研究 開発を委託	
衛材(中国)薬業有限公司	中国 江蘇省	千人民元 576,125	医薬品事業(医薬品の製造・ 販売)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品原薬を 販売	3
衛材(蘇州)貿易有限公司	中国 江蘇省	千人民元 20,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	-	有	当社が医薬品を販売	
エーザイ・(ホンコン)・ カンパニー・リミテッド	中国 香港	千香港ドル 500	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (10.00)	有	-	当社が医薬品を販売	
ビー・ティー・エーザイ ・インドネシア	インドネシア ジャカルタ	千米ドル 5,000	医薬品事業(医薬品の製造・ 販売)	100.00	有	有	当社が医薬品原薬を 販売	
エーザイ・(マレーシア) ・シンデランパハド	マレーシア ベタリンジャヤ	千マレーシ アリンギ ット 470	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (5.74)	有	有	当社が医薬品を販売	
エーザイ・(タイランド) ・マーケティング・カン パニー・リミテッド	タイ バンコク	千バーツ 103,000	医薬品事業(医薬品の販売)	94.65 (94.65) [5.35]	有	有	当社が医薬品を販売	
衛采製薬股?有限公司	台湾 台北	千台湾ドル 270,000	医薬品事業(医薬品の製造・ 販売)	100.00	有	有	当社が医薬品原薬を 販売	
エーザイ・コリア・イン ク	韓国 ソウル	千ウォン 3,512,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00	有	有	-	
ハイ・エーザイ・ファ ーマシューティカル・イン ク	フィリピン マニラ	千フィリピン ペソ 62,000	医薬品事業(医薬品の販売)	50.00 (1.45)	有	有	当社が医薬品を販売	4
エーザイ・ファーマテク ノロジー・アンド・マ ニュファクチャリング・ プライベート・リミテッ ド	インド アンドラ プラデシュ 州	千インドルピー 2,704,000	医薬品事業(医薬品の工業化 研究・製造)	100.00 (11.10)	有	有	当社が医薬品の工業化 研究・製造を委託、医 薬品を購入	3

会社名	住所	資本金 または 出資金 (百万円)	主要な事業の内容 1	議決権の 所有割合 (%) 2	関係内容		備考
					役員 兼任	営業上の取引	
					当社 役員	当社 従業員	
エーザイ・ファーマ シューティカルズ・イン ディア・プライベート・ リミテッド	インド マハラシュトラ 州	千インドルピー 160,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (0.63)	有	有	当社が医薬品原薬を 販売
エーザイ・オーストラリ ア・ピーティーワイ・リ ミテッド	オーストラリア シドニー	千豪ドル 1,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00	有	有	-
その他3社	-	-	-	-	-	-	-
[持分法適用関連会社] ブラッコ・エーザイ(株)	東京都 文京区	340	医薬品事業(造影剤の輸入・ 製造・販売)	49.00	-	有	当社が医薬品を購入

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
- 2 「議決権の所有割合」の()内に間接所有割合を内書きし、[]内に自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の所有割合を外書きしております。
- 3 特定子会社に該当する子会社であります。
- 4 ハイ・エーザイ・ファーマシューティカル・インクの議決権の所有割合は100分の50以下ではありますが、実質的に支配しているため、連結子会社としております。
- 5 当連結会計年度における連結財務諸表の売上高に占める連結子会社の売上高(連結会社間の売上高を除く)の割合が100分の10を超える会社はエーザイ・インクのみであり、その主要な損益情報等は、次のとおりであります。
- | | |
|-------|------------|
| 売上高 | 188,014百万円 |
| 営業利益 | 31,570百万円 |
| 経常利益 | 30,135百万円 |
| 当期純利益 | 17,939百万円 |
| 純資産額 | 333,197百万円 |
| 総資産額 | 496,522百万円 |
- 6 平成25年3月、(株)パルマビーズ研究所は解散し、現在清算手続き中であります。

なお、平成25年4月、ロシアに医薬品販売会社リミテッド・ライアピリティ・カンパニー・エーザイを設立いたしました。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成25年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
医薬品事業	9,778
その他事業	717
合計	10,495

(注) 従業員数には就業人員数(当社および連結子会社(以下、当連結グループという)からグループ外への出向者を除き、グループ外から当連結グループへの出向者を含む)を記載しております。

(2) 提出会社の状況

平成25年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
4,050	43.1	19.3	10,630,390

- (注) 1 従業員数には就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)を記載しております。
- 2 平均年間給与には基準内賃金、基準外賃金および賞与を含め、ストック・オプションによる株式報酬費用を除いております。
- 3 従業員は医薬品事業に所属しております。

(3) 労働組合の状況

昭和21年本庄工場(当時)にエーザイ労働組合が、昭和36年本社にエーザイ本社労働組合がそれぞれ単位組合として組織されました。両組合は昭和62年10月1日付で統合され、新たにエーザイ労働組合として発足しました。また、一部の連結子会社についても労働組合が組織されております。

平成25年3月31日現在、いずれの労働組合においても、労使関係について特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の連結業績は、次のとおりとなりました。

売上高	5,736億58百万円	対前連結会計年度	743億17百万円減11.5%減)
営業利益	704億62百万円	同	252億86百万円減26.4%減)
経常利益	655億77百万円	同	244億59百万円減27.2%減)
当期純利益	482億75百万円	同	102億35百万円減17.5%減)

売上高については、新規抗がん剤「ハラヴェン」、ヒト型抗ヒトTNFモノクローナル抗体「ヒュミラ」等の新製品群が伸長する一方、アルツハイマー型認知症治療剤「アリセプト」とプロトンポンプ阻害剤「パリエット」(米国名「アシフェックス」)が、市場の競合激化や日本における薬価改定等の影響を受け減少した結果、減収となりました。「パリエット」の売上高は1,084億42百万円(同14.2%減)、「アリセプト」の売上高は942億66百万円(同35.9%減)であります。がん関連領域製品の売上高は、「ハラヴェン」の貢献により1,003億86百万円(同7.8%増)となり、連結売上高に対する構成比は17.5%(前連結会計年度は14.4%)に拡大いたしました。また、てんかん領域製品の売上高は、欧州でのAMP A受容体拮抗剤「ファイコンパ」の新発売もあり、164億61百万円(同20.5%増)と二桁成長を果たしました。

利益については、共同販促に係る提携費用の減少、これまで実施してきた構造改革等による人件費の減少および全社での費用効率化等により、販売費及び一般管理費は減少したものの、売上高の減少が影響し、営業利益、経常利益および当期純利益は減益となりました。

これにより、1株当たり当期純利益は169円38銭(前連結会計年度より35円94銭減)となりました。

当期純利益に少数株主損益およびその他の包括利益を加減した包括利益は951億61百万円となりました。

[セグメントの状況]

(各セグメントの売上高は外部顧客に対するものであります)

当連結グループのセグメントは、医薬品事業とその他事業から構成されており、医薬品事業の各リージョンを報告セグメントとしております。医薬品事業では、主に医療用医薬品の製造・販売を行っております。

当連結グループは、従来、医薬品事業をイースト・アジア(日本、中国、韓国、台湾、香港)、米国、欧州、ニューマーケット・アセアン(ブラジル、メキシコ、ロシア、カナダ、オーストラリア、インド、中東、東南アジア等)の4リージョン体制としておりましたが、カナダ、メキシコ、ブラジルをはじめとする新市場に対するマネジメントを各リージョンから直接行うことを目的に、当連結会計年度より4リージョンの担当地域を再編いたしました。新たな4リージョン体制は、イースト・アジア(日本、中国、韓国、台湾、香港)、アメリカス(北米、中南米)、EMEA(Europe/Middle East/Africa: 欧州、中東、アフリカ)、インド・パシフィック(Indo-Pacific: 南アジア、アセアン、オセアニア)であります。この再編に合わせて報告セグメントの区分方法を変更し、前連結会計年度のセグメント情報に反映しております。

なお、その他事業は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医薬品原料などに係る事業を含んでおります。

<イースト・アジア医薬品事業>

売上高は3,628億55百万円(前連結会計年度比9.4%減)、セグメント利益は1,490億75百万円(同11.0%減)となりました。そのうち、日本の売上高は3,288億34百万円(同11.7%減)と減少しましたが、中国の売上高は218億38百万円(同29.4%増)と大幅に伸長いたしました。

「アリセプト」の売上高は787億52百万円(同30.8%減)、「パリエット」の売上高は526億39百万円(同17.3%減)、「ヒュミラ」の売上高は290億29百万円(同21.0%増)、「ハラヴェン」の売上高は55億18百万円(同79.6%増)であります。

日本医療用医薬品事業においては、薬価改定の影響と競合の激化により「アリセプト」の売上高が724億23百万円(同33.1%減)、「パリエット」の売上高が500億66百万円(同17.7%減)となりました。また、「ハラヴェン」の売上高は54億79百万円(同78.3%増)、ファイザー社と共同販促を展開している疼痛治療剤(神経障害性疼痛・線維筋痛症)「リリカ」の共同販促収入は138億56百万円(同22.9%増)であります。なお、「アリセプト」はファイザー社との共同販促を終了し、平成25年1月より当社単独での販促活動を行っております。また、平成24年4月に不眠症治療薬「ルネスタ」、同年9月に抗リウマチ薬「ケアラム」、平成25年1月に抗がん剤「ギリアデル脳内留置用剤」、同年2月に骨粗鬆症治療剤「アクトネル錠75mg」(月1回投与製剤)、同年3月にB型ボツリヌス毒素製剤「ナーブロック」を新発売いたしました。なお、同年5月、抗てんかん剤「イノベロン錠100mg、200mg」を新発売いたしました。

< アメリカス医薬品事業 >

売上高は1,533億34百万円(前連結会計年度比2.6%減)、セグメント利益は356億63百万円(同7.0%増)となりました。

「アシフェックス」の売上高は513億92百万円(同8.0%減)、「アリセプト」の売上高は110億24百万円(同3.5%減)、「ハラヴェン」の売上高は116億43百万円(同7.1%増)であります。

なお、平成25年6月、米国において、肥満症治療剤「ベルヴィーク」を新発売いたしました。

< E M E A 医薬品事業 >

売上高は257億54百万円(前連結会計年度比39.7%減)、セグメント利益は20億30百万円(同70.6%減)となりました。「アリセプト」、「パリエット」の売上高は物質特許満了の影響を受け、それぞれ27億35百万円(同86.4%減)、26億66百万円(同48.8%減)、「ハラヴェン」の売上高は53億85百万円(同173.9%増)であります。

「ファイコンパ」は、平成24年9月に英国で新発売した後、発売国を合計7カ国に拡大し、欧州におけるてんかん領域の成長に貢献いたしました。

ロシアにおいて、平成24年6月、抗てんかん剤「ゾネグラン」、同年7月に「ハラヴェン」、同年10月に抗てんかん剤「エグザリーフ」(一般名: eslicarbazepine acetate、E U名「ゼビニクス」)の販売承認を取得し、新発売に向けた準備を進めております。

< インド・パシフィック(Indo-Pacific)医薬品事業 >

売上高は72億73百万円(前連結会計年度比8.1%増)、セグメント利益は19億6百万円(同8.9%増)となりました。

「アリセプト」の売上高は17億53百万円(同4.4%増)、「パリエット」の売上高は17億42百万円(同4.7%増)、「ハラヴェン」の売上高は65百万円(同31.8%増)であります。

< その他事業 >

売上高は244億41百万円(前連結会計年度比40.0%減)、セグメント利益は117億26百万円(同40.7%減)となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の営業活動から得たキャッシュ・フローは、731億81百万円(前連結会計年度より174億43百万円減)となりました。税金等調整前当期純利益は714億28百万円、減価償却費は432億56百万円であります。また、法人税等の支払額は、前連結会計年度より100億56百万円減少し、297億72百万円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、217億40百万円の収入(前連結会計年度は25億61百万円の支出)となりました。3カ月超預金の純減少額は319億58百万円であります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、818億5百万円の支出(前連結会計年度より38億28百万円増)となりました。長期借入金の返済による支出は400億円、配当金の支払額は427億48百万円であります。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、1,424億56百万円(前連結会計年度末より298億88百万円増)となりました。

[連結財務指標の推移]

	第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
自己資本比率(%)	37.3	37.7	38.6	41.5	47.4
時価ベースの自己資本比率(%)	71.5	86.2	81.3	93.3	120.9
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(%)	4.1	3.8	3.1	3.9	4.3
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	15.6	14.1	16.8	13.2	11.0

(注) 各指標の算出方法

自己資本比率 : 自己資本 ÷ 総資産
 時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額(期末株価終値 × 期末発行済株式数(自己株式控除後)) ÷ 総資産
 キャッシュ・フロー対有利子負債比率 : 有利子負債(社債、借入金、代理店預り金等) ÷ 営業キャッシュ・フロー
 インタレスト・カバレッジ・レシオ : 営業キャッシュ・フロー ÷ 利払い(利息の支払額)

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
	金額(百万円)	前連結会計年度比(%)
イースト・アジア医薬品事業	348,590	95.6
アメリカス医薬品事業	107,606	102.4
E M E A 医薬品事業	32,488	75.7
インド・パシフィック医薬品事業	6,740	101.2
その他事業	12,297	50.6
合計	507,722	93.4

- (注) 1 金額は販売見込価格により算出しており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
 2 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 3 当連結会計年度において、E M E A 医薬品事業の生産実績が著しく減少いたしました。これは主に、「アリセプト」および「パリエット」の物質特許満了に伴う売上高の減少の影響であります。また、その他事業の生産実績が著しく減少いたしました。これは主に、前連結会計年度に製薬用機械事業を担う子会社4社を譲渡したことによる影響であります。

商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)	
	金額(百万円)	前連結会計年度比(%)
イースト・アジア医薬品事業	52,367	101.2
アメリカス医薬品事業	14,946	114.2
E M E A 医薬品事業	643	70.2
インド・パシフィック医薬品事業	399	118.2
その他事業	10,387	83.6
合計	78,744	100.3

- (注) 1 金額は仕入価格により算出しており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
 2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当連結グループは販売計画に基づいた生産を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
	金額(百万円)	前連結会計年度比(%)
イースト・アジア医薬品事業	362,855	90.6
アメリカス医薬品事業	153,334	97.4
E M E A 医薬品事業	25,754	60.3
インド・パシフィック医薬品事業	7,273	108.1
その他事業	24,441	60.0
合計	573,658	88.5

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 当連結会計年度において、E M E A 医薬品事業の販売実績が著しく減少いたしました。これは主に、「アリセプト」ならびに「パリエット」の物質特許満了に伴う売上高の減少の影響であります。また、その他事業の販売実績が著しく減少いたしました。これは主に、前連結会計年度に製薬用機械事業を担う子会社4社を譲渡したことによる影響であります。

3 主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)
(日本) アルフレッサ ホールディングス(株)	85,287	13.2	78,627	13.7
(日本) (株)スズケン	75,427	11.6	68,601	12.0
(日本) (株)メディパル ホールディングス	70,967	11.0	63,886	11.1
(米国) マッケソン社	59,301	9.2	59,046	10.3

4 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループは、患者様とご家族の喜怒哀楽を第一義に考え、そのベネフィット向上に貢献することを企業理念としております。この理念のもとすべての役員および従業員が一丸となり、世界のヘルスケアの多様なニーズを充足することを通して、いかなる医療システム下においても存在意義のあるヒューマン・ヘルスケア(h h c)企業となることをめざしております。この基本的な考え方を定款に定め、株主の皆様と共有化をはかっております。

この理念の実現にあたっては、主要なステークホルダーズである患者様と生活者の皆様、株主の皆様および社員との信頼関係の構築につとめるとともに、法令と倫理の遵守を目的としたコンプライアンス活動を日々実践し、企業価値の向上に取り組んでおります。

製薬産業は、革新的な治療薬の創出と質の高い情報・サービス・製品の提供が期待されている産業であります。近年、先進国における医療費抑制策の進展、新薬開発コストの増大、内外資企業との競争激化に加え、新興国や開発途上国における医療ニーズの増加など、市場が大きく変貌を遂げる大グローバル化時代に突入しております。今まさにこれらに適応した企業経営が求められており、当社グループでは、世界の国々のより多くの患者様に貢献するためには、「Performing Better with Less Resources(時間や人など限られた資源でより高い成果をめざす)」をコンセプトに、イノベーションの推進、医薬品アクセスの向上、新たなパートナーシップの推進が重要であると考えております。

(1) 中期戦略計画「はやぶさ」2年間の振り返り

大グローバル化時代においてもグローバルトップティアのハイパフォーマンス企業へと転換を遂げるため、当社グループでは平成27年度を最終年度とする中期戦略計画「はやぶさ」(以下、計画「はやぶさ」)を平成23年度からスタートしております。計画「はやぶさ」では、グローバルな成長の牽引役となる日本と新興国への取り組みの強化、世界トップ20の市場すべての国への参入、オンコロジー領域における世界のトップ10入り、次世代を見据えた個別化医療を含む新規治療法の創出によって患者様価値増大に結びつくイノベーションを企図しております。これまでの2年間は、「アリセプト」の日米欧の物質特許満了という難局に直面する一方で、今後の基幹製品となる自社創製の「ハラヴェン」、「ファイコンパ」などの承認・上市、オンコロジー領域や新製品群の拡大、日本およびアジアへの地域別売上高比率の高まり、ならびに効率的かつ引き締まったオペレーションへの転換により、来たる成長を確実にするための基盤を固めてまいりました。

今後は、イノベーション創出に向けた「プロダクトクリエーション力のさらなる強化」に加え、新薬による次なる成長フェーズへの転換に向けた「マーケティング力の抜本的強化」と「新興国・開発途上国における医薬品アクセスの向上」を直ちにに取り組むべき課題として認識し、取り組んでまいります。

(2) イノベーションを創出するプロダクトクリエーション力のさらなる強化

当社グループは、アンメット・メディカル・ニーズを充足する医薬品を一日でも早く患者様にお届けするというミッションを明確にし、研究開発活動をプロダクトクリエーション(製品創出活動)と定義しています。研究領域・技術基盤ごとに構成されたユニットでは、自律性と意思決定のスピードを重視したマネジメントが推進され、各ユニットが補完的に連携し創薬に取り組んでおります。

プロダクトクリエーションの本質は、ヒューマンバイオロジーにもとづく治療仮説をつくり出す力と、その治療仮説を化合物創出につなげるためのモダンケミストリー力にあると考えており、これによりイノベーションを創出するディスカバリー力を向上してまいります。また、臨床研究においては、病態を反映したバイオマーカーの積極的な活用やグローバル大規模臨床試験の厳格なオペレーションにより、臨床試験の成功確率向上と開発期間短縮をめざし、医薬品の創出につなげたいと考えております。

計画「はやぶさ」においては、現在臨床的に有用性が確認されている5つの新規化合物「ハラヴェン」、「ファイコンパ」、「ベルヴィーク」、抗がん剤「E7080」(一般名:レンパチニブメシル酸塩)、血小板減少症治療剤「E5501」(一般名:avatrombopag)に資源を集中し、これらの適応拡大ならびに新たな承認取得により価値最大化をめざします。

(3) さらなる成長を支えるマーケティング力の抜本的強化

新製品群の拡大による成長軌道への転換

計画「はやぶさ」におけるこれまでの2年間は、「アリセプト」の物質特許満了に伴い、効率的かつ引き締まった事業体制への転換をめざし、収益確保の基盤整備を推進いたしました。また、オンコロジー領域の売上高が1,000億円レベルに拡大し、フランチャイズのトランスフォーメーションを実現いたしました。計画「はやぶさ」の3年目にあたる平成25年度は、グローバルでの「ハラヴェン」のさらなる伸長に加えて、欧州での「ファイコンパ」の販売国拡大、米国における「ベルヴィーク」および「ファイコンパ」の新発売により、次なる成長フェーズへの転換の年とすることを企図し、これらの新製品群に資源を集中し、早期極大化をめざします。特に、米国で新たに参入する肥満症治療市場は、かつての認知症治療市場と同様に薬物治療が未だ確立していない領域であり、当社が「アリセプト」で培った経験を活かし、医療従事者、患者様への疾患啓発や患者様サポートプログラムを推進し、ウエイトマネジメント市場の形成をはかってまいります。

患者様の行動に即した2つの「h h c ユニット」体制への転換

日本国内は、地域医療における医療・介護連携の進展、行政と地域が一体となった地域医療体制の整備など、患者様を取り巻く環境が著しく変化しています。この変化の中で、当社グループが確実な成長を果たすためには、患者様の受診行動やニーズを熟知し、患者様満足を充足することにフォーカスをあてた活動を強化する必要がありますと考えております。平成25年度より国内医薬品事業のビジネスモデルを抜本的に見直し、認知症やリウマチなどの地域医療の中でケアされている患者様に特化した「地域包括h h cユニット」、ならびに、がん治療において切なる想いを持つ患者様のニーズ充足をめざす「オンコロジーh h cユニット」の2ユニット体制に転換し、患者様の特性やニーズに沿った情報、サービスならびに製品の提供を行い、患者様満足をより専門的かつ効率的に追求してまいります。この新体制により、「アリセプト」による200万人の未治療の認知症患者様への貢献、「ハラヴェン」をはじめとするオンコロジー領域、ならびに「ヒュミラ」、「リリカ」、「ルネスタ」などの新製品群における患者様貢献の拡大をしっかりと果たし、計画「はやぶさ」における牽引役である日本での成長を確実にしてまいります。

(4) 新興国・開発途上国における医薬品アクセスの向上

当社グループは、計画「はやぶさ」期間中に、当社製品が入手可能な国数を114カ国、貢献する患者様数を5億人に拡大することをめざしております。中間所得者層の急速な拡大による大きな成長機会が見込まれている新興国市場に当社のイノベーションを早期にお届けすることを企図し、患者様の所得レベルや医療システムなどを考慮したアフォードブルプライシング(患者様が購入し易い価格設定)や、そのリージョンや市場に最適な知を有するマーケティングパートナーとの補完的パートナーシップの構築など、新たなビジネスモデルを展開してまいります。

一方、多くの新興国・開発途上国においては、貧困や医療システムの不整備などから、必要な医薬品が必要とされる患者様のもとに届かないという問題(医薬品アクセス問題)を抱えています。当社グループは、これらの国々における健康福祉や医薬品アクセスを向上させることは、経済成長や中間所得者層の拡大につながり、将来の市場形成への長期的な投資であると考え、h h c 理念にもとづいた積極的かつ持続的な取り組みを行ってまいります。

ティアードプライシングによる医薬品アクセスの拡大

当社グループは、新興国・開発途上国において「ハラヴェン」など革新的新薬を患者様にお届けするためには、各国の経済状況や保険制度に合わせて患者様が購入し易い価格(アフォードブルプライス)を設定することが重要であると考えております。アフォードブルプライスを実現する新たなモデルとして、同一国内において、患者様の所得水準に合わせた複数の価格を設定する「ティアードプライシング」を導入してまいります。これにより、新薬をいち早く患者様にお届けし、当社製品が貢献する患者様数を大幅に拡大することで、ローマージン・ハイボリューム型^{*}のビジネスモデルの実現をめざします。

^{*}ローマージン・ハイボリューム型：製品単価を安価に設定しても多くの患者様にお届けすることで、結果として利益を生み出すビジネスモデル

長期投資としての顧みられない熱帯病への取り組み

当社グループは、平成32年までに顧みられない熱帯病(Neglected Tropical Diseases : N T D s)10疾患の制圧をめざす過去最大の国際官民パートナーシップである「ロンドン宣言」に参画しています。本宣言のもと、当社グループは、世界的に供給不足となっているリンパ系フィラリア症の治療薬である「DEC(ジエチルカルバマジンクエン酸塩)」22億錠をインド・バイザッグ工場で製造し、平成25年から7年間にわたって世界保健機関(WHO)に「プライス・ゼロ(無償)」で提供するとともに、疾患啓発活動などにも取り組み、リンパ系フィラリア症の制圧の実現をめざしております。また、Drugs for Neglected Diseases initiative(DNDi)やセービンワクチン研究所などの国際的な非営利団体やブラジルの国立研究機関オズワルドクルス財団とのパートナーシップにより、シャーガス病やリーシュマニア症といった顧みられない熱帯病やマラリアに対する新薬開発を進めています。平成25年4月には、開発途上国で蔓延する感染症の制圧に向け日本発の新薬開発を推進する日本初の官民パートナーシップであるグローバルヘルス技術振興基金(GHIT Fund)の設立にも参画し、開発途上国向けの新薬創出に貢献してまいります。

(5) 株主価値の創造

当社グループは、戦略的成長投資、ROE^{*}経営、配当政策の3つの施策により株主価値を創造してまいります。戦略的成長投資としては、オンコロジー領域、中枢神経領域を中心とする専門領域の製品群の充実、中国を中心とする新興国での成長や新ビジネスモデルの構築などに投資してまいります。ROE経営では、売上高利益率(マージン)、財務レバレッジ、総資産回転率(ターンオーバー)を改善することにより、グローバルトップティア水準のROEをめざしてまいります。また、配当政策については継続的・安定的な配当を実施することで、株主資本コストを上回る純資産配当率(連結)を維持してまいります。

*自己資本当期純利益率

(6) コーポレートガバナンス

当社グループは、定款に定める「企業理念」の実現を通じて、企業価値を向上させ、株主の皆様の共同の利益を長期的に増大し、もって株主の皆様に当社の株式を安心して長期に保有いただくことを可能とするため、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、次の基本的な考え方に沿って、その充実に継続的に取り組んでおります。

株主の皆様との関係

- ・株主の皆様の権利を尊重する。
- ・株主の皆様の平等性を確保する。
- ・株主の皆様を含む当社のステークホルダーズとの良好・円滑な関係を構築する。
- ・会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。

コーポレートガバナンスの体制

- ・当社は委員会設置会社とする。
- ・取締役会は、法令の許す範囲で業務執行の意思決定を執行役に大幅に委任し、経営の監督機能を発揮する。
- ・取締役会の過半数は、独立性のある社外取締役とする。
- ・執行役を兼任する取締役は、代表執行役社長1名のみとする。
- ・経営の監督機能を明確にするため、取締役会の議長と代表執行役社長とを分離する。
- ・指名委員会および報酬委員会の委員は、全員を社外取締役とし、監査委員会の委員は、その過半数を社外取締役とする。
- ・指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員長は社外取締役とする。
- ・財務報告の信頼性確保をはじめとした内部統制の体制を充実する。

なお、当社のコーポレートガバナンスガイドライン、取締役会規則、指名委員会規則、監査委員会規則、報酬委員会規則、およびコーポレートガバナンスシステムに関する状況を以下のホームページに掲載しております。

(<http://www.eisai.co.jp/company/governance/index.html>)

また、「コーポレートガバナンス報告書」を東京証券取引所ならびに大阪証券取引所へ報告し、両取引所ならびに当社のホームページに掲載しておりますのでご参照ください。

(7) コンプライアンス・リスク管理

当社グループでは内部統制を「事業活動を適正かつ効率的に遂行するために、社内に構築され運用される体制およびプロセス」と捉え、グループで共有している「内部統制基本方針」および「内部統制行動指針」に則り、内部統制担当執行役のもとに内部統制の整備をグローバルに推進してまいりました。

平成24年度、コンプライアンスがリスク管理とともに内部統制の根幹をなすものであるとの認識から、グループ全体のコンプライアンスならびにリスクに対する意識向上と対応力強化のため、企業倫理推進部と内部統制推進部を統合・再編し、コンプライアンス・リスク管理推進部を新設しました。

コンプライアンスの推進

コンプライアンス・リスク管理推進部は、チーフコンプライアンスオフィサーのもと、世界の各リージョンの推進担当部署および各部署、各E N W^{*}のコンプライアンス推進担当者と連携し、グローバルにコンプライアンスの推進活動を行っております。

なお、当社グループのコンプライアンス活動については、これまでどおり国内外の弁護士やコンサルタント等社外専門家で組織されたコンプライアンス委員会により、客観的なレビューを定期的に受けております。また、コンプライアンス委員会はチーフコンプライアンスオフィサーに適切に助言および勧告を行っております。

^{*}E N W(Eisai Network Companies)とは、エーザイ㈱およびその関係会社で構成されている企業グループのことであります。

コンプライアンス意識の浸透

当社グループでは、従業員一人ひとりが、常にコンプライアンスに則った企業活動を行っていくことを確たるものとする上で、コンプライアンス意識の全従業員への浸透が不可欠であると考えております。

このため、E N W企業行動憲章、行動指針をとりまとめた「コンプライアンス・ハンドブック」を17カ国語に翻訳し、携帯用「コンプライアンス・カード」と併せてグループ全従業員で共有しております。また、コンプライアンスに則った組織マネジメントの実践ガイドとして、「マネジャーのためのコンプライアンス・ガイドブック」を全組織長に配付しております。

これらを用いたコンプライアンス研修会、e-ラーニング、メールマガジンの配信など、様々な媒体を駆使した教育研修機会を継続して提供し、コンプライアンス・マインドの醸成に取り組んでおります。

リスク管理の推進

コンプライアンス・リスク管理推進部では、日常的な業務リスクの低減に取り組む仕組みとして、全E N Wを対象にC S A(Control Self-Assessment：統制自己評価)を実施しております。これにより、リスクマネジメントサイクル(リスクの識別、評価、対応、モニタリング)の活性化をはかり、内部統制全般の整備を支援しております。また、日本、米州、欧州、アジア他の地域ごとにC S Aを推進する組織もしくは担当者を設置し、リスク管理の支援を通してグローバルに内部統制の推進を行っております。

(8) 危機管理に対する取り組み

当社グループでは、「危機管理委員会」を設け、危機管理に関する基本的な考え方と有事に対して備えるべき事項を「E N W危機管理方針」としてとりまとめております。また、有事の際にも、患者様への貢献活動を途絶えさせないための「E N W事業継続計画(B C P)」を制定し、グローバルに共有しております。

これらにもとづき各機能・リージョンは、それぞれの事業内容や地域特性に沿った危機管理体制を構築し、有事における従業員の安全確保を最優先とした「初動対応」に関する規程・マニュアル作りを進めております。また、医薬品の安定供給や進行中のプロダクトクリエーション活動など、重要業務を継続するための具体的なB C Pを策定し、訓練の実施による検証と見直しを継続して行っております。全員参加の避難訓練や危機対策本部訓練など、各種訓練を年に2回以上実施することを基本とし、全従業員の危機対応力の向上につとめております。

(9) 環境保全

当社グループでは、「E N W環境方針」にもとづく環境マネジメント体制のもと、すべての役員および従業員が環境基本理念を共有し、日本の主要生産拠点、蘇州工場(中国)およびパイザッグ工場(インド)にてISO14001認証を取得するなど、グループ全体で環境保全活動を展開しております。

そして、資源の投入と環境への負荷を定量的に把握するとともに、廃棄物削減とリサイクルの推進、化学物質の適正な管理と使用量削減、環境教育に取り組んでおります。また、「環境・社会報告書」を毎年発行して、環境保全に関するマネジメント体制や具体的な管理活動実績等について公表しております。

(10) 社会貢献

当社グループでは、医学・薬学の歴史、健康科学に関する知識の普及などを目的とした日本初のくすりに関する総合的な資料館「内藤記念くすり博物館」(岐阜県)を無料で公開しております。あわせて、人類の疾病の予防と治療に関する自然科学の研究を奨励し、学術の振興や人々の福祉に寄与することを目的とした「公益財団法人内藤記念科学振興財団」(東京都)、医療および医薬品に関する経済学的調査・研究、医薬品等に関する研究開発・生産・流通などについての調査・研究を行い医療とその関連諸科学の学際的研究・調査を推進することでわが国の医療と福祉の発展をはかることを目的とした「公益財団法人医療科学研究所」(東京都)に対する運営の支援を行っております。さらに、日本・海外の困難な医療環境のもとで長年に亘り医療に従事し、顕著な功績をあげた方々を顕彰する「医療功労賞」事業への協賛をしております。

(11) 株式会社の支配に関する基本方針

<基本方針の内容等>

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を、以下の「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」(以下、本対応方針)として定めております。

本対応方針は、平成18年2月28日開催の取締役会において社外取締役独立委員会より提案され、導入されたものであります。その後、平成23年8月に有効期間と一部記載事項の変更を行うものの、内容としては継続することが当社取締役会で決議されております。本対応方針については、毎年、定時株主総会後に、新たに選任された社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会で継続・見直し・廃止の審議を行うことになっております。

平成24年度は、6月21日に開催された第100回定時株主総会終了後に、新任2名を含む社外取締役7名全員で構成される社外取締役独立委員会(委員長：鈴木修)を開催し、本対応方針が以下の仕組みを有しており、本文中の一部記載形式の変更は行うものの、内容としては現行で継続することを当社取締役会に提案する旨、決議いたしました。

経営陣の恣意性が排除されている。

同方針は、毎年、継続・見直し・廃止が検討される。

取締役選任議案をもって、同方針に対する株主の皆様のご意向を反映できる。

なお、平成24年8月1日開催の取締役会において、社外取締役独立委員会より提案された本対応方針の継続が審議され、承認されております。

平成25年3月開催の委員会においては、当該対応方針に対する賛否を全委員に問い、全員賛成の意思表示が確認されました。

[当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針] (平成18年2月28日公表、平成24年8月1日改正)

1. 導入の理由

当社は、ヒューマン・ヘルスケア(h h c)企業として、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としておりますが、かかる企業価値・株主共同の利益の向上は、患者価値を創出することにより実現できるものと考えております。この患者価値を創出するためには、新薬の研究・開発の更なる推進、高品質な製品の生産・販売、医薬品の安全な使用を実現するための情報の管理・提供等が必要です。これらを実現するためには、長期的な視野のもとに大胆に企業施策を行わなければならない。また、株主価値を創出するためには、企業として安定的かつ継続的に成長していくことが不可欠の前提となります。さらに、当社は、企業としての社会的責任を全うしつつ、これらの課題を達成するため、2004年に委員会等設置会社に移行し、透明性の高いガバナンス体制を志向しております。

また、当社は長期的視点に立って策定された中期戦略計画をはじめとする諸施策を遂行・実施することにより、企業価値を高め、株主の皆様の価値を向上する所存であります。しかし、当社事業を取り巻く競争関係の激化、企業買収に対するわが国における法制度・企業文化の変化・変容等を踏まえると、当社の経営方針に重大な影響を与える買付が行われることも予想されます。特に、当社の発行済株式総数の15%以上に相当する株式の買付が行われると、当社経営に重大な影響が生じ、上記施策を遂行・達成することができなくなるおそれがあります。この15%以上に相当する株式の買付による影響については、次の事項からもその重大さは明らかであると考えられます。まず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則による関連会社の基準に、議決権の15%以上、20%未満を所有し重要な影響を与え得ることが推測される事実の存在がある場合が含まれていることがあげられます。また、15%という株式の買付は、株主総会の特別決議の否決に関して、その定足数も考慮に入れた場合、非常に大きな割合を占めることになります。

もとより当社は、当社の株式を大量に取得したり、当社の経営に関与しようとする買付については、それが当社の企業価値を大きく向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、株式を大量に取得する買付の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付条件が当社企業価値・株主共同の利益の確保の観点から不十分又は不適切であるもの等の不適切な買付も少なくないと考えられます。更に、当社が患者価値の創出を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、上述のとおり新薬の研究・開発体制、高品質製品の安定供給、薬剤の安全性と有効性の情報の管理・提供の確保が必要不可欠であり、これらが確保されなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されることとなります。

そこで、当社は、上記に記載した買付類型を含む当社企業価値・株主共同の利益に反する買付を防止するためには、当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入することが必要不可欠であると判断し、その導入を決定致しました。

本対応方針は、当社に対するかかる買付が行われる場合には、買付者又は買付提案者(以下、公開買付者又はその提案者も含め、併せて「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付内容に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、必要に応じて、株主の皆様にも事業計画等を説明したり、代替案を提示するとともに、買付者等と交渉を並行して行っていくことを可能とすることを狙うものです。これに対し、買付者等がこうした事前の情報提供なく買付を行う場合や、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損しないものとは認められない場合には、後述のとおり、当該買付者等及びその一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して株主割当ての方法により発行します。本対応方針は、本新株予約権の発行により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合を相当低下させ、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るものです。

もっとも、こうした対応方針の導入、実際に買付がなされた場合の当該買付の検討、必要に応じた買付者等との協議・交渉、その結果等を踏まえた本新株予約権の発行の必要性の有無の判断については、経営陣の自己保身に利用されることがないように特に客観性・合理性が要求されることです。この点、当社の取締役会は、過半数が社外取締役によって構成されています。当社社外取締役7名は、いずれも、会社経営陣から独立した、経験と実績に富む会社経営者、経営学者、公認会計士、法律家であり、これらの者を過半数とし、かつ、社外取締役ではない4名も、業務執行に当たる取締役は1名のみであり、当社取締役会は、株主の皆様の利益を代表して上記の判断を客観的かつ合理的に行うことができるものと考えます。

本対応方針の導入に際しては、社外取締役のうち3名を構成員とする「特別委員会」を設置し、まず当該特別委員会にて、複数の外部専門家からもアドバイスを受け、検討致しました。その結果、特別委員会は、本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断しました。次に、本対応方針は社外取締役7名全員を構成員として設置された「社外取締役独立委員会」(その決議要件・決議事項等については(別紙1)「社外取締役独立委員会の概要」をご確認ください。)に対し提案され、社外取締役独立委員会は、本対応方針導入の可否を検討し、その結果本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断し、その導入を当社取締役会に提案致しました。取締役会は、審議の結果、本対応方針の導入を決定致しました。このように、本対応方針は当社の企業価値ひいては株主共同の利益のために、会社経営陣から独立した両委員会のイニシアティブにより採用されるに至ったものです。

加えて、本対応方針導入後においても、本対応方針の運用に際しての判断についてはその客観性・合理性が確保されるようにしております。実際に当社に対して買付がなされた場合には、社外取締役独立委員会が主体的に、下記4.に記載の各要件を満たすものであるか否かの判断を行います。

そして、社外取締役独立委員会は、当該買付が下記4.に記載のすべての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権の発行を取締役に提案いたします。取締役会は、これを受け本新株予約権の発行が必要であるかどうかを決議します。また、社外取締役独立委員会において、当該買付に対して本新株予約権を発行しない旨の決議をした場合には、取締役会では本新株予約権の発行に関する審議・決議は行いません。このように、本新株予約権を発行すべきか否かの判断に関しまして、経営陣の恣意的な判断を排除するとともに、本新株予約権の発行が容易にできない仕組みをとっております。

2. 本対応方針の対象となる買付

本対応方針においては、本新株予約権は、以下1)又は2)に該当する買付又はその提案(以下併せて「買付等」といいます。)がなされたときに、本対応方針に定められる手続に従い発行されることとなります。

- 1) 当社が発行者である株券等⁽¹⁾について、保有者⁽²⁾の株券等保有割合⁽³⁾が15%以上となる買付その他取得
- 2) 当社が発行する株券等⁽⁴⁾について、公開買付け⁽⁵⁾に係る株券等⁽⁶⁾の株券等所有割合⁽⁷⁾及びその特別関係者⁽⁸⁾の株券等所有割合の合計が15%以上となる公開買付け

(1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

(3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。

(6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

3. 本新株予約権の発行のプロセス

1) 買付者等から社外取締役独立委員会に対する事前の情報提供

上記2. に定める買付等を行う買付者等には、買付等の実行に先立ち、当社社外取締役独立委員会宛に、(別紙2)に定める当該買付者等の買付等の内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)及び買付者等が買付等に際して本対応方針に定める手続を遵守する旨を記載した書面(以下併せて「買付説明書」といいます。)を提出していただきます。

当社社外取締役独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社社外取締役独立委員会は買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上で、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合には、当該期限までに、買付者等より追加の本必要情報の提供をしていただくこととします。

なお、当社社外取締役独立委員会は、引き続き買付説明書(本必要情報を含みます)の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、買付者等が本対応方針に定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、原則として、下記3. 3) (1)記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

2) 社外取締役独立委員会による当該買付者等の買付等の内容の検討・買付者等との交渉・株主の皆様への代替案の提示

当社社外取締役独立委員会は、買付者等から本必要情報が十分に記載された買付説明書及び社外取締役独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、必要に応じ、当社の代表執行役社長に対しても、社外取締役独立委員会が定める期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他社外取締役独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を30日以内に提出することを求めます。

社外取締役独立委員会は、買付者等及び代表執行役社長からの必要な情報・資料を受領後、原則として60日間(但し、下記3. 3) (3)に記載するところに従い、社外取締役独立委員会は当該期間について90日を限度として延長することができるものとします。)(以下「社外取締役独立委員会検討期間」といいます。)、買付者等の買付等の内容の精査・検討、当社代表執行役社長が提出した代替案の精査・検討、買付者等と当社代表執行役社長の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、社外取締役独立委員会は、必要があれば、直接又は間接に、当該買付者等と交渉を行い、また、株主の皆様当社代表執行役社長が提出した代替案の提示を行うものとします。

社外取締役独立委員会は、社外取締役独立委員会の判断が適切になされることを確保するために、自らの裁量により、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

なお、買付者等は、社外取締役独立委員会検討期間が終了するまでは、上記2. に規定する買付等を実行することはできないものとします。

3) 社外取締役独立委員会の決議

社外取締役独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続を行うものとします。

- (1) 社外取締役独立委員会は、買付者等が上記3 . 1)及び2)に規定する手続を遵守しなかった場合を含め、下記3 . 3) (2)又は(3)のいずれにも該当しない限り、原則として、社外取締役独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。
但し、社外取締役独立委員会は、かかる提案の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができるものとします。
- (2) 社外取締役独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との交渉の結果、当該買付者等による買付等が下記4 . 1)から9)のいずれの要件も満たすと判断した場合には、社外取締役独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、本新株予約権を発行しないことを決議いたします。この不発行の決議に関して、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について改めて審議等をすることはありません。
但し、社外取締役独立委員会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に提案することができるものとします。
- (3) 社外取締役独立委員会が、当初の社外取締役独立委員会検討期間終了時まで、本新株予約権の発行又は不発行の決議を行うに至らない場合には、社外取締役独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の提出要求及び検討等に必要範囲内、社外取締役独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います(なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。)
上記決議により社外取締役独立委員会検討期間を延長した場合、社外取締役独立委員会は、引き続き、買付者等の買付等の内容の検討・必要な場合には買付者等との交渉・代替案の提出要求及び検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の発行の提案又は不発行の決定や当社の株主の皆様へ代替案の提示等を行うよう努めるものとします。

4) 取締役会の決議

当社取締役会は、社外取締役独立委員会から上記本新株予約権発行の提案を受けた場合、速やかに決議を行うものとします。

但し、取締役会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、別個の判断を行うことができるものとします。

なお、当社社外取締役独立委員会が本新株予約権の不発行の決議をした場合には、上記3 . 3) (2)に記載のとおり、社外取締役独立委員会の決議によるものとし、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について審議等をすることはありません。

5) 情報開示

当社は、本対応方針の運用に際しては、法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、以下に掲げる本対応方針の各手続きの進捗状況並びに当社社外取締役独立委員会及び当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

- (1) 上記2 . の1)又は2)に該当する買付がなされた事実
- (2) 買付者等から買付説明書が提出された事実及び本必要情報その他の情報のうち社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (3) 社外取締役独立委員会が検討を開始した事実及び検討期間の延長が行なわれた事実(その期間と理由を含む)
- (4) 社外取締役独立委員会が、本新株予約権の発行を提案した事実及びその概要並びに本新株予約権を発行すべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (5) 取締役会が、本新株予約権の発行の決議を行った事実及びその概要並びに当該決定の判断理由その他取締役会が適切と判断する事項
- (6) 社外取締役独立委員会が、本新株予約権の不発行を決議した事実及びその概要並びに本新株予約権を不発行とすべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (7) 上記(4)又は(6)の決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、社外取締役独立委員会が本新株予約権の発行の中止又は本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を下した場合に社外取締役独立委員会が必要と認める事項
- (8) 上記(5)の決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、取締役会が別個の判断を下した場合に取締役会が必要と認める事項

4. 本新株予約権を発行する基準

社外取締役独立委員会は、本対応方針の対象となる買付等が、以下の全ての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権を発行することを取締役会に提案する予定としております。

- 1) 本対応方針に定める手続を遵守した買付等である場合
- 2) 下記に掲げる行為等により当社企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等ではない場合
 - (1) 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (3) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (4) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- 3) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付等ではない場合
- 4) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等ではない場合
- 5) 当社株主に対して、買付者等の概要(別紙2本必要情報1.の例示を含みます。)、買付等の価格の算定根拠(別紙2本必要情報3.の例示を含みます。)及び買付等の資金の裏付け(別紙2本必要情報4.の例示を含みます。)、買付等の後の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等(別紙2本必要情報5.の例示を含みます。)の買付等の内容を判断するための情報が提供されない、又は提供された場合であっても当該買付者等の現在又は将来の株券等保有割合等に照らして提供された情報が不十分である買付等ではない場合
- 6) 買付等の条件(別紙2本必要情報2.及び6.の例示を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は不相当である買付等ではない場合
- 7) 法令又は定款に違反する買付等ではない場合
- 8) 株主としての買付者等の行動が当社の経営に悪影響を及ぼし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等ではない場合
- 9) 買付等が行われる時点の法令、行政指導、裁判結果、証券取引所の規則により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等であると明らかに認められている買付等ではない場合

5. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、2016年6月30日までとします。

社外取締役独立委員会は、本対応方針導入後、毎年、定時株主総会開催後に、本対応方針の継続、見直し又は廃止について検討するものとします。その結果は、取締役会に提案され、取締役会で審議の上、本対応方針は継続、見直し又は廃止されるものとします。当社では、全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任されております。取締役の任期の期差別や解任制限等は存在しないことから、1回の株主総会により全取締役の選解任が可能であり、当該総会で選任された取締役により構成された取締役会において、社外取締役独立委員会の提案を受け、本対応方針を廃止する決議を行うことが可能であり、また社外取締役独立委員会において本新株予約権の発行を行わない旨の決議を行うことも可能であります。以上の点からしまして、本対応方針の継続、見直し又は廃止に関して当社の株主の皆様のご意向を十分に反映させることができるものと考えております。

なお、当社は、本対応方針の有効期間中であっても、社外取締役独立委員会の検討に基づき、必要に応じて、本対応方針を見直しもしくは変更し、又は別の買収防衛策を導入する場合があります。

6. 本新株予約権の主要な条件

本対応方針に基づき発行する予定の本新株予約権の主要な条件等は以下のとおりです。また、当社は、機動的な発行を目的として、本新株予約権について予め発行登録を行う予定であります。

1) 割当対象株主

本新株予約権の発行決議(以下「本発行決議」といいます。)において、当社取締役会が割当期日と定める日(以下「割当期日」といいます。)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の保有する当社株式を除きます。)1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てます。

2) 本新株予約権の目的とする株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株又は本発行決議において当社取締役会が定める株数とします。

3) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数(但し、当社の保有する当社普通株式を除きます。)を上限とします。

4) 本新株予約権の発行価額

無償とします。

5) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

新株予約権1個当たり1円とします。

6) 本新株予約権の行使期間

本発行決議において当社取締役会が定める本新株予約権の発行日から、最短1カ月最長2カ月の間で、本発行決議において当社取締役会が定める期間とします。

7) 本新株予約権の行使条件

(1) 割当期日又は本新株予約権の行使日において特定大量保有者(下記(ア)ないし(エ)の各号に記載される者を除き、(i)当社が発行者である株券等⁽⁹⁾の保有者⁽¹⁰⁾で、当該株券等に係る株券等保有割合⁽¹¹⁾が15%以上となる者もしくは15%以上となると当社取締役会が認めた者、又は(ii)公開買付け⁽¹²⁾によって当社が発行者である株券等⁽¹³⁾の買付け等⁽¹⁴⁾を行う者で、当該買付け等の後におけるその者の所有⁽¹⁵⁾に係る株券等所有割合⁽¹⁶⁾及びその者の特別関係者⁽¹⁷⁾の株券等所有割合と合計して15%以上となる者)、その共同保有者⁽¹⁸⁾(上記(i)に定めるとき)、その特別関係者(上記(ii)に定めるとき)、上記ないし記載の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、又は、実質的に、上記の ないし 記載の者が支配し、当該者に支配されもしくは当該者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた者、もしくは当該者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(以下、上記 ないし を総称して「特定大量保有者等」といいます。))は、本新株予約権を行使することができません。

(ア)当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。))又は当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。))

(イ)当社を支配する意図がなく上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記(i)又は(ii)に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会がかかる期間を延長することができます。))以内にその保有する当社の株券等を処分することにより上記(i)及び(ii)に該当しなくなった者

(ウ)当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。))

(エ)その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(一定の条件の下に当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限り。))

(9) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。

(10) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

(11) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。

(12) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。

(13) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。

(14) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。

(15) これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。

(16) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。

(17) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

(18) 金融商品取引法第27条の23第5項に定義されるものをいい、同条第6項に基づき共同保有者と見なされる者を含みます。

(2) 上記(1)の規定のほか、自己が特定大量保有者等ではないことを表明していない者、その他本発行決議において当社取締役会が定める事項を誓約する書面を提出していない者は、本新株予約権を行使することはできません。

8) 本新株予約権の消却

本新株予約権については、消却事由及び消却の条件は定めません。

9) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要します。

上記6.7)に基づき、特定大量保有者等は本新株予約権を行使することができないにも関わらず、特定大量保有者等において本新株予約権を自由に第三者に譲渡することができれば、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るという目的が達成し得なくなります。従って、本新株予約権には譲渡制限が付されることとなりますが、特定大量保有者等は、当社取締役会の承認する第三者には、本新株予約権を譲渡することができます。

7. 株主の皆様への影響

1) 本対応方針の導入時に株主の皆様にご与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の発行自体は行われませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはございません。

2) 本新株予約権の発行時に株主の皆様にご与える影響

本新株予約権が発行される場合においては、取締役会の当該発行決議において別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することとなります。

また、本新株予約権の発行は割当期日の4営業日前(割当期日を含む)において取り消し不能となります。割当期日において本新株予約権を取り消し不能とする理由は、買付者等以外の株主の皆様にご損害を与えることとなる市場における混乱及び株式の流動性がなくなることを避けるためです。本新株予約権を取り消し不能とすることで、個々の株式に対して発生する希釈化の量及び時期に関する疑いが全くなりません。個々の株式は希釈されますが、一人ひとりの株主の方は、少なくともその希釈化を相殺するに十分な株式を受領することとなります。それぞれの株主の方の株券等保有割合は、変化しないか又はわずかに増加いたします。

なお、社外取締役独立委員会は、新株予約権の発行を決定した後でも、上記3.3)(1)に記載のとおり、買付者等からの提案を判断する前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができます。本新株予約権の発行の中止を判断した場合には、当社1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

3) 発行に伴って株主の皆様が必要となる手続

(1) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権を発行することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権の引受権が付与されますので、株主の皆様におかれては、当該割当期日に間に合うように名義書換を完了していただくことが必要となります。

(2) 本新株予約権の申込の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、本新株予約権の引受権の付与通知及び本新株予約権の申込書を送付いたします。株主の皆様においては、本新株予約権の引受けについて、別途定める取締役会決議で決定された申込期間内に、申込書に必要な事項を記載し、捺印の上、申込取扱場所に提出することが必要となります。当該申込期間内に申込が行われない場合には、申込の権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります。

(3) 本新株予約権の行使の手続

当社は、申込期間内に本新株予約権の申込を行った株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(株主ご自身が特定大量保有者でないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の発行後、株主の皆様においては、権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株又は発行決議において別途定められる数の当社普通株式が発行されることとなります。

上記のほか、申込方法、名義書換方法及び払込方法等の詳細につきまして、本新株予約権発行決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

本新株予約権の発行及び行使の手続は、原則として以上の通りですが、取締役会は、株主の皆様が新株予約権の引受け、行使をしないことによる不利益をさけるために、その時の法令等の許す範囲内で、別の発行及び行使の手続をとることがあります。この場合にも必要事項の詳細につきまして、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

8. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則(株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)に沿うものです。また、本対応方針は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方について」も踏まえております。

(別紙1)

社外取締役独立委員会の概要

1. 構成員

当社社外取締役全員で構成される。

2. 決議要件

社外取締役独立委員会の決議は、原則として、社外取締役独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、社外取締役独立委員会の全員が出席できない場合には、社外取締役独立委員会の決議は社外取締役独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

3. 決議事項その他

社外取締役独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に提案するものとする。但し、本新株予約権の不発行の決議及び社外取締役独立委員会検討期間の延長については、取締役会への提案はせず、社外取締役独立委員会の決定によるものとする。なお、社外取締役独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役、執行役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- 1) 本対応方針の対象となる買付等の決定
- 2) 買付者等及び代表執行役社長が社外取締役独立委員会に提供すべき情報の決定
- 3) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- 4) 買付者等との交渉
- 5) 買付者等による買付等に対して代表執行役社長が提出する代替案の検討及び当社株主への当該代替案の提示
- 6) 本新株予約権の発行もしくは不発行又は社外取締役独立委員会検討期間の延長に係る決定
- 7) 本対応方針の導入・維持・見直し・廃止
- 8) 本対応方針以外の買収防衛策の検討・導入
- 9) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し、当社取締役会が判断すべき事項

また、社外取締役独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができる。

(別紙2)

本必要情報

1. 買付者等及びそのグループ(その共同保有者、その特別関係者及び(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。)の概要(具体的名称、資本関係、財務内容を含み、(買付者等が個人である場合は)年齢と国籍、当該買付者等の過去5年間の主たる職業(当該個人が経営、運営又は勤務していた会社又はその他の団体(以下「法人」といいます。))の名称、主要な事業、住所等。)、経営、運営又は勤務の始期及び終期、(買付者等が法人である場合は)当該法人及び重要な子会社等について、当該法人の主要な事業、設立国、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人又はその財産にかかる主な係争中の法的手続、これまでにを行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名を含み、(すべての買付者等に関して)過去5年間に犯罪履歴があれば(交通違反や同様の軽微な犯罪を除きます。)、その犯罪名、科された刑罰(その他の処分)、それに関係する裁判所、及び過去5年間に金融商品取引法、商法に関する違反等があれば、当該違反等の内容、違反等に対する裁判所の命令、行政処分等の内容を含みます。)
2. 買付等の目的、方法及びその内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性を含みます。)
3. 買付等の価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます。)
4. 買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。))の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
5. 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策(株式の売却、事業の売却、合併、分割、株式交換、株式移転、資産の売却、会社更生、清算、現在の資本・配当性向・配当政策・負債額・資本総額の変更、当社の現在の経営陣の変更、当社の会社構造・事業・経営方針・事業計画の変更、当社の証券の取得もしくは処分、上場廃止、当社の基本文書の変更、通例的でない取引を含みます。)
6. 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に関する方針
7. 買付等に関連した必要な政府当局の承認、事業の承認、及び規制遵守対応、第三者から取得しなければならない同意、合意ならびに承認、独占禁止法、その他の競争法ならびにその他会社が事業活動を行っている又は製品を販売している国又は地域の重要な法律の適用可能性に関する状況
8. その他社外取締役独立委員会が合理的に必要と判断する情報

4【事業等のリスク】

当社グループの連結業績を大幅に変動させる、あるいは投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクは、次のとおりであります。なお、本項目における将来に関するこれらのリスクは、有価証券報告書提出日現在において判断、予想したものであります。

- (1) 海外展開におけるリスク
当社グループは、米国、欧州、アジア等において「アリセプト」、「パリエット/アシフェックス」および「ハラヴェン」をはじめとする製品の生産・販売活動を展開しております。グローバルな事業活動を展開するうえで、法的規制、政情不安や事業環境の不確実性などのリスクを完全に回避できる保証はありません。このようなリスクに直面した場合、当該国における収益が当初の見込みを達成できない可能性があります。
- (2) 新薬開発の不確実性
医薬品候補化合物は、有効性や安全性の観点から開発を中止する可能性があります。また、臨床試験で良い結果が得られた場合であっても、製品開発中に施行される承認審査基準の変更により、承認が得られない可能性があります。開発の不確実性による新薬開発の遅延、中止などの理由で、将来に期待していた収益が得られない可能性があります。
- (3) 特定の製品への依存に関するリスク
当社グループの売上高のうち、主力製品である「アリセプト」および「パリエット/アシフェックス」の2品の割合が高い水準になっております。これらの製品において、有力な競合品の出現、特許などの保護期間の満了に伴うジェネリック医薬品の発売等による売上高の減少により、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (4) 他社とのアライアンスにおけるリスク
当社グループには、販売促進活動において、他社との業務提携を行っている製品があります。これら提携企業との良好な協力関係が保たれなくなった場合、売上高が減少し業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、製品買収や製品・開発品の導入などの活動に伴う不確実性により、将来に期待していた収益が得られない可能性があります。
- (5) 医療費抑制策
日本では医療費抑制策の一環として、通常2年に1回程度、医療用医薬品の薬価が引き下げられております。欧米、アジアの国々などにおいても、医薬品の薬剤費低減への圧力は年々高まっており、売上高を減少させる要因となります。
- (6) ジェネリック医薬品に関するリスク
先発医薬品の特許には期限があります。通常、先発医薬品の特許が切れると同成分のジェネリック医薬品が発売されます。開発リスクを伴わないジェネリック医薬品の低価格での販売により、市場シェアを奪われる可能性があります。また、特許期間内であっても、米国のようにジェネリック医薬品の申請が可能な国もあります。
- (7) 知的財産に関するリスク
特許の不成立や特許成立後の無効審判、または取得した特許を適切に保護できない場合、想定より早く他社の市場参入を招き、売上高が減少する可能性があります。また、当社グループの事業活動が第三者の知的財産権に抵触した場合、当該第三者から権利行使を受け、これにより収益性の悪化、事業計画の変更等が生じ、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (8) 副作用発現のリスク
製品に重大な副作用が発現した場合、販売の停止、製品の回収等の措置を取る可能性があります。発現した副作用に対する情報の収集、伝達および製品の回収は費用の増加につながります。
- (9) 法規制に関するリスク
医薬品事業は、薬事規制や製造物責任等の様々な法規制に関連しており、法規制の制定や改定により業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。法規制に適合しない場合、製品の回収さらには製品の許認可の取り消し、あるいは賠償請求を受ける等の可能性があります。
- (10) 訴訟に関するリスク
現在関与している訴訟または将来関与する訴訟の結果が、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

- (11) 工場の閉鎖または操業停止
技術上の問題、使用原材料の供給停止、インフルエンザ等のパンデミック、火災、地震、その他の災害等により工場が閉鎖または操業停止となる可能性があります。この場合、製品の供給が妨げられ、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (12) 使用原材料の安全性および品質に関するリスク
使用する原材料の安全性および品質に懸念が発生した場合、使用原材料の変更はもちろんのこと製品の回収、販売停止等を実施し、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (13) 外部への業務委託に関するリスク
当社グループでは研究や製造などの一部を外部へ業務委託しております。何らかの原因で業務委託先が操業停止し、当社グループへの業務の提供が妨げられることがあった場合、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (14) 環境に関するリスク
当社グループ所有の事業所が環境汚染の原因と判断された場合、事業所の閉鎖等の法的処置が講じられる可能性があります。また、周辺地域への補償責任や環境改善に要する費用は、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (15) ITセキュリティおよび情報管理に関するリスク
当社グループでは業務上、各種ITシステムを駆使しているため、システムの不備やコンピューターウイルス等の外部要因により、業務が阻害される可能性があります。また、個人情報を含め多くの情報を保有していますが、万が一の事故等によりその情報が社外に流出した場合、信用を大きく失うことで業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (16) 金融市況および為替の動向に関するリスク
市場性のある株式等を保有しているため、株式市況の低迷によってはこれらの株式等の売却損や評価損が生じ、また、金利動向によって退職給付債務の増加など業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。さらに連結売上高の多くを外貨で占めているため、連結子会社業績の円換算において外国為替変動の影響を受けます。また、輸出入取引においても外国為替変動が業績に重要な影響を及ぼします。
- (17) 内部統制の整備等に関するリスク
当社グループは、金融商品取引法にもとづく財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準ならびに実施基準に準拠し、財務報告に係る有効な内部統制システムを整備し、その適正な運用につとめます。しかし、内部統制が有効に機能せず、あるいは予期しない内部統制上の問題により、多大な損失が発生した場合には、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。
- (18) 災害等に関するリスク
地震、台風等の自然災害および火災等の事故災害等、各種災害の発生により、事業所・営業所等が大規模な被害を受け、当社グループの活動に影響を及ぼす可能性があります。また、災害により損害を被った設備等の修復のために多額の費用が発生し、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 技術導入等

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	富山化学工業(株)	平成10年 9月30日	リウマチ治療剤「T-614」の共同開発・販売提携	契約締結日より販売開始後10年が経過する日または特許満了日のいずれか遅い日まで	契約一時金他
	(ドイツ) アッヴィ・ドイツ チュラント社	平成11年 6月16日	ヒト型抗ヒトTNFモノクローナル抗体注射剤の開発および販売	契約締結日より販売承認後15年が経過する日まで	契約一時金他
	(イタリア) ユーランド社	平成15年 5月2日	「硝酸イソソルビド」の輸入およびその製剤の製造・販売	契約締結日より10年間以後2年毎の更新	
	(スイス) ノバルティス社	平成16年 2月6日	全世界におけるてんかん治療剤「ルフィナミド」の開発および製造・販売に関するライセンス	契約締結日より各国毎に特許満了日または販売開始後10年が経過する日のいずれか遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロイヤルティ
	大日本住友製薬(株)	平成17年 9月29日	糖尿病合併症治療剤「AS-3201」の日本を除く全世界における開発および製造・販売に関するライセンス	契約締結日より各国毎に特許満了日、本製剤の先発権保護期間満了日または販売開始後10年が経過する日のいずれか遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロイヤルティ
	(米国) サノピオン社	平成19年 7月26日	睡眠導入剤「エスゾピクロン」(製品名「ルネスタ」)の日本における独占的な開発および販売に関するライセンス	契約締結日より販売承認後15年が経過する日または薬価収載後15年が経過する日のいずれか遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロイヤルティ
	(スウェーデン) バイオアーク ティック・ニュー ロサイエンス社	平成19年 12月3日	新規ヒト化モノクローナル抗体「BAN2401」に関する全世界におけるアルツハイマー病を対象とした研究・開発および製造・販売に関する独占的ライセンス	契約締結日より各国毎に販売開始後15年が経過する日まで	契約一時金他 一定料率のロイヤルティ
(株)ミノファージェン 製薬	平成19年 12月18日	肝臓疾患用剤・アレルギー用薬「強力ネオミノファージェンシー」および「グリチロン錠」に関する日本およびユーロアジア地域の未発売国における独占的な開発・販売権ならびに中国を含むユーロアジア地域の既販売国における独占的な販売権の優先交渉権取得のライセンス	契約締結日より日本での販売開始後15年が経過する日まで	契約一時金他	

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	シンバイオ製薬(株)	平成20年 8月18日	ベンダムスチン塩酸塩の日本における共同開発および販売に係る独占的ライセンス	契約締結日より販売開始後10年が経過する日まで	契約一時金他
	帝國製薬(株)	平成23年 2月3日	日本におけるドネペジル貼付剤に関するライセンス	契約締結日より特許満了日または販売開始後15年が経過する日のいずれか遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロイヤルティ
(米国) エーザイ・ インク	(スイス) ヘルシン・ヘルス ケア社	平成13年 4月6日	米国・カナダにおける制吐剤「Aloxi」のライセンス(平成20年1月28日付MGIファーマ・インク買収に伴う承継)	契約締結日より販売開始後10年が経過する日まで 以後3年毎の更新	契約一時金他 一定料率のロイヤルティ
	(米国) アステックス社	平成16年 9月21日	全世界におけるDNAメチル化阻害剤「ダコジェン」の開発および製造・販売に関するライセンス(平成20年1月28日付MGIファーマ・インク買収に伴う承継)	契約締結日より各国毎に特許満了日または販売開始後20年が経過する日のいずれか遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロイヤルティ
	(スイス) ヘルシン・ヘルス ケア社	平成22年 6月4日	米国におけるNK ₁ (ニューロキニン)受容体拮抗剤「ネツピタント(一般名)」と5-HT ₃ (セロトニン-3)受容体拮抗剤「パロノセトロン(一般名)」(製品名「Aloxi」)を含有する新規の制吐剤配合剤の商業化に係るライセンス	契約締結日より物質特許満了日または販売開始後12年が経過する日のいずれか遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロイヤルティ
	(米国) フォーマ・セラ ピューティック社	平成22年 11月15日	フォーマ・セラピューティック社の化合物ライブラリーおよびスクリーニング・プラットフォームに関する研究提携と、その成果化合物に関するライセンス	契約締結日より提携終了日またはロイヤルティ支払が終了する日のいずれか遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロイヤルティ

(2) 技術導出等

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	(米国) ファイザー社	平成6年 10月5日	「E2020」(アル ツハイマー型認知症 治療剤)に関する包括 的提携	契約締結日より平成34 年7月17日まで ただし、日本においては 平成24年12月31日に終 了	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ
	(ベルギー) ヤンセン社	平成9年 4月10日	「E3810」(プロ トンポンプ阻害剤)に 関する包括的提携	契約締結日より特許満 了日または販売開始後 10年が経過する日のい ずれか遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ
(米国) エーザイ・ インク	(スイス) シラグ社	平成18年 7月3日	米国・カナダ・メキ シコを除く全世界に おけるDNAメチル 化阻害剤「ダコジェ ン」の開発および製 造・販売に関するサ ブライセンス(平成20 年1月28日付MGI ファーマ・インク買 収に伴う承継)	契約締結日より各国毎 に特許満了日または販 売開始後20年が経過す る日のいずれか遅い日 まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ

(3) 販売契約等

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間
当社	ノボ ノルディスク ファーマ(株)	平成11年 4月26日	消化管検査前処置・低血 糖治療剤「グルカゴンG ・ノボ」の販売提携	契約締結日より平成26 年12月31日まで
	杏林製薬(株)	平成15年 7月30日	日本における片頭痛治療 剤「マクスルト」の販売	契約締結日より平成29 年1月31日まで
	味の素製薬(株)	平成17年 9月12日	骨粗鬆症治療剤「アクト ネル」の販売	契約締結日より平成29 年6月11日まで
	(米国) ファイザー社	平成21年 9月24日	日本における神経障害性 疼痛治療薬「プレガバリ ン(一般名)」「製品名「リ リカ」)の共同販促	契約締結日より平成34 年7月17日まで
(米国) エーザイ・ インク	(米国) ファイザー社	平成17年 9月27日	米国における血液凝固阻 止剤「フラグミン」の販 売	契約締結日より平成27 年3月31日まで
	(スイス) アリーナ・ファーマシューティ カルズ社	平成22年 7月1日	米国、カナダ、ブラジル、メ キシコ等、米州における肥 満症治療剤「ロルカセリ ン」の独占的販売供給	契約締結日より特許満 了日または発売開始後 12年が経過する日のい ずれか遅い日まで
(英国) エーザイ・ ヨーロッパ ・リミテッ ド	(ポルトガル) ピアル・ポルテラ・アンド・ シーエー社	平成21年 2月19日	てんかん治療剤「ゼビニ クス」の欧州における販 売ライセンスおよび共同 販促	契約締結日より12年間

(注) ノバルティスファーマ(株)と平成23年10月26日に締結した日本における慢性閉塞性肺疾患治療薬に関する共同
販促契約は、販売戦略の見直しにより、両社で協議を重ねた結果、平成24年12月31日に終結いたしました。

(4) 合併関係

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	(イタリア) ブラッコ社	平成2年 11月30日	「イオメプロール」 他造影剤の日本国内 における製造・販売 に関する合併事業	契約締結日より平成26 年11月30日まで	

(5) その他

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	(アイルランド) エラン社	平成16年 3月30日	北米および欧州にお けるてんかん治療剤 「ゾネグラン」の戦 略的製品買収(「ゾネ グラン」に関する大 日本住友製薬(株)とエ ラン社とのライセン ス契約の承継を含む)		契約一時金他
	(米国) ライガンド社	平成18年 9月7日	C D 2 5 陽性皮膚浸 潤性T細胞リンパ腫 治療剤「オンタッ ク」等、抗がん剤4品 目の製品買収		契約一時金他
	(米国) クインタイルズ社	平成21年 10月29日	6種の抗がん剤候補 化合物の開発に関す る戦略的提携	契約締結日よりすべ ての予定された臨床試験 が完了または終了する 日まで	開発費の一部 負担 臨床試験結果 に応じた報酬
	(英領ケイマン諸 島) S F Jファルマ社	平成23年 9月1日	抗がん剤「E708 0」の甲状腺がん に係る第 相試験に関 する共同開発	契約締結日より開発が 終了する日	販売承認を取 得した場合、 知的財産権を 購入
	(スイス) 世界保健機関 (WHO)	平成24年 1月30日	リンパ系フィラリア 症制圧プログラムへ の支援のため、ジエチ ルカルバマジンクエ ン酸塩(DEC)22億 錠をWHOへ無償提 供	平成25年またはWHO によるDECの事前審 査が終了した日のい ずれか遅い日から7年間	

(6) 貸借契約

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間
当社	日本生命保険相互会社	平成20年 3月28日	金銭消費貸借	平成30年3月28日まで
	(株)みずほコーポレート銀行 その他金融機関	平成20年 8月25日	金銭消費貸借	平成26年8月29日まで
	(株)みずほコーポレート銀行 (株)三菱東京UFJ銀行 (株)常陽銀行 三井住友信託銀行(株) 三菱UFJ信託銀行(株) (株)東京都民銀行	平成20年 8月25日	金銭消費貸借	平成30年8月29日まで
(米国) エーザイ・ インク	(株)三菱東京UFJ銀行 ニューヨーク支店	平成20年 4月23日	タームローン	平成28年4月25日まで

(注) 上記の貸借契約には、財務制限条項が付されております。

6【研究開発活動】

当社グループは、アンメット・メディカル・ニーズを充足する医薬品を一日でも早く患者様にお届けするというミッションを明確にし、研究開発活動をプロダクトクリエーション(製品創出活動)と定義しております。研究領域・技術基盤ごとに構成されたユニットでは、自律性と意思決定のスピードを重視したマネジメントが推進され、各ユニットが補完的に連携し創薬に取り組んでおります。

プロダクトクリエーションの本質は、ヒューマン・バイオロジーにもとづく治療仮説をつくり出す力と、その治療仮説を化合物創出につなげるためのモダンケミストリー力にあると考えており、これによりイノベーションを創出するディスカバリー力を向上してまいります。また、臨床研究においては、病態を反映したバイオマーカーの積極的な活用やグローバル大規模臨床試験の厳格なオペレーションにより、臨床試験の成功確率向上と開発期間短縮をめざし、医薬品の創出につなげたいと考えております。

当連結会計年度における研究開発費総額は、1,203億77百万円(前連結会計年度比3.8%減)、売上高比率21.0%(前連結会計年度より1.7ポイント増)であります。

なお、当連結グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分しておりません。

[開発品の状況]

抗がん剤「ハラヴェン」(一般名：エリブリンメシル酸塩)は、乳がんに係る適応で、各国で順次承認を取得し、平成25年4月現在で承認取得国数は45カ国となりました。肉腫を対象として、米国、欧州、アジアにおいてフェーズⅢ試験が、日本でフェーズⅢ試験が進行中であります。また、非小細胞肺癌を対象としたフェーズⅢ試験が米国、欧州、日本、アジアにおいて進行中であります。乳がん化学療法の新薬への適応拡大をめざして実施した米国、欧州でのフェーズⅢ試験結果に基づき、平成25年4月、欧州医薬品庁(European Medicines Agency：EMA)に対して、より早期のラインでの適応で承認申請を行い、受理されました。なお、米国については、申請・開発方針を検討中であります。

AMP A受容体拮抗剤「ファイコンパ」(一般名：ペランパネル)は、12歳以上の部分てんかん併用療法の適応で、平成24年7月に欧州委員会(European Commission：EC)より、同年10月に米国食品医薬品局(FDA)より承認を取得し、平成25年4月現在の承認取得国数は32カ国となりました。同適応について、日本、中国、アジアではフェーズⅢ試験が進行中であります。全般てんかんの併用療法については、米国、欧州、日本、アジアでフェーズⅢ試験が進行中であります。部分てんかんの小児適応では、米国、欧州においてフェーズⅢ試験が進行中であります。また、平成24年12月、レノックス・ガスター症候群の適応に関して、FDAよりオーファンドラッグ(希少疾病用医薬品)の指定を受けました。

平成24年4月、日本で、ヒト型抗ヒトTNFモノクローナル抗体「ヒュミラ」(一般名：アダリムマブ)について、「尋常性乾癬及び関節症性乾癬」適応の承認条件となっていた使用成績調査(全例調査)に関し、厚生労働省から解除通達を受領いたしました。また、同年8月、関節リウマチにおける関節の構造的損傷防止に係る適応の追加承認を取得いたしました。合わせて、関節リウマチにおける「ヒュミラ」の使用は原則として既存治療で効果不十分な場合に限定されますが、抗リウマチ薬の治療歴がない場合でも、関節の構造的損傷の進展が早いと予想される患者様には投与が可能となりました。さらに、同年10月、「クローン病」適応の承認条件となっていた使用成績調査(全例調査)についても厚生労働省から解除通達を受領いたしました。なお、平成25年5月、「腸管型ベーチェット病」、同年6月、「潰瘍性大腸炎」に関する効能・効果の承認を取得いたしました。

平成24年5月、日本で、医薬品製造・販売子会社であるサンノーバ(株)は、ビタミンK₂シロップ剤「ケイツーシロップ0.2%」(一般名：メナテトレノン)について、新生児・乳児ビタミンK欠乏性出血症に対する予防の効能・効果および用法・用量の追加承認を取得いたしました。

平成24年6月、欧州で、抗てんかん剤「ゾネグラン」(一般名：ゾニサミド)について、新規にてんかんと診断された患者様の部分発作に対する単剤療法の追加適応の承認をEMAより取得いたしました。また、ロシアで、「ゾネグラン」の成人部分てんかん発作の併用療法の適応で販売承認を取得いたしました。

平成24年6月、日本で、抗リウマチ薬「ケアラム」(一般名：イグラチモド)について、関節リウマチの適応で製造販売承認を取得いたしました。

平成24年12月、米国で、プロトンポンプ阻害剤「アシフェックス」(一般名：ラベプラゾールナトリウム、日本名「パリエット」)の小児臨床データがFDAからの小児臨床試験実施要請書(Written Request)の要件を満たしていることが認められ、本剤の米国における独占期間が平成25年11月8日まで、6カ月間延長されました。さらに、平成25年3月、本剤の小児用剤形である「アシフェックス スプリンクル」徐放カプセル5mgおよび10mgについて、1～11歳までの小児における12週間までの胃食道逆流症(GERD)治療の適応でFDAより承認を取得いたしました。

平成25年2月、日本で、プロトンポンプ阻害剤「パリエット」について、アモキシシリン水和物、クラリスロマイシンまたはメトロニダゾールを用いた3剤併用によるヘリコバクター・ピロリ感染胃炎におけるヘリコバクター・ピロリの除菌療法に係る適応追加承認を取得いたしました(公知申請：平成24年8月)。

平成25年2月、日本で、アルツハイマー型認知症治療剤「アリセプトドライシロップ1%」について、新剤形として承認を取得いたしました。

平成25年3月、日本で、抗がん剤「トレアキシ点滴静注用100mg」(一般名：ベンダムスチン塩酸塩)について、承認条件となっていた特定使用成績調査(全例調査)に関し、厚生労働省から解除通達を受領いたしました。

平成25年3月、日本で、抗てんかん剤「イノベロン錠100mg、200mg」(一般名：ルフィナミド)について、希少疾患であるレノックス・ガストー症候群に対する抗てんかん薬との併用療法に係る適応で製造販売承認を取得いたしました(承認申請：平成24年8月)。

平成25年4月、日本で、中心循環系血管内塞栓促進用補綴材「ディーシー ピーズ」(高度管理医療機器)について、肝細胞癌の患者様に対する肝動脈塞栓療法を使用目的として製造販売承認を取得いたしました。

平成24年5月、日本で、プロトンポンプ阻害剤「パリエット」を含む、2種類のヘリコバクター・ピロリ除菌用3剤組み合わせ製剤(パック製剤)(「パリエット」とアモキシシリン水和物に加え、クラリスロマイシンを含む一次除菌用パック製剤、およびメトロニダゾールを含む二次除菌用パック製剤)について承認申請を行いました。

平成24年6月、欧州で、抗てんかん剤「ゾネグラン」について、6歳以上の小児の部分てんかんにおける併用療法の適応追加の承認申請が受理されました。

米国で申請していたDNAメチル化阻害剤「ダコジェン」(一般名：デシタピン)の成人における急性骨髄性白血病(AML)に係る適応追加について、平成24年3月に審査完了報告通知を受領していましたが、開発の中止を決定いたしました。

抗がん剤「MORAb-004」(ヒト化抗エンドシアリンモノクローナル抗体)について、米国、欧州で、肉腫を対象としたフェーズ試験を開始し、進行中であります。

抗がん剤「E7016」(ポリADPリボースポリメラーゼ阻害剤)について、米国で、メラノーマを対象としたフェーズ試験を開始し、進行中であります。

血管塞栓用ピース「E7040」について、日本で、多血性腫瘍を対象としたフェーズ試験を開始し、進行中であります。

抗がん剤「E7080」(一般名：レンパチニブメシル酸塩、マルチキナーゼ阻害剤)が、甲状腺がんの適応に関して、平成24年8月に日本の厚生労働省より、同年12月に米国FDAより、それぞれオーファンドラッグの指定を受けました。また、肝細胞がんを対象として、日本、欧州、米国、中国、アジアの申請をめざしたフェーズ試験を開始し、進行中であります。日本、欧州、米国、アジアで、非小細胞肺がんを対象とした新たなフェーズ試験を開始し、進行中であります。

アルツハイマー型認知症治療剤「BAN2401」(ヒト化抗Aプロトフィブリルモノクローナル抗体)について、米国、欧州で、フェーズ試験を開始し、進行中であります。

抗がん剤「MORAb-003」(一般名：ファルレツズマブ、ヒト化抗葉酸受容体モノクローナル抗体)について、プラチナ製剤感受性の初回再発卵巣がんを対象として、日本、欧州、米国、アジアでの申請をめざしたフェーズ試験が終了いたしました。速報結果では、主要評価項目である「無増悪生存期間(Progression Free Survival: PFS)」は、事前に定義した統計学的有意差の基準を満たさなかったものの、一部のサブグループにおいて、PFSの延長が認められました。申請時期を含めた今後の開発方針は、詳細な解析の実施ならびに外部専門家、規制当局と協議の上、決定いたします。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中において将来について記載した事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断、予想したものであります。なお、文中に記載した金額は、四捨五入で表示しております。

(1) 重要な会計方針および見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められた会計基準に基づき作成しておりますが、連結財務諸表の作成に当たっては見積りや仮定による必要があります。使用する見積りや仮定は、これまでの経験、業界標準、経済状況および現在入手可能な情報を総合的に勘案し、その時点で最も合理的と考えられるものを継続的に採用しております。ただし、実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性があり、また、これらの見積りは異なった仮定の下では違う結果となることがあります。

なお、重要な会計方針のうち、見積りや仮定等により連結財務諸表に重要な影響を与えている項目は、次のとおりであります。

退職給付会計

退職給付債務および年金資産は、年金数理計算に用いられる仮定に左右されます。仮定となる割引率、将来の給与水準、年金資産の期待運用収益率、退職率および死亡率については、現在の統計データ、年金資産に対する実際の長期収益率その他の要因に基づき設定しております。これらの仮定に基づく見積りと実績との差異は毎年償却を行っており、将来における営業費用等に影響を与えます。

繰延税金資産

繰延税金資産の回収可能性については、将来の課税所得を見積り、評価しております。また、実現可能性が高いと考えられる金額まで減額するために評価性引当額を計上しております。課税所得を見積る際の利益計画は、事業リスク等を十分に考慮し保守的に作成しておりますが、その見積り額が増減した場合は繰延税金資産が増減いたします。

のれんおよび販売権

のれんおよび販売権については、原則年1回、減損の判定を行っております。回収可能価額の見積りは、主に割引キャッシュ・フローを用いますが、将来キャッシュ・フロー、割引率等の多くの見積りや前提条件を使用しております。将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって見積りが変更されることにより、回収可能価額が下落し、減損損失が発生する可能性があります。

(2) 経営成績の分析

売上高、売上原価および売上総利益

(売上原価には返品調整引当金繰入額および戻入額を含めております)

当連結会計年度の連結売上高は5,737億円であり、前連結会計年度より743億円、11.5%減少いたしました。「パリエット/アシフェックス」および「アリセプト」が、市場の競合激化や日本における薬価改定等の影響を受け減少した結果、減収となりました。「パリエット」の売上高は1,084億円(前連結会計年度比14.2%減)、「アリセプト」の売上高は943億円(同35.9%減)であります。一方、がん関連領域製品の売上高は、「ハラヴェン」の貢献等により1,004億円(同7.8%増)となり、連結売上高に対する構成比は前連結会計年度の14.4%から17.5%に拡大いたしました。翌連結会計年度は「ハラヴェン」、「ファイコンパ」、「ベルヴィーク」、「ヒュミラ」、「リリカ」、「ルネスタ」の6品目の伸長により、米国での主力品「アシフェックス(日本名パリエット)」や「ダゴジェン」の物質特許満了の影響をカバーし、増収を見込んでおります。また、中国、その他のアジア地域(韓国、台湾、インド、アセアン等)およびジェネリック医薬品事業においては、それぞれ当連結会計年度より20%以上の増収を見込んでおります。

当連結会計年度の売上原価は1,741億円であり、前連結会計年度より7億円増加し、売上原価率では3.6ポイント上昇いたしました。その主な要因は、アリセプトの売上高減少による製品構成の変化、日本における薬価改定の影響であります。

その結果、当連結会計年度の売上総利益は3,996億円となり、前連結会計年度より750億円、15.8%減少いたしました。

販売費及び一般管理費

当連結会計年度の研究開発費を除く販売費及び一般管理費は2,087億円であり、前連結会計年度より450億円、17.7%減少いたしました。その主な要因は、共同販促に係る提携費用の減少、これまで実施してきた構造改革等による人件費の減少および全社での費用効率化によるものであります。当連結会計年度の研究開発費は1,204億円であり、前連結会計年度より48億円、3.8%減少いたしました。

営業利益

売上高の減少が大きく影響したことにより、当連結会計年度の営業利益は705億円となり、前連結会計年度より253億円、26.4%減少いたしました。

翌連結会計年度においては、さらなるイノベーション創出に向けた研究開発への積極的な投資と今後の成長を担う新製品への資源投入を行う一方、日本における販売パートナーへの提携費用の減少と全社的な費用効率化により販売管理費が減少する見込みであります。これにより、営業利益は当連結会計年度から11.4%増の785億円と二桁成長を見込んでおります。

営業外損益および特別損益

当連結会計年度の営業外損益は49億円の費用(純額)であり、前連結会計年度より費用(純額)が8億円減少いたしました。その主な要因は、為替差損の減少であります。また、特別損益は59億円の利益(純額)であり、前連結会計年度より利益(純額)が12億円増加いたしました。その主な要因は、退職給付信託設定益によるものであります。

当期純利益

当連結会計年度の当期純利益は483億円であり、前連結会計年度より102億円、17.5%減少いたしました。1株当たり当期純利益は169円38銭となり前連結会計年度より35円94銭減少いたしました。

翌連結会計年度は当連結会計年度から10.2%増の532億円と二桁成長を見込んでおります。

翌連結会計年度の配当については、1株当たり年間配当金150円(当連結会計年度と同額)とし、中間配当金70円、期末配当金80円を見込んでおります。

包括利益

当期純利益に少数株主損益およびその他の包括利益を加減した包括利益は952億円であり、前連結会計年度より395億円、71.0%増加いたしました。その主な要因は、円安の影響による為替換算調整勘定の変動であります。

(3) 経営成績に重要な影響を与える要因

経営成績に重要な影響を与える要因については、「4 [事業等のリスク]」に記載しております。

(4) 経営者の問題意識と今後の方針

経営者の問題意識と今後の方針については、「3 [対処すべき課題]」に記載しております。

(5) 財政状態の分析

当連結会計年度末の資産合計は、9,902億円(前連結会計年度末より144億円減)となりました。増減の主な内容は、長期借入金の返済による現金及び預金の減少によるものであります。

負債合計は、5,159億円(同653億円減)となりました。増減の主な内容は、長期借入金の返済、退職給付引当金の減少によるものであります。

純資産合計は4,743億円(同509億円増)となり、自己資本比率は47.4%(同5.9ポイント増)となりました。また、負債比率(Net DER)は、0.27倍(同0.11ポイント減)となりました。

なお、当連結グループは経営資源の最適化を考慮し、グループ全体での投資等の意思決定を行っているため、資産および負債等についてはセグメントに配分しておりません。

* 負債比率(Net DER)の算式

(有利子負債(借入金 + 社債) - 現預金 - 有価証券) ÷ 自己資本

(6) 資金の流動性および資本の財源についての情報

資金の流動性

当連結会計年度の営業活動から得たキャッシュ・フローは、732億円(前連結会計年度より174億円減)となりました。税金等調整前当期純利益は714億円、減価償却費は433億円、法人税等の支払額は298億円であります。なお、前連結会計年度差の主な要因は、税金等調整前当期純利益の減少によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、217億円の収入(前連結会計年度は26億円の支出)となりました。3カ月超預金の純減少額は320億円、有形および無形固定資産の取得による支出は198億円であります。なお、前連結会計年度差の主な要因は、3カ月超預金の純減少額によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、818億円の支出(前連結会計年度より38億円増)となりました。長期借入金の返済による支出は400億円、配当金の支払は427億円であります。以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、1,425億円(前連結会計年度末より299億円増)となりました。

〔キャッシュ・インカム〕

当社グループは、キャッシュ創出力を表す経営指標として、キャッシュ・インカムを使用しております。キャッシュ・インカムは、成長投資、株主還元、借入返済等に使用可能なキャッシュの総額であり、企業の成長性・戦略を検証する尺度と考えております。

当期純利益は483億円、有形・無形固定資産の減価償却費は433億円、のれん償却額は78億円、減損損失は14億円となりました。

その結果、当連結会計年度のキャッシュ・インカムは1,007億円(前連結会計年度比6.4%減)となり、1株当たりキャッシュ・インカムは353円47銭(前連結会計年度より24円32銭減)となりました。

当社グループでは、連結業績、純資産配当率(連結)およびキャッシュ・インカムを総合的に勘案し、株主の皆様への継続的・安定的な配当を実施していく方針であります。

* キャッシュ・インカムの算式

当期純損益 + 有形・無形固定資産減価償却費 + インプロセス研究開発費 + のれん償却額 + 減損損失(投資有価証券評価損含む)

* 1株当たりキャッシュ・インカムの算式

キャッシュ・インカム ÷ 期中平均株式数(自己株式控除後)

資本の財源

当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、資産合計の14.4%を占める1,425億円であります。当社グループは、主に営業活動から得た資金を財源とし、設備投資および研究開発活動を行っております。

一方、短期借入金は76億円、社債(1年内償還予定の社債を含む)は800億円、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)は2,264億円となりました。借入債務の通貨別の比率は82%が円建て、18%が米ドル建てとなっております。また、当連結会計年度末における社債および長期借入金の利率は1.46%~3.97%であります。

当連結会計年度末現在における自己資本比率は47.4%となりました。

当社グループの財務戦略は、現水準以上の高い信用格付けを維持するとともに、安定した財務の健全性および柔軟性を確保することを基本としております。

なお、長期借入債務の格付けは、格付投資情報センターにより「A A -」を取得しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、品質の向上、製造原価の低減を目的とした製造設備の増強・合理化、研究開発力の強化および防災のための設備投資を継続的に実施しております。

この結果、当連結会計年度の設備投資額は91億57百万円(前連結会計年度より35億52百万円減)となりました。その主な内訳は、次のとおりであります。

(1) 医薬品事業

医薬品事業では当連結会計年度において88億89百万円の設備投資を実施いたしました。その主なものとして、当社では美里工場および川島工場において製造設備他として27億34百万円、筑波研究所において研究設備他として11億41百万円を投資いたしました。

国内連結子会社ではサンノーバ(株)が製造設備他に3億80百万円を投資いたしました。

また、海外連結子会社では米国エーザイ・インクのノースカロライナ工場において製造設備他に11億97百万円、米国エイチスリー・パイオメディシン・インクの研究設備他に7億51百万円、米国モルフォテック・インクの研究設備他に5億79百万円を投資いたしました。

(2) その他事業

その他事業では当連結会計年度において2億67百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社および連結子会社における主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成25年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
			建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
本社 (東京都文京区)	医薬品事業	事務所	3,764	45	2,122 (8)	903	393	7,229	974
川島工場 (岐阜県各務原市)	医薬品事業	製造設備 研究設備	9,812	3,377	1,038 (452)	-	1,733	15,962	378
美里工場 (埼玉県美里町)	医薬品事業	製造設備	7,213	2,645	1,988 (169)	-	444	12,291	233
筑波研究所 (茨城県つくば市)	医薬品事業	研究設備	10,323	35	1,197 (80)	-	2,937	14,494	478
鹿島事業所 (茨城県神栖市)	医薬品事業	製造設備 研究設備	6,579	2,555	3,763 (239)	-	258	13,158	148

(2) 国内連結子会社

平成25年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
サンノーバ(株)	本社・工場 (群馬県太田市)	医薬品事業	事務所 製造設備	2,862	1,636	1,227 (57)	96	80	5,903	288

(3) 海外連結子会社

平成25年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	
モルフォテック ・インク	研究所 (米国ペンシルバニア州)	医薬品事業	研究設備	5,905	2,144	72 (42)	-	187	8,309	183
エーザイ・インク	本社 (米国ニュージャージー州)	医薬品事業	事務所	2,667	5	- (-)	-	1,654	4,327	653
エーザイ・インク	ノースカロライナ工場 (米国ノースカロライナ州)	医薬品事業	製造設備	7,573	4,832	421 (501)	-	417	13,244	232
エーザイ・インク	アンドーバー研究所 (米国マサチューセッツ州)	医薬品事業	研究設備	8,862	1,807	1,365 (197)	-	668	12,704	242
エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド エーザイ・リミテッド エーザイ・マニュファクチャリング・リミテッド	欧州ナレッジセンター (英国ハートフォードシャー)	医薬品事業	事務所 製造設備 研究設備	11,820	2,065	2,255 (58)	-	335	16,476	455
衛材(中国)薬業有限公司	蘇州工場 (中国江蘇省)	医薬品事業	製造設備	1,278	1,217	- (-) [25]	-	26	2,522	177
エーザイ・ファーマテクノロジー・アンド・マニュファクチャリング・プライベート・リミテッド	エーザイ・ナレッジセンター・インド (インドアンドラ・プラデシュ州)	医薬品事業	製造設備 研究設備	1,637	1,735	- (-) [202]	-	287	3,660	183

- (注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 2 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」および「建設仮勘定」の合計額であります。
 3 帳簿価額のうち「土地」の〔 〕内に賃借面積(千㎡)を外書きしております。
 4 現在休止中の主要な設備はありません。
 5 当連結グループ外から賃借している主要な設備の内容は、次のとおりであります。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (百万円)
当社	本社(桐山ビル) (東京都文京区)	医薬品事業	事務所	372
エーザイ・インク	本社 (米国ニュージャージー州)	医薬品事業	事務所	747

3【設備の新設、除却等の計画】

- (1) 重要な設備の新設等
 重要な設備の新設等は計画しておりません。
- (2) 重要な設備の除却等
 重要な設備の除却等は計画しておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,100,000,000
計	1,100,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成25年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年6月21日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	296,566,949	296,566,949	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	296,566,949	296,566,949	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

平成25年5月13日開催の報酬委員会において、取締役および執行役の報酬体系の改定を決議いたしました。これに伴い、これまで当社が採用しておりましたストック・オプション制度を廃止し、新たな新株予約権の発行はしないことといたしました。これまでに発行した新株予約権のうち権利行使期間が終了していないものの内容を、以下に記載しております。

当社は、下記開催の定時株主総会での特別決議により、旧商法第280条ノ20および旧商法第280条ノ21の規定に基づき、取締役、執行役および使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行しており、その内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日(平成15年6月24日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	150個(注1、2)	120個(注1、2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	15,000株(注2)	12,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	2,520円(注3、4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成15年7月1日～ 平成25年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,520円 資本組入額 1,260円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

株主総会の特別決議日(平成16年6月24日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	1,327個(注1、2)	1,114個(注1、2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	132,700株(注2)	111,400株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	3,170円(注3、4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～ 平成26年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,170円 資本組入額 1,585円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

株主総会の特別決議日(平成17年6月24日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	2,234個(注1、2)	2,174個(注1、2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	223,400株(注2)	217,400株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	3,820円(注3、4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日～ 平成27年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,820円 資本組入額 1,910円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 新株予約権 1個当たりの目的たる株式数は、100株であります。
- 2 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果 1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。
- $$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
- また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を助案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものといたします。
- 3 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使時の払込金額(以下、「行使価額」という。)を調整し、調整により生じる 1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- 4 時価を下回る価額で株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1円未満の端数は切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものといたします。

- 5 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を助案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

当社は、下記開催の取締役会での決議により、当社報酬委員会の決議ならびに会社法第240条第1項および第238条第2項に基づき、当社の取締役および執行役に対して会社法第238条第1項の定めに従い、新株予約権を発行しており、その内容は、次のとおりであります。

取締役会の決議日(平成18年6月23日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	1,540個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	154,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	5,300円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月10日～ 平成28年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,300円 資本組入額 2,650円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

取締役会の決議日(平成19年6月22日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	1,680個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	168,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	5,480円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月9日～ 平成29年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,480円 資本組入額 2,740円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

取締役会の決議日(平成20年6月20日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	1,750個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	175,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,760円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月21日～ 平成30年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,760円 資本組入額 1,880円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

取締役会の決議日(平成21年6月19日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	1,830個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	183,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,320円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月20日～ 平成31年6月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,320円 資本組入額 1,660円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

取締役会の決議日(平成22年6月18日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	1,145個(注1、注2)	1,080個(注1、注2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	114,500株(注2)	108,000株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	2,981円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成24年6月19日～ 平成32年6月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,981円 資本組入額 1,491円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

取締役会の決議日(平成23年6月21日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	1,420個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	142,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,140円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成25年6月22日～ 平成33年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,140円 資本組入額 1,570円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

取締役会の決議日(平成24年6月21日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	1,530個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	153,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,510円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成26年6月22日～ 平成34年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,510円 資本組入額 1,755円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。
- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものいたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものいたします。

- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1 円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものいたします。

- (1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものいたします。

- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものいたします。

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式といたします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものといたします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものといたします。
- 5 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

当社は、下記開催の定時株主総会での特別決議およびその後同日開催の取締役会での決議により、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行しており、その内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(平成18年6月23日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	930個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	93,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	5,300円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年7月10日～ 平成28年6月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,300円 資本組入額 2,650円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(平成19年6月22日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	930個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	93,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	5,480円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月9日～ 平成29年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 5,480円 資本組入額 2,740円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(平成20年6月20日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	1,050個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	105,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,760円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成22年6月21日～ 平成30年6月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,760円 資本組入額 1,880円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(平成21年6月19日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	1,020個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	102,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,320円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成23年6月20日～ 平成31年6月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,320円 資本組入額 1,660円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(平成22年6月18日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	1,545個(注1、注2)	1,416個(注1、注2)
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	154,500株(注2)	141,600株(注2)
新株予約権の行使時の払込金額	2,981円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成24年6月19日～ 平成32年6月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 2,981円 資本組入額 1,491円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(平成23年6月21日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	1,660個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	166,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,140円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成25年6月22日～ 平成33年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,140円 資本組入額 1,570円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(平成24年6月21日)		
	事業年度末現在 (平成25年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成25年5月31日)
新株予約権の数	1,840個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	184,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,510円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成26年6月22日～ 平成34年6月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	発行価格 3,510円 資本組入額 1,755円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。
- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものいたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割} \cdot \text{株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものいたします。

- 3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1 円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものいたします。

- (1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

- (2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものいたします。

- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものいたします。

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式といたします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものといたします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものといたします。
- 5 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成14年4月1日 ~ 平成15年3月31日	112	296,566	97	44,985	97	55,222

(注) 転換社債の株式転換による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

平成25年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	170	43	828	466	42	89,361	90,910	-
所有株式数 (単元)	-	1,098,966	115,081	235,922	660,141	502	850,379	2,960,991	467,849
所有株式数の割 合(%)	-	37.11	3.89	7.97	22.29	0.02	28.72	100.00	-

(注) 1 自己株式11,470,897株は「個人その他」に114,708単元を、「単元未満株式の状況」に97株を含めて記載しております。

2 「その他の法人」および「単元未満株式の状況」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ1単元および50株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

平成25年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	20,859	7.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	17,200	5.80
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	15,344	5.17
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤7-4-1	8,300	2.80
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 Pitt Street, Sydney, NSW 2000, AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3-11-1)	7,285	2.46
エーザイ従業員持株会	東京都文京区小石川4-6-10 エーザイ(株)内	7,038	2.37
ジェービー モルガン チェース バンク 385147 (常任代理人 株式会社みずほコーポレート銀行決済営業部)	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4-16-13)	6,188	2.09
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内1-3-3 (東京都中央区晴海1-8-12)	4,680	1.58
公益財団法人 内藤記念科学振興財団	東京都文京区本郷3-42-6	4,207	1.42
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1-2-1	2,660	0.90
計	-	93,765	31.62

- (注) 1 自己株式は11,470千株(3.87%)であり、議決権がないため大株主上位10位から除いております。
- 2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)、日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式であります。
- 3 ウェリントン・マネジメント・カンパニー・LLPから、平成24年6月5日付で提出された大量保有報告書により平成24年5月31日現在で15,062千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における株主名簿で確認することができないため除いております。
- ウェリントン・マネジメント・カンパニー・LLPの大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
ウェリントン・マネジメント・カンパニー・LLP	280 Congress Street, Boston, MA 02210, USA	15,062	5.08

また、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、同グループ4社の共同保有として平成23年5月6日付で提出された大量保有報告書により平成23年4月25日現在で14,855千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における株主名簿で確認することができないため除いております。株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	8,568	2.89
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	2,980	1.00
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	2,359	0.80
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内2-5-2	947	0.32
計	-	14,855	5.01

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成25年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 11,470,800	-	単元株式数 100株
完全議決権株式(その他)	普通株式 284,628,300	2,846,283	同上
単元未満株式	普通株式 467,849	-	1単元(100株)未満 の株式
発行済株式総数	296,566,949	-	-
総株主の議決権	-	2,846,283	-

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」および「単元未満株式」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ100株(議決権の数1個)および50株含まれております。

2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式97株が含まれております。

【自己株式等】

平成25年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有株式 数の割合(%)
(自己保有株式) エーザイ株式会社	東京都文京区小石川 4丁目6番10号	11,470,800	-	11,470,800	3.87
計	-	11,470,800	-	11,470,800	3.87

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

平成25年5月13日開催の報酬委員会において、取締役および執行役の報酬体系の改定を決議いたしました。これに伴い、これまで当社が採用しておりましたストック・オプション制度を廃止し、新たな新株予約権の発行はしないことといたしました。これまでに発行した新株予約権のうち権利行使期間が終了していないものの内容を、以下に記載しております。

旧商法第280条ノ20および旧商法第280条ノ21の規定に基づき、取締役、執行役および使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することが、下記開催の定時株主総会において特別決議されており、その内容は、次のとおりであります。

イ

決議年月日	平成15年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社使用人 43名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

ロ

決議年月日	平成16年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名 当社執行役 18名 当社使用人 27名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

ハ

決議年月日	平成17年6月24日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 11名 当社執行役 20名 当社使用人 31名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的たる株式数は、100株であります。
 2 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものといたします。

- 3 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。
 行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額(1 円未満の端数は切り上げる。)といたします。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値(当日に終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、新株予約権発行日の終値といたします。

なお、発行日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものといたします。

- (1) 当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数はこれを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- (2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使または「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる 1 円未満の端数はこれを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものといたします。

- (3) 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

当社報酬委員会の決議ならびに会社法第240条第1項および第238条第2項に基づき、当社の取締役および執行役に対して会社法第238条第1項の定めに従い、新株予約権を発行することが下記開催の取締役会において決議されており、その内容は、次のとおりであります。

イ

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

ロ

決議年月日	平成19年6月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 24名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

ハ

決議年月日	平成20年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

二

決議年月日	平成21年6月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 27名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する条項	(注5)

ホ

決議年月日	平成22年6月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する条項	(注5)

へ

決議年月日	平成23年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する条項	(注5)

ト

決議年月日	平成24年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名 当社執行役 19名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する条項	(注5)

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものといたします。

(1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

(2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

(3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式といたします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものといたします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものといたします。
- 5 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することが、下記開催の定時株主総会において特別決議された後、同日開催の取締役会において決議されており、その内容は、次のとおりであります。

イ

決議年月日	平成18年6月23日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 32名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

ロ

決議年月日	平成19年6月22日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 32名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

ハ

決議年月日	平成20年6月20日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

ニ

決議年月日	平成21年6月19日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

ホ

決議年月日	平成22年6月18日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 57名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

へ

決議年月日	平成23年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 55名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

ト

決議年月日	平成24年6月21日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 60名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

(注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。

2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものいたします。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{株式分割・株式併合の比率}$$

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものいたします。

3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものいたします。

(1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の比率}}$$

(2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものいたします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものいたします。

(3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものいたします。

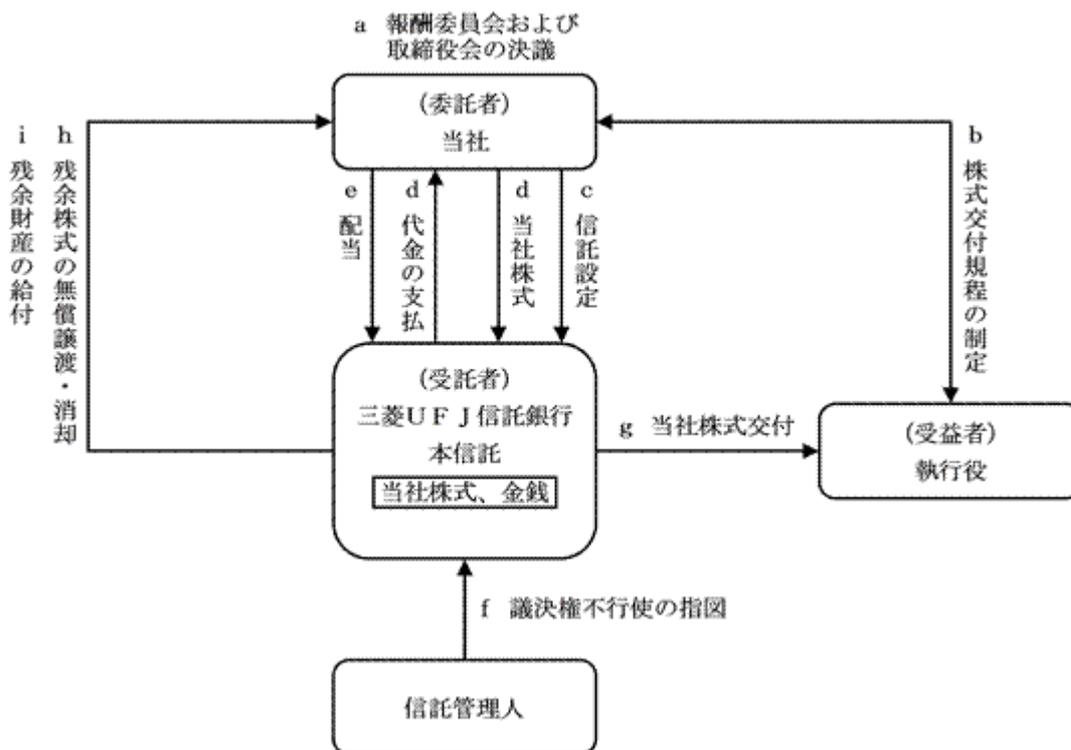
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
- (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式といたします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間
新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。
 - (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものといたします。
 - (8) 新株予約権の取得条項
(注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。
 - (9) その他の新株予約権の行使の条件
新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものといたします。
- 5 以下の 、 、 、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができるものといたします。
- 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(10) 【従業員株式所有制度の内容】

当社は、平成25年5月13日開催の報酬委員会において、執行役の中長期的な企業価値向上へのモチベーションに資するため、役員報酬BIP(Board Incentive Plan)信託(以下「本信託」という)という仕組みを採用した、業績連動型の株式報酬制度(以下「本制度」という)の導入を決議いたしました。本制度は、毎年の業績目標の達成度に応じた株式が執行役に交付される中長期インセンティブ・プランであり、当社の執行役が中長期的な視点で株主の皆様との利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づける内容となっております。

業績連動型株式報酬制度の概要

本制度は、平成26年3月末日で終了する事業年度から平成28年3月末日で終了する事業年度までの3年間を対象として、各事業年度における全社業績目標の達成度に応じて、信託期間中の毎年7月に当社株式を執行役の報酬として交付する制度であります。



- a 当社は委員会設置会社であるため、本制度の導入については、報酬委員会において執行役報酬体系に本信託を組み込むことを決議し、その後、取締役会において本制度に係る自己株式の処分について決議を行っております。
- b 当社は本制度の導入に関して執行役報酬に係る株式交付規程を制定いたします。
- c 当社はaの報酬委員会および取締役会の決議に基づき金銭を信託し、受益者要件を満たす執行役を受益者とする信託(本信託)を設定いたします。
- d 本信託は、信託管理人の指図に従い、cで信託された金銭を原資として当社から当社株式の割当てを受けます(自己株式処分)。本信託が取得する株式数は、aの報酬委員会の決議に基づき、取締役会の決議で定めております。
- e 本信託内の当社株式に対して配当が分配されます。
- f 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものといたします。
- g 信託期間中の毎年7月に、受益者要件を満たす執行役に対して、毎事業年度における全社業績目標の達成度に応じて当社株式が交付されます。
- h 本信託の清算時に残余株式が生じた場合、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定であります。
- i 本信託の清算時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定であります。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および当社役員と利害関係のない団体への寄附を行う予定であります。

本信託の契約内容は、次のとおりであります。

信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託(他益信託)
信託の目的	当社の執行役に対するインセンティブの付与
委託者	当社
受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社
受益者	執行役のうち受益者要件を満たす者
信託管理人	当社と利害関係のない第三者(公認会計士)
信託契約日	平成25年5月29日
信託の期間	平成25年5月29日～平成28年7月末日
制度開始日	平成25年5月29日、平成26年7月から当社株式の交付を開始
議決権行使	議決権行使はしない
取得株式の種類	当社普通株式
取得株式の額	489百万円(信託報酬・信託費用を含む)
株式の取得時期	平成25年5月30日
株式の取得方法	当社自己株式の処分により取得
帰属権利者	当社
残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内

執行役に割り当てる予定の株式の総数

105,400株

執行役に割り当てる予定の株式の総数は、本制度の導入を決議した時点での株価水準および現在の執行役の構成を参考に、全社業績目標の達成度が最大で推移した場合に執行役に交付が必要となる水準にて設定しております。

業績連動型株式報酬制度による受益権その他の権利を受けることができる者の範囲

執行役のうち受益者要件を満たす者

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	5,609	19,858
当期間における取得自己株式(注)	1,020	4,367

(注) 当期間における取得自己株式には、平成25年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数を含めておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間(注2)	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他 (新株予約権の権利行使)	120,700	410,694	49,700	169,113
(役員報酬BIP信託への処分)(注1)	-	-	105,400	358,644
保有自己株式数	11,470,897	-	11,316,817	-

(注) 1 当社は、平成25年5月13日開催の取締役会において、当社の報酬委員会が決定した執行役に対する業績連動型株式報酬制度「役員報酬BIP信託」導入に伴い、自己株式処分(第三者割当)を行うことについて決議し、平成25年5月30日、受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社(役員報酬BIP信託口)に対し、自己株式105,400株を第三者割当により処分いたしました。

2 当期間における保有自己株式数には、平成25年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる増加分および新株予約権の権利行使による減少分を含めておりません。

3【配当政策】

当社は委員会設置会社であり、剰余金の配当等に関しては機動的に行うことを目的として、会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会決議とすることを定款に定めております。また、毎事業年度における配当の回数については、中間配当と期末配当の年2回行うこととしております。

剰余金の配当については、連結業績、純資産配当率(連結)およびキャッシュ・インカムを総合的に勘案し、株主の皆様へ継続的・安定的に実施しております。

純資産配当率(連結)は、株主の皆様への利益配分を示す配当性向と、株主の皆様が投資した資金を使いどれだけ効果的に利益を出せたかを示す自己資本当期純利益率の2つの要素を含んでおります。

キャッシュ・インカムは、企業のキャッシュ創出力を表しております。その用途は、成長投資、株主還元および借入返済等の財務体質の強化であり、成長投資と安定配当を重視し、財務状況に応じてバランスよく柔軟に配分することが重要であると考えております。

このような観点から、連結業績に加え純資産配当率(連結)ならびにキャッシュ・インカムの配分を総合的に勘案することは、中期的な株主還元指標としてバランスのとれた相応しいものと考えております。また、自己株式の取得に関しては、適切な時期に実施いたします。

なお、剰余金の配当後の内部留保資金は、将来の企業価値を高めるための成長投資と、社債の償還および借入金返済に充当してまいります。

当事業年度の期末配当金は、株主の皆様への継続的・安定的な配当という基本方針に基づき、1株当たり80円とさせていただきます。1株当たり中間配当金70円とあわせ、年間配当金は1株当たり150円(前事業年度と同額)となり、純資産配当率(連結)は9.6%となりました。

当事業年度に係る剰余金の配当は、次のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)
平成24年11月1日 取締役会決議	19,950	70
平成25年5月13日 取締役会決議	22,807	80

4【株価の推移】

(1)【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第97期	第98期	第99期	第100期	第101期
決算年月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月	平成25年3月
最高(円)	4,500	3,675	3,425	3,385	4,405
最低(円)	2,665	2,620	2,743	2,832	3,070

(注) 最高・最低株価はいずれも東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2)【最近6カ月間の月別最高・最低株価】

月別	平成24年10月	平成24年11月	平成24年12月	平成25年1月	平成25年2月	平成25年3月
最高(円)	3,580	3,590	3,650	4,000	4,155	4,405
最低(円)	3,340	3,330	3,420	3,625	3,675	4,080

(注) 最高・最低株価はいずれも東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		内藤 晴夫	昭和22年12月27日生	昭和50年10月 当社入社 昭和58年4月 研開推進部長 昭和58年6月 取締役 昭和60年4月 研究開発本部長 昭和60年6月 常務取締役 昭和61年6月 代表取締役専務 昭和62年6月 代表取締役副社長 昭和63年4月 代表取締役社長 平成15年6月 代表取締役社長兼CEO 平成16年6月 取締役兼代表執行役社長(CEO)(現任) 平成18年1月 公益財団法人内藤記念科学振興財団理事(現任)	1年	454,037
取締役		藤吉 彰	昭和29年3月19日生	昭和51年4月 当社入社 平成14年4月 研究開発本部担当部長 平成16年4月 コーポレートコミュニケーション部IRグループ統轄部長 平成18年6月 執行役 平成18年6月 コーポレートコミュニケーション・IR担当 平成20年10月 コーポレートコミュニケーション担当 平成21年6月 取締役(現任)	1年	11,464
取締役		泉 徳治	昭和14年1月25日生	昭和38年4月 東京地方裁判所判事補 昭和48年4月 金沢地方裁判所判事 平成7年7月 浦和地方裁判所長 平成8年11月 最高裁判所事務総長 平成12年3月 東京高等裁判所長官 平成14年11月 最高裁判所判事 平成21年2月 東京弁護士会登録 平成21年3月 TMI総合法律事務所顧問(現任) 平成21年4月 当社コンプライアンス委員 平成22年6月 当社取締役(現任)	1年	1,110
取締役		増田 宏一	昭和19年1月23日生	昭和41年4月 田中芳治公認会計士事務所 昭和53年9月 新和監査法人社員 平成4年7月 監査法人朝日新和会計社(現有限責任あずさ監査法人)代表社員 平成13年7月 日本公認会計士協会副会長 平成19年7月 日本公認会計士協会会長 平成21年10月 株式会社企業再生支援機構(現株式会社地域経済活性化支援機構)社外監査役(現任) 平成22年4月 NKSJホールディングス株式会社社外監査役(現任) 平成22年6月 当社取締役(現任) 平成23年6月 株式会社第四銀行社外監査役(現任) 平成23年6月 TDK株式会社社外監査役(現任) 平成24年6月 東海ゴム工業株式会社社外監査役(現任)	1年	1,110

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		太田 清史	昭和18年2月6日生	昭和45年4月 株式会社野村電子計算センター(現株式会社野村総合研究所)入社 昭和62年12月 同社取締役 平成9年6月 同社代表取締役副社長 平成14年6月 同社取締役副会長 平成17年4月 株式会社アルゴ21(現キヤノンITソリューションズ株式会社)代表取締役社長 平成20年4月 キヤノンITソリューションズ株式会社相談役 平成22年7月 キヤノンMJアイティグループホールディングス株式会社取締役 平成23年6月 当社取締役(現任) 平成25年3月 キヤノンMJアイティグループホールディングス株式会社顧問(現任)	1年	676
取締役		青井 倫一	昭和22年2月16日生	昭和55年4月 慶應義塾大学大学院経営管理研究科助教授 平成2年4月 同研究科教授 平成13年10月 同研究科委員長兼ビジネス・スクール校長 平成18年3月 K F E J A P A N株式会社社外取締役 平成19年10月 株式会社アグット社外取締役(現任) 平成22年6月 株式会社東京カソード研究所社外取締役(現任) 平成23年4月 明治大学専門職大学院グローバル・ビジネス研究科教授(現任) 平成23年6月 当社取締役(現任) 平成23年6月 アンリツ株式会社社外取締役(現任)	1年	3,385
取締役		松居 秀明	昭和23年6月3日生	昭和46年3月 当社入社 平成7年4月 経営計画部長 平成9年6月 取締役 平成9年7月 エーザイ厚生年金基金(現エーザイ企業年金基金)理事長 平成12年6月 取締役兼執行役員 平成13年6月 取締役兼常務執行役員 平成14年6月 取締役兼専務執行役員 平成14年6月 管理担当 平成16年6月 代表執行役専務 平成20年1月 最高財務責任者(C F O) 平成21年4月 C J 担当 平成22年6月 財務・経理本部長 平成23年6月 取締役(現任)	1年	35,946

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役		出口 宣夫	昭和22年10月11日生	昭和45年3月 当社入社 平成11年10月 企業倫理推進部長 平成13年6月 執行役員 平成13年6月 企業倫理・広報・法務担当 平成16年6月 執行役 平成16年6月 企業倫理・法務・I P・環境担当 平成17年6月 常務執行役 平成18年6月 内部統制・コンプライアンス・法務・知的財産担当 平成19年6月 専務執行役 平成19年6月 内部統制・コンプライアンス・知的財産担当 平成20年6月 代表執行役専務 平成20年6月 内部統制・コンプライアンス・総務・知的財産担当 平成21年6月 チーフコンプライアンスオフィサー兼人事労務・総務担当 平成22年6月 代表執行役副社長 平成22年6月 社長補佐、チーフコンプライアンスオフィサー兼人事労務・総務担当 平成22年11月 エーザイ・アール・アンド・ディー・マネジメント株式会社代表取締役社長 平成23年6月 社長補佐、チーフコンプライアンスオフィサー 平成23年6月 エーザイ企業年金基金理事長 平成24年6月 取締役(現任)	1年	21,455
取締役		グレアム・フライ	昭和24年12月20日生	昭和47年8月 英国外務省入省 平成5年5月 同 極東/太平洋部長 平成7年12月 同 北アジア/太平洋局長 平成10年9月 同 駐マレーシア英国大使 平成13年10月 同 経済審議官 平成16年7月 同 駐日英国大使 平成20年9月 ロンドン大学東洋アフリカ学院理事(現任) 平成24年6月 当社取締役(現任)	1年	57
取締役		鈴木 修	昭和25年1月1日生	昭和52年4月 第二東京弁護士会登録 昭和52年4月 ユアサハラ法律特許事務所入所 昭和62年4月 ユアサハラ法律特許事務所パートナー(現任) 平成22年6月 株式会社ヤマダコーポレーション社外取締役 平成24年6月 当社取締役(現任)	1年	144
取締役		パトリア・ロビンソン	昭和35年10月30日生	平成7年7月 ニューヨーク大学助教授 平成12年5月 カリフォルニア大学バークレー校客員助教授 平成14年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科客員助教授 平成16年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科准教授(現任) 平成25年6月 当社取締役(現任)	1年	0
計						529,384

- (注) 1 取締役 泉徳治、増田宏一、太田清史、青井倫一、グレアム・フライ、鈴木修、パトリア・ロビンソンは、社外取締役であります。
- 2 取締役の任期は、第101期に係る定時株主総会終結の時から第102期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 当社の委員会体制は、次のとおりであります。
- | | |
|------------|--|
| 指名委員会 | 太田清史(委員長)、青井倫一、グレアム・フライ |
| 監査委員会 | 増田宏一(委員長)、藤吉彰、松居秀明、鈴木修、パトリア・ロビンソン |
| 報酬委員会 | 青井倫一(委員長)、太田清史、グレアム・フライ |
| 社外取締役独立委員会 | 泉徳治、増田宏一、太田清史、青井倫一、グレアム・フライ、鈴木修、パトリア・ロビンソン |

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	所有株式数 (株)
代表執行役 社長	C E O	内藤 晴夫	(1) 取締役の状況 参照	同左		1年	(1) 取締 役の状況 参照
代表執行役 副社長	エーザイ プロダクト クリエーション システムズ チーフプロダクト クリエーション オフィサー兼 グローバル 事業開発担当兼 社長特命担当兼 エーザイ・ アール・アンド・ ディー・マネジメ ント株式会社 代表取締役社長	林 秀樹	昭和32年11月22日生	昭和56年4月 平成16年4月 平成17年6月 平成18年6月 平成19年6月 平成21年7月 平成22年6月 平成23年6月 平成24年6月 平成24年6月 平成24年6月	当社入社 事業開発部長 執行役 ビジネスデベロップメント担当 常務執行役 チーフプロダクトクリエーション オフィサー(現任) 専務執行役 I R担当 グローバル事業開発担当(現任) エーザイ・アール・アンド・ ディー・マネジメント株式会社代 表取締役社長(現任) 代表執行役副社長(現任)	1年	6,590
代表執行役 副社長	総括製造販売 責任者兼 グローバル緊急 対応担当兼 医療政策担当兼 社長特命担当	土屋 裕	昭和27年6月29日生	昭和50年4月 平成13年4月 平成16年10月 平成17年6月 平成18年6月 平成20年3月 平成21年7月 平成21年7月 平成22年6月 平成23年6月 平成23年6月 平成24年6月 平成24年6月 平成24年10月 平成24年10月 平成25年4月 平成25年6月	当社入社 臨床研究センター臨研企画部長 エーザイ・ヨーロッパ・リミテッ ド社長 執行役 欧州事業担当 エーザイ・ヨーロッパ・リミテッ ド会長兼C E O 信頼性保証・環境安全担当 信頼性保証本部長 常務執行役 専務執行役 信頼性保証・パブリックアフェ アーズ担当 信頼性保証・P R・G R担当 代表執行役専務 グローバル緊急対応担当(現任) P R・G R担当 医療政策担当(現任) 代表執行役副社長(現任)	1年	10,736
代表執行役 副社長	チーフ フィナンシャル オフィサー兼 国内ネットワーク 企業担当兼 社長特命担当	清水 初	昭和32年4月20日生	昭和56年4月 平成13年6月 平成14年6月 平成16年4月 平成16年7月 平成18年6月 平成18年6月 平成19年6月 平成20年1月 平成21年8月 平成22年6月 平成22年6月 平成24年4月 平成24年6月 平成24年6月 平成24年6月	当社入社 経営計画部長 エーザイ・インク副社長 エーザイ・インク会長兼C E O エーザイ・コーポレーション・オ ブ・ノースアメリカ社長 執行役 米州事業担当 常務執行役 エーザイ・コーポレーション・オ ブ・ノースアメリカ会長兼C E O エーザイ・コーポレーション・オ ブ・ノースアメリカ社長 専務執行役 ニューマーケット担当 インド・パシフィック・リージョ ン プレジデント チーフフィナンシャルオフィサー (現任) 国内ネットワーク企業担当(現任) 代表執行役副社長(現任)	1年	8,778

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表執行役 専務	アジア ・リージョン プレジデント兼 社長特命担当	本多 英司	昭和29年10月9日生	昭和52年4月 当社入社 平成15年4月 国際・事業開発部長 平成15年6月 執行役員 平成16年4月 グローバルファーマシューティカルズ本部副本部長 平成16年6月 執行役員 平成17年6月 薬粧事業部長 平成19年4月 日本事業本部担当 平成19年6月 常務執行役員 平成22年6月 専務執行役員 平成22年6月 エーザイ・ジャパン プレジデント 平成23年4月 エーザイ・イースト・アジア・リージョン プレジデント 平成24年4月 イースト・アジア・リージョン プレジデント 平成24年6月 グローバルバリュークリエーション委員会チェアマン 平成24年6月 代表執行役員副社長 平成25年4月 代表執行役員専務(現任) 平成25年4月 アジア・リージョン プレジデント(現任)	1年	10,865
専務執行役員	アメリカス ・リージョン プレジデント兼 エーザイ・インク 社長兼CEO	ロネル ・コーツ	昭和39年8月2日生	平成4年10月 ヤンセンファーマ社ディストリクト・マネジャー(フォートワース, テキサス) 平成8年6月 エーザイ・インク入社 平成15年10月 同社ヴァイス・プレジデント, セールス・アンド・マーケティング 平成16年4月 同社社長兼COO 平成20年1月 エーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカ社長兼COO 平成20年6月 執行役員 平成21年8月 エーザイ・インク社長兼COO 平成22年6月 常務執行役員 平成22年6月 エーザイ・インク社長兼CEO(現任) 平成24年4月 アメリカス・リージョン プレジデント(現任) 平成24年6月 専務執行役員(現任)	1年	956
専務執行役員	エーザイ デマンドチェーン システムズ プレジデント	浅野 隆文	昭和32年4月5日生	昭和55年4月 当社入社 平成17年4月 川島工團長兼工場長 平成19年4月 生産物流・トランスフォーメーション副担当 平成19年6月 執行役員 平成19年6月 生産物流・トランスフォーメーション担当 平成19年6月 生産物流本部長 平成21年6月 デマンド・チェーン本部副本部長 平成22年6月 エーザイデマンドチェーンシステムズ プレジデント(現任) 平成23年6月 常務執行役員 平成25年6月 専務執行役員(現任)	1年	14,333

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
専務執行役	チーフタレント オフィサー兼 人財開発本部長兼 タレント マネジメント部長	岡田 安史	昭和33年 9月26日生	昭和56年 4月 当社入社 平成14年 6月 経営計画部長 平成17年 4月 医薬事業部事業推進部長 平成17年 6月 執行役 平成18年 6月 医薬事業部事業戦略部長 平成19年 4月 日本事業本部計画部長 平成20年 1月 アジア・大洋州・中東事業本部長 平成20年 8月 エーザイ・アジア・リージョナル ・サービス・プライベート・リミ テッド社長 平成21年 4月 アジア・大洋州・中東事業担当 平成22年 6月 上席執行役員 平成22年 6月 財務・経理本部財務戦略部長 平成23年 6月 執行役 平成23年 6月 チーフタレントオフィサー兼人財 開発本部長(現任) 平成23年 6月 国内ネットワーク企業担当 平成24年 6月 常務執行役 平成24年 6月 エーザイ企業年金基金理事長(現 任) 平成24年12月 人財開発本部タレントマネジメン ト部長(現任) 平成25年 6月 専務執行役(現任)	1年	6,418
常務執行役	ゼネラル カウンセル兼 知的財産担当兼 法務部長	高橋 健太	昭和34年 9月22日生	昭和58年 4月 当社入社 平成13年 6月 法務部長(現任) 平成19年 6月 執行役 平成19年 6月 ゼネラル カウンセル(現任) 平成21年 6月 知的財産担当(現任) 平成23年 6月 常務執行役(現任)	1年	2,055
常務執行役	チーフメディカル オフィサー兼 コーポレート メディカル アフェアーズ 本部長兼 グローバル セーフティボード 委員長	エドワード ・スチュワート ・ギリ	昭和37年11月21日生	平成 2年 7月 スタンフォード大学メディカルセ ンター 平成 9年 4月 当社入社 平成13年 1月 薬事政策部長 平成16年 4月 信頼性保証本部副本部長 平成19年 6月 執行役 平成24年10月 チーフメディカルオフィサー兼 コーポレートメディカルアフェ アーズ本部長兼グローバルセーフ ティボード委員長(現任) 平成25年 6月 常務執行役(現任)	1年	14,702
執行役	エーザイ ・ジャパン アライアンス担当	直江 登	昭和31年 2月 8日生	昭和53年 4月 当社入社 平成17年 4月 医薬事業部副事業部長 平成17年 6月 執行役 平成17年 6月 医薬事業部長 平成19年 4月 日本事業本部副担当 平成20年 4月 日本事業本部医薬統括部長 平成22年 6月 上席執行役員 平成23年 4月 エーザイ・ジャパン プレジデ ント 平成23年 6月 常務執行役 平成25年 4月 執行役(現任) 平成25年 4月 エーザイ・ジャパン アライア ンス担当(現任)	1年	8,008
執行役	チーフインフォ メーション オフィサー兼 総務・環境安全 担当	平井 一雄	昭和33年 8月16日生	昭和56年 4月 当社入社 平成17年 4月 経営計画部長 平成20年 6月 執行役(現任) 平成20年 6月 経営計画・情報システム担当 平成21年 7月 経営計画部長 平成22年 6月 チーフインフォメーションオフィ サー兼総務担当 平成23年 6月 チーフインフォメーションオフィ サー兼総務・環境安全担当(現任)	1年	9,808

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役	チーフ コンプライアンス オフィサー兼 内部統制担当	植田 英人	昭和30年11月11日生	昭和55年4月 当社入社 平成18年6月 取締役会事務局部長 平成21年6月 執行役(現任) 平成21年6月 内部統制担当(現任) 平成21年6月 企業倫理推進部長 平成24年6月 チーフコンプライアンスオフィ サー(現任)	1年	3,000
執行役	アジア ・リージョン デビュティ プレジデント	松江 裕二	昭和35年2月5日生	昭和57年4月 当社入社 平成20年10月 コーポレートコミュニケーション 副担当 平成20年10月 I R部長 平成21年6月 執行役(現任) 平成21年6月 コーポレートコミュニケーション 担当 平成23年6月 人財開発本部タレントマネジメン ト部長 平成24年6月 インド・パシフィック・リージョ ン プレジデント 平成25年4月 アジア・リージョン デビュティ プレジデント(現任)	1年	4,913
執行役	EMEA リージョン プレジデント兼 エーザイ ・ヨーロッパ・ リミテッド社長兼 CEO	ガリー ・ヘンドラー	昭和41年9月26日生	平成17年6月 サノフィ・アベンティス社(現サ ノフィ社)アソシエイト・ヴァイ ス・プレジデント, グローバル・ マーケティング 平成20年2月 エーザイ・ヨーロッパ・リミテッ ド入社 平成20年2月 同社ディレクター, コマーシャル ・ディベロップメント 平成22年6月 執行役(現任) 平成22年6月 エーザイ・ヨーロッパ・リミテッ ド社長兼CEO(現任) 平成24年4月 EMEAリージョン プレジデン ト(現任)	1年	0
執行役	戦略・計画担当兼 薬粧事業担当兼 コーポレート 事業統括部長	アイヴァン ・チャン	昭和51年10月9日生	平成10年9月 ブーズ・アレン・ハミルトン社 平成17年10月 当社入社 平成21年7月 CEOオフィスプロダクトクリ エーション本部推進部長 平成22年6月 経営戦略部長 平成23年6月 執行役(現任) 平成23年6月 戦略・財務・経理担当 平成24年6月 人財開発本部副部長兼タレント マネジメント部長 平成24年12月 戦略・計画担当兼コーポレート事 業統括部長(現任) 平成25年4月 薬粧事業担当(現任)	1年	1,876
執行役	エーザイ プロダクト クリエーション システムズ チーフ イノベーション オフィサー	大和 隆志	昭和38年7月13日生	平成3年4月 当社入社 平成20年4月 創薬第二研究所長 平成21年7月 オンコロジー創薬ユニットプレジ デント 平成23年10月 執行役(現任) 平成23年10月 チーフサイエンティフィックオ フィサー 平成24年6月 チーフイノベーションオフィサー (現任)	1年	0
執行役	エーザイ ・ジャパン オンコロジー hhcユニット プレジデント兼 オンコロジー メディカル部長	甲斐 康信	昭和37年3月20日生	昭和61年4月 当社入社 平成22年6月 フロンティア創薬ユニット プレ ジデント 平成23年10月 エーザイバリューマキシマイゼー ションシステムズ プレジデント 平成24年6月 執行役(現任) 平成25年1月 エーザイ・ジャパン バイスプレ ジデント オンコロジー領域担当 平成25年4月 エーザイ・ジャパン オンコロ ジーhhcユニット プレジデン ト兼オンコロジーメディカル部長 (現任)	1年	473

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
執行役	エーザイ プロダクト クリエーション システムズ ジャパン/アジア クリニカル リサーチ 創薬ユニット プレジデント兼 臨床開発部長	井池 輝繁	昭和38年12月20日生	昭和61年4月 平成21年7月 平成22年6月 平成24年6月 平成24年6月 平成24年12月 平成25年4月 当社入社 CEOオフィスプロダクトクリ エーション本部予算管理部長 プロダクトクリエーション本部 ポートフォリオ戦略・予算管理部 長 コーポレートストラテジー部長 執行役(現任) 戦略担当 エーザイプロダクトクリエーシ ョンシステムズ ジャパン/アジア クリニカルリサーチ創薬ユニット プレジデント(現任) 臨床開発部長(現任)	1年	3,000
執行役	エーザイ ・ジャパン プレジデント兼 地域包括 hhcユニット プレジデント	松前 謙司	昭和30年9月28日生	昭和56年4月 平成20年4月 平成25年4月 平成25年4月 当社入社 京滋北陸エリア エリア統轄 執行役(現任) エーザイ・ジャパン プレジデ ント兼地域包括hhcユニット プ レジデント(現任)	1年	4,003
執行役	エーザイ プロダクト クリエーション システムズ チーフクリニカル オフィサー兼 ニューロ サイエンス& ジェネラル メディスン 創薬ユニット プレジデント	リン ・クレイマー	昭和25年10月19日生	平成17年3月 平成19年5月 平成21年7月 平成25年4月 平成25年4月 PARファーマシューティカルズ 社 シニア・ヴァイス・プレジ デント、クリニカルディベロッ PMENT・アンド・メディカルア フェアーズ・アンド・チーフメ ディカルオフィサー エーザイ・メディカル・リサー チ・インク入社 ニューロサイエンス創薬ユニ ットプレジデント 執行役(現任) エーザイプロダクトクリエーシ ョンシステムズ チーフクリニ カルオフィサー兼ニューロサイ エンス&ジェネラルメディス ン創薬ユニットプレジデント (現任)	1年	0
執行役	デビュティ チーフ フィナンシャル オフィサー兼 チーフ IRオフィサー兼 IR部長	柳 良平	昭和37年7月6日生	平成19年4月 平成21年9月 平成21年9月 平成25年4月 平成25年4月 UBS証券会社 IRアドバイザー リーエグゼクティブディレク ター 当社入社 IR部長(現任) 執行役(現任) デビュティチーフフィナン シャルオフィサー兼チーフIR オフィサー(現任)	1年	0
執行役	コーポレート アフェアーズ 担当兼PR部長兼 グローバル アクセス ストラテジー室長	佐々木 小夜子	昭和43年9月27日生	平成3年4月 平成23年6月 平成25年4月 平成25年4月 当社入社 PR部長(現任) 執行役(現任) コーポレートアフェアーズ担 当兼グローバルアクセスス トラテジー室長(現任)	1年	1,238
計						111,752

(注) 1 執行役の任期は、第101期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時から第102期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時までであります。

2 執行役 アイヴァン・チャンは代表執行役社長 内藤晴夫の長女の配偶者であります。

6【コーポレートガバナンスの状況等】

(1)【コーポレートガバナンスの状況】

次の記述は、連結会社の企業統治に関する事項であります。

なお、以下に記載する<コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方>、当社のコーポレートガバナンスシステム、監査体制および内部統制システムとリスク管理体制の整備の状況については、有価証券報告書提出日現在の内容を記載しております。

<コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方>

当社は、次の企業理念を定款に記載することによって株主の皆様と共有しております。

(企業理念)

- 1 当社は、患者様とご家族の喜怒哀楽を第一義に考え、そのベネフィット向上に貢献することを企業理念と定め、この企業理念のもとヒューマン・ヘルスケア(h h c)企業をめざす。
- 2 当社の使命は、患者様満足の増大であり、その結果として売上、利益がもたらされ、この使命と結果の順序を重要と考える。
- 3 当社は、コンプライアンス(法令と倫理の遵守)を日々の活動の根幹に据え、社会的責任の遂行に努める。
- 4 当社の主要なステークホルダーズは、患者様と生活者の皆様、株主の皆様および社員である。当社は、以下を旨としてステークホルダーズの価値増大をはかるとともに良好な関係の発展・維持に努める。
 - (1) 未だ満たされていない医療ニーズの充足、高品質製品の安定供給、薬剤の安全性と有効性を含む有用性情報の伝達
 - (2) 経営情報の適時開示、企業価値の向上、積極的な株主還元
 - (3) 安定的な雇用の確保、やりがいのある仕事の提供、能力開発機会の充実

この企業理念は、当社のグローバル展開を自律的な運営により支えている全E N W企業における共通の知であり、E N W企業は、一丸となって企業理念の実現につとめています。

この企業理念を実現していくためには、長期的な視野のもと企業施策を実行していかなばなりません。そのような企業施策の実行は、株主の皆様の信頼があって初めて可能となります。このため、当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでまいります。

当社は、株主の皆様の権利を尊重し、経営の公正性・透明性を確保するとともに、経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要諦であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスを充実させ、株主の皆様の信頼を獲得し、株主の皆様に当社の株式を安心して長期に所有していただくことをめざしております。

1 株主の皆様との関係

- (1) 株主の皆様の権利を尊重する。
- (2) 株主の皆様の平等性を確保する。
- (3) 株主の皆様を含む当社のステークホルダーズとの良好・円滑な関係を構築する。
- (4) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。

2 コーポレートガバナンスの体制

- (1) 当社は委員会設置会社とする。
- (2) 取締役会は、法令の許す範囲で業務執行の意思決定を執行役に大幅に委任し、経営の監督機能を発揮する。
- (3) 取締役会の過半数は、独立性のある社外取締役とする。
- (4) 執行役を兼任する取締役は、代表執行役社長1名のみとする。
- (5) 経営の監督機能を明確にするため、取締役会の議長と代表執行役社長とを分離する。
- (6) 指名委員会および報酬委員会の委員は、全員を社外取締役とし、監査委員会の委員は、その過半数を社外取締役とする。
- (7) 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員長は社外取締役とする。
- (8) 財務報告の信頼性確保をはじめとした内部統制の体制を充実する。

このような考え方に基づき、当社では最良のコーポレートガバナンスを実現するためのシステムについて定めたコーポレートガバナンスガイドラインを取締役会で制定し、公表するとともに、適宜その内容を見直し、これを厳格に運用しております。

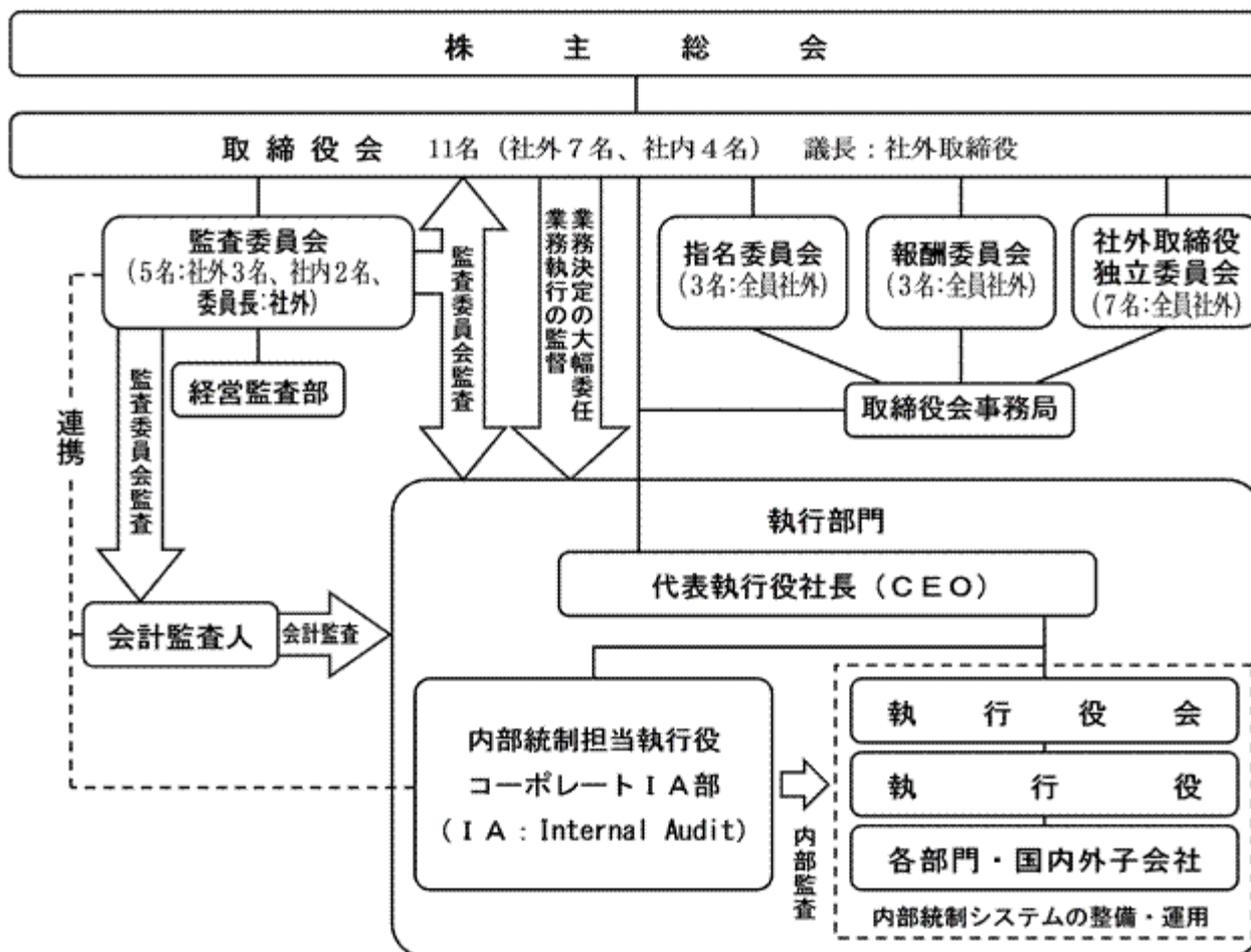
当社のコーポレートガバナンスシステム

イ) 当社のコーポレートガバナンスシステムの概要

当社のコーポレートガバナンスの機軸は、委員会設置会社であることを最大限に活用した経営の監督機能と業務執行機能の明確な分離であり、それを徹底するための独立性・中立性のある社外取締役の選任にあります。すなわち、取締役会から執行役への大幅な意思決定の委任をすることにより、業務執行の機動性と柔軟性を高めつつ、同時に執行役による内部統制の構築による自律性を確保して、経営の活力を増大させるとともに、執行役による業務執行全般を株主の皆様からの信頼を得た取締役会(社外取締役が過半数)が監督し、最善の意思決定を行うことにより経営の公正性を確保しております。

当社のコーポレートガバナンスシステムを図示すると次のとおりであります。

当社のコーポレートガバナンスシステム



ロ) 当社の各機関について

当社は、委員会設置会社として法定機関である取締役会、指名・報酬・監査の各委員会および取締役会で選任された執行役を設置しております。また、法定機関ではありませんが、社外取締役だけで構成される社外取締役独立委員会を設置しております。

当社の取締役会の議長および指名・報酬・監査の3委員会の委員長は社外取締役が務めており、透明度の高い経営を確保する仕組みを構築しております。当社の各機関の人員構成および主な任務は、次のとおりであります。

なお、当社は委員会設置会社であり、特別取締役制度の対象ではありませんので、特別取締役は設置していません。

a) 取締役会(11名：社外取締役7名、社内取締役4名、議長：社外取締役、任期1年)

- ・最良のコーポレートガバナンスの構築を通し企業理念の実現をめざし、その監督機能を発揮するとともに、公正な判断により最善の意思決定を行う。
- ・経営の基本方針、執行役の選任など、法令、定款および取締役会規則で定められた重要事項の決定を行う。
- ・業務執行の機動性と柔軟性を高め、経営の活力を増大させるため、取締役会は、法令、定款および取締役会規則に記載する事項以外の業務執行の意思決定を執行役に委任する。
- ・指名委員会、監査委員会および報酬委員会からの報告ならびに執行役からの報告に基づき、取締役および執行役の職務の執行を監督する。
- ・企業理念の実現、企業価値および株主の皆様の共同の利益の長期的な増大に努め、それらを損なう可能性のある行為に対して、公正に判断し、行動する責務を負う。
- ・取締役会で代表執行役社長を選任するために、全ての取締役が、将来の代表執行役社長の育成計画について、その情報を共有する。
- ・取締役会と指名委員会、監査委員会および報酬委員会は、それぞれの権限を相互に侵すことなく職務を執行するとともに、相互に意思疎通をはかる。
- ・取締役会と執行役とは、それぞれが職務執行の責任を果たすとともに、相互に意思疎通をはかる。

b) 指名委員会(3名：社外取締役3名、委員長：社外取締役、任期1年)

- ・取締役の選任および解任に関する株主総会提出議案の内容を決定する。
- ・独立性のある社外取締役を選任するために、「社外取締役の独立性・中立性の要件」を定める。
- ・指名委員会の職務を遂行するために必要な基本方針、規則および手続き等を定める。

c) 報酬委員会(3名：社外取締役3名、委員長：社外取締役、任期1年)

- ・取締役および執行役の報酬等の内容にかかる決定に関する方針および個人別の報酬等の内容を決定する。
- ・取締役および執行役の報酬等を決定するにあたり、その客観性を確保するために、社外の調査データ等を積極的に取り入れるとともに、報酬等の決定プロセスの妥当性についても審査し、これを決定する。
- ・報酬委員会の職務を執行するために必要な基本方針、規則および手続き等を定める。

d) 監査委員会(5名：社外取締役3名、社内取締役2名、委員長：社外取締役、任期1年)

- ・取締役および執行役の職務執行の監査を実施する。
- ・株主総会に提出する会計監査人の選定および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。
- ・会計監査その他法令により定められた事項を監査する。
- ・取締役と執行役の職務執行の監査に必要な事項に関し、取締役、執行役、使用人および会計監査人から適時・適切に報告を受けるとともに、会計監査人およびコーポレートIA部と連携するなど、監査の質の向上と効率的な監査の実現につとめる。
- ・監査委員会の職務を執行するために必要な基本方針、規則および手続き等を定める。

e) 社外取締役独立委員会(7名：社外取締役7名、任期1年)

「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」(以下、本対応方針)に従い、その運用を行う。また、本対応方針を毎年検討し、継続、見直しまたは廃止を決定して取締役会に提案する。

八) 当社の社外取締役に関する事項

当社のコーポレートガバナンスシステムを実効的に支えるのは、11名の取締役の過半数を占める独立性・中立性のある7名の社外取締役の存在であります。当社の指名委員会は社外取締役3名で構成し、指名委員会は自ら定めた「社外取締役の独立性・中立性の要件」を厳格に運用して、社外取締役候補者の選任を行っております。

本要件については、毎年、指名委員会で見直しを行っており、必要に応じて改正を行っております。平成24年度は、証券取引所等の「社外取締役の独立性の判断基準」に沿った各項目の見直しや取締役の相互就任の禁止に関する項目の追加などの改正を行いました。

なお、この「社外取締役の独立性・中立性の要件」は、選任時のみに限らず、社外取締役在任期間において継続的にその要件を満たすことが求められ、毎年、社外取締役候補者全員の調査を実施し、指名委員会がその確認を行っております。

[社外取締役の独立性・中立性の要件] (平成25年3月26日改正)

1. 社外取締役は、以下の要件を満たし、当社および当社の関係会社(以下併せて当社グループという)ならびに特定の企業等から経済的に独立していなければならない。
 - 社外取締役は、過去5年間に、当社グループから一定額以上の報酬(当社からの取締役報酬を除く)または業務、取引の対価等金銭その他の財産を直接受け取ってはいならない。
 - ア. 一定額以上とは、過去5年間のいずれかの会計年度における受取額が1千万円以上となるものをいう
 - イ. 本人が間接的に受け取っている場合は、その実質について慎重に判断する
 - 社外取締役は、過去5年間に、以下の企業等(持株会社を含む)の取締役、執行役、その他の役員または使用人であってはならない。
 - ア. 過去5年間のいずれかの会計年度に、当社グループとの業務、取引の対価の支払額または受取額が、取引先の売上高の2%以上または当社グループの売上高の2%以上ある企業等
 - イ. 取引額にかかわらず、当社の事業に欠くことのできない取引の相手方企業等、当社の監査法人等、またはその他当社グループと実質的な利害関係を有する企業等
 - ウ. 当社の大株主(発行済株式総数の10%以上の保有)である企業等
 - エ. 当社グループが大株主(発行済株式総数の10%以上の保有)となっている企業等
- 社外取締役は、前号に定める企業等の取締役、執行役、その他の役員または使用人でなくなった時から5年以上経過した場合であっても、当該企業等との関係を以下の点で指名委員会が評価し、独立性・中立性を確保していると判断されなければならない。
- ア. 社外取締役の当該企業等の株式またはストックオプションの保有
- イ. 社外取締役の当該企業等からの役員退任後の処遇または企業年金等
- ウ. 当社グループと当該企業等の人的交流

 2. 社外取締役は、当社グループの取締役、執行役、その他の役員または使用人(重要でない者を除く)、あるいは第1項各号の要件にもとづき、当社グループならびに特定の企業等から経済的に独立していないと指名委員会が判断する者の近親者またはそれに類する者であってはならない。
 - 近親者とは、2親等までの親族をいう
 - それに類する者とは、個人的な利害関係者など、独立取締役としての職務を果たせないと合理的に認められる人間関係を有している者をいう
 3. 社外取締役は、第1項各号の要件にもとづき、当社グループならびに特定の企業等から経済的に独立していないと指名委員会が判断する者と生計を一にする利害関係者であってはならない。
 4. 社外取締役が取締役、執行役、その他の役員または使用人を務める企業等と当社グループとの間で、取締役が相互就任をしてはならない。
 5. その他、社外取締役は、独立取締役としての職務を果たせないと合理的に認められる事情を有してはならない。
 6. 社外取締役は、本条に定める独立性・中立性の要件を、取締役就任後も継続して確保するものとする。

- a) 当社の社外取締役の選任理由および当社の社外取締役と当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係、当社の社外取締役が他の会社等の役員若しくは使用人である、または役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係

氏名	選任理由および社外取締役または他の会社等と当社との関係
泉 徳治	<p>同氏は、長年にわたり裁判官としての職務を経験した法律の専門家であり、経営の監督にあたっては、自身の豊富な経験と知識にもとづき、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることのない公平な判断能力を有しております。</p> <p>同氏は、当社と取引のある T M I 総合法律事務所の顧問(アドバイザー)であります。同法律事務所の経営判断に関わる業務執行者や使用人ではなく、当社の法律案件を担当することもございません。また、候補者は、過去に、中立的な立場から当社のコンプライアンス向上にアドバイスを行う当社のコンプライアンス委員でありましたが、その報酬額は年間1千万円未満であり、当該委員は平成22年3月31日を以って退任しております。指名委員会は、同氏に独立性・中立性のある当社の社外取締役として任務を遂行するうえで支障または問題等となる事情のないことを確認しております。</p>
増田 宏一	<p>同氏は、長年にわたり公認会計士として実務に携わった経験を持つ、財務、会計、監査、国際会計基準の専門家であり、複数の企業での社外監査役の経験を有し、自身の専門知識から経営に関する高い見識と監督能力を有しております。</p> <p>同氏は、現在、株式会社地域経済活性化支援機構、N K S J ホールディングス株式会社、株式会社第四銀行、T D K 株式会社、東海ゴム工業株式会社の社外監査役に就任しております。株式会社地域経済活性化支援機構、T D K 株式会社、東海ゴム工業株式会社は、当社の事業において取引関係はありません。N K S J ホールディングス株式会社には、傘下の保険会社に対して、主に当社子会社を通じた保険契約に関する取引等がありますが、その取引額は僅少(当該保険会社の総保険契約高の0.01%未満)であります。株式会社第四銀行は、当社が契約しているシンジケートローンへの参加はあるものの、当社とその他の取引はありません。指名委員会は、同氏に独立性・中立性のある当社の社外取締役として任務を遂行するうえで支障または問題等となる事情のないことを確認しております。</p>
太田 清史	<p>同氏は、長年にわたるコンサルティングやITソリューションを展開する企業の経営者としての経験が豊富であり、経営に関する高い見識と監督能力を有しております。</p> <p>同氏は、株式会社野村総合研究所やキヤノンMJアイティグループホールディングス株式会社の役員に就任していた経歴を有しています。株式会社野村総合研究所にはシステム関連業務等で取引関係がありますが、その金額は僅少(当該企業の売上高の0.5%未満)であります。キヤノンMJアイティグループホールディングス株式会社においては、傘下の企業において、事務用機器関連等の取引がありますが、その金額は僅少(当該企業の売上高の0.05%未満)であります。指名委員会は、同氏に独立性・中立性のある当社の社外取締役として任務を遂行するうえで支障または問題等となる事情のないことを確認しております。</p>
青井 倫一	<p>同氏は、経営学の専門家であり、複数の企業での社外取締役としての経験を有し、自身の研究分野から企業の競争戦略、意思決定分析、リスクマネジメント、コーポレートガバナンスに関する造詣が深く、経営に関する高い見識と監督能力を有しております。</p> <p>同氏は、株式会社アダット、株式会社東京カソード研究所およびアンリツ株式会社の社外取締役に就任しておりますが、いずれの企業も当社の事業において取引関係はありません。指名委員会は、同氏に独立性・中立性のある当社の社外取締役として任務を遂行するうえで支障または問題等となる事情のないことを確認しております。</p>
グレアム・フライ	<p>同氏は、長年にわたり英国外務省に勤務した外交官でありました。駐日英国大使の経験を含む幅広い実績と見識を有しており、国際的な感覚に加え、経営に関する高い見識と監督能力を有しております。</p> <p>同氏は、過去に当社とガバメントリレーションズ関連のアドバイザー契約を結んでおりましたが、その報酬額は年間1千万円未満であり、本契約自体は平成24年5月末を以って終結しております。指名委員会は、同氏に独立性・中立性のある当社の社外取締役として任務を遂行するうえで支障または問題等となる事情のないことを確認しております。</p>

氏名	選任理由および社外取締役または他の会社等と当社との関係
鈴木 修	同氏は、法律の専門家であり、他の企業での社外取締役としての経験を有し、自身の企業法務に関わる豊富な経験から経営に関する高い見識と監督能力を有しております。 同氏は、ユアサハラ法律特許事務所のパートナーであります。当事務所と当社との間に定常的な取引関係はありません。指名委員会では、候補者が独立性・中立性のある当社の社外取締役として任務を遂行するうえで支障または問題等となる事情のないことを確認しております。
パトリシア・ロビンソン	同氏は、企業戦略および企業組織論の専門家であり、国際的な感覚に加え、経営に関する高い見識と監督能力を有しております。 当社との人的関係、資本的關係または取引関係その他利害関係に特別なものはありません。指名委員会は、同氏に独立性・中立性のある当社の社外取締役として任務を遂行するうえで支障または問題等となる事情のないことを確認しております。

b) 社外取締役との責任限定契約

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条に基づき定めた当社定款第38条第2項に基づく責任限定契約を締結しております。当社の社外取締役が職務の遂行について善意にしてかつ重大な過失なくして当社に損害を与えた場合は、当該社外取締役がその在任中に職務執行の対価として受ける財産上の利益の2年分および当該社外取締役が受けた新株予約権に関する財産上の利益の合計額(会社法第427条第1項、第425条第1項および会社法施行規則第113条、第114条)を限度として損害賠償責任を負担するものいたします。

二) コーポレートガバナンス充実への継続的な取り組み

当社は、平成12年に実施した社外取締役の選任や執行役員制度導入等の経営制度改革以降、継続的にコーポレートガバナンス充実への取り組みを実施しております。

- 平成12年 6月 経営制度改革(執行役員制度の導入、取締役の員数を22名から10名に削減)、社外取締役の選任、コーポレートガバナンス委員会の設置
- 平成13年 3月 コーポレートガバナンスガイドライン制定(その後随時改正)
- 平成15年 6月 取締役会の議長と代表執行役社長を分離、コーポレートガバナンス委員会の全委員を社外化
- 平成16年 6月 委員会設置会社への移行、取締役会の過半数を社外取締役とする、執行役へ業務執行の意思決定の権限を大幅に委任、取締役は経営の監督に専念
- 平成17年 6月 取締役会の議長を社外取締役とする、企業理念を定款に規定
- 平成18年 2月 当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針の導入、社外取締役独立委員会の設置
- 平成18年 5月 社外取締役の独立性・中立性の要件を開示
- 平成19年 5月 情報開示の充実、コーポレートガバナンスガイドライン、取締役会、各委員会の規則の開示

ホ) 取締役会および各委員会の活動状況

第101期の1年間(平成24年4月1日～平成25年3月31日)における取締役会および各委員会の開催回数は、次のとおりであります。

取締役会：10回、指名委員会：8回、監査委員会：13回、報酬委員会：11回
 社外取締役独立委員会：3回

また、取締役会および各委員会への取締役の出席状況は、次のとおりであります。
 (出席率および出席回数/開催回数を表示しております)

氏名	取締役会	指名委員会	監査委員会	報酬委員会	社外取締役独立委員会
内藤 晴夫	100%(10/10)	-	-	-	-
藤吉 彰	100%(10/10)	-	100%(13/13)	-	-
クリスティーナ・アメージャン	100%(10/10)	-	100%(13/13)	-	100%(3/3)
泉 徳治	100%(10/10)	-	-	-	100%(3/3)
増田 宏一	100%(10/10)	-	100%(13/13)	-	100%(3/3)
太田 清史	100%(10/10)	100%(8/8)	-	100%(11/11)	67%(2/3)
青井 倫一	100%(10/10)	100%(8/8)	-	100%(11/11)	100%(3/3)
松居 秀明(注1)	100%(10/10)	-	100%(9/9)	-	-
出口 宣夫(注2)	100%(8/8)	-	-	-	-
グレアム・フライ(注2)	100%(8/8)	100%(7/7)	-	100%(9/9)	100%(3/3)
鈴木 修(注2)	100%(8/8)	-	100%(9/9)	-	100%(3/3)

(注) 1 再任の松居秀明は、平成24年6月21日に新たに監査委員に就任いたしましたので、平成24年6月21日以降に開催した監査委員会への出席状況を記載しております。

2 出口宣夫、グレアム・フライおよび鈴木修は、平成24年6月21日開催の第100回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしましたので、平成24年6月21日以降に開催した取締役会および各委員会への出席状況を記載しております。

へ) 当社の定款規定について

[定款で定めた取締役の定数、資格制限、選解任の決議要件について]

項目および定款条数	内容	導入年	理由
取締役の定数(第20条)	取締役は、15名以内とする。	平成13年以後表記を改め、現在に至る。	厳しい経営環境に適確かつ迅速に対応するため、コーポレートガバナンスを充実し、経営体制の改革を実施したため。
取締役選任の決議要件(第21条第2項)	取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	昭和49年以後法律改正等により表記を改め、現在に至る。	取締役選任についての定数を明確にするため。
累積投票の排除(第21条第3項)	取締役の選任決議は、累積投票によらない。	昭和49年平成18年に表記を統一し、現在に至る。	商法改正に基づき、累積投票の完全な排除をするため。

なお、取締役の資格制限および解任に関する決議要件について会社法と異なる定款の定めはありません。

[株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項および取締役会決議事項を株主総会では決議できないこととした定款の定めについて]

項目および定款条数	内容	導入年	理由
取締役および執行役の責任免除 (第38条第1項)	本会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)および執行役(執行役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。	平成16年 以後会社法施行により表記を改め、現在に至る。	委員会等設置会社(現 委員会設置会社)への移行に伴い、取締役、執行役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるようにするため。
剰余金の配当等 (第40条)	本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会が定める。	平成18年 自己株式の取得については、平成16年に定款授權により、剰余金の配当についても、同年の委員会等設置会社(現 委員会設置会社)への移行に伴う法律の規定により、取締役会決議とされていたものを会社法の施行に対応して、表記等を整理した。	剰余金の配当等を機動的に行うため。

[株主総会の特別決議要件の変更について]

項目および定款条数	内容	導入年	理由
株主総会の特別決議要件 (第17条第2項)	会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	平成15年 以後会社法施行により表記を改め、現在に至る。	株主総会の円滑な運営を行うため(商法等の一部を改正する法律(平成14年法律第44号)が平成15年4月1日に施行され、特別決議の定足数が緩和できることとされた)。

監査体制

監査委員会は基本方針として、法令および定款による取締役および執行役の職務の執行の監査、計算関係書類に関する会計監査の実施、執行役が整備する内部統制の整備・運用状況の監査、内部監査を担当する執行役が実施する内部監査活動の相当性の監査、の4点を定めております。この基本方針にもとづき、監査委員会が開催され、監査委員会監査計画の策定、会社法で求められる監査の実施、金融商品取引法で規定される財務報告に係る内部統制の整備・運用状況についての監視、会計監査人の監査を実施するとともに、当社グループの内部監査部門および会計監査人との連携を重視した活動を行っております。

イ) 監査委員会監査の体制

監査委員会監査に係る組織、人員および手続等は次のとおりであります。

組織	人員	手続等
監査委員会	5名 社外取締役3名 社内取締役2名 委員長：社外取締役	取締役および執行役の職務執行の監査を実施する。 株主総会に提出する会計監査人の選定および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。 会計監査その他法令により定められた事項を監査する。 取締役と執行役の職務執行の監査に必要な事項に関し、取締役、執行役、使用人および会計監査人から適時・適切に報告を受けるとともに、会計監査人および内部監査部門と連携するなど、監査の質の向上と効率的な監査の実現につとめる。 監査委員会の職務を執行するために必要な基本方針、規則および手続等を定める。 監査委員会の決議および監査委員の指示にもとづき職務を遂行する経営監査部は、監査の客観性を確保するために、業務の指揮命令および人事評価等について執行役からの独立性が保障される。
経営監査部	5名	

なお、監査委員会委員長の増田宏一は公認会計士であり、財務、会計、監査、国際会計基準の専門家であります。

ロ) 内部監査の体制

内部監査は、監査委員会の監査や会計監査とは異なり、執行部門の中に設置したコーポレートI A部が、内部統制担当執行役のもとに行っております。

内部監査に係る組織、人員および手続等は次のとおりであります。

組織	人員	手続等
内部統制担当執行役	1名	定款に定めたh h c理念およびコンプライアンスにもとづいて業務活動が適正かつ効率的に行われていることを、独立的かつ客観的に評価する。 監査で発見された課題に対する改善状況を、継続的に確認する。 リスクと業務の重要度を念頭に監査計画を策定するとともに、定められた方法で監査活動を行うことにより、監査の品質を確保する。 内部による監査活動の継続的な改善と外部機関による評価結果を踏まえ、グローバルスタンダードに対応した高品質な監査の実施につとめる。
コーポレートI A部	14名	

八) 監査委員会と会計監査人の連携状況

監査委員会は、以下の活動を通じた会計監査人との連携により、監査の質の向上につとめております。

- ・ 会計監査人の年次会計監査計画を事前に確認し、計画書を受領する。
- ・ 四半期・年度末決算(連結・個別)に対する会計監査人のレビュー・監査意見および提言事項を聴取・検討する。
- ・ 会計監査人が実施する個別の会計監査のうち重要なものについての情報を受領する。
- ・ 会計監査人が実施する内部統制監査に関する情報を受領する。
- ・ 会社計算規則第131条に係る会計監査人の内部統制の状況を継続して確認する。

二) 監査委員会と内部監査部門等との連携状況

監査委員会は、以下の活動を通じた内部統制担当執行役、内部監査部門等との連携により、効率的な監査の実現をめざしております。

- ・ 監査評議会を通じて、内部統制推進活動および双方の監査活動全般の情報を共有する。
- ・ 監査委員会による監査活動と内部監査との整合性をはかるべく、内部監査計画(年次計画・個別計画)を事前に確認し、計画書を受領する。
- ・ コーポレート I A 部から E N W 内部監査担当部署の年次監査計画書および個別監査の結果を受領する。
- ・ 金融商品取引法における財務報告に係る内部統制の状況について、定期的に情報を受領する。
- ・ リスク管理に関する内部統制の取り組み状況について定期的に報告を受領する。
- ・ 監査評議会以外にも、内部監査に係る緊急性の高い事項について速やかに情報を共有する。

ホ) 会計監査人と内部統制部門との連携状況

当社の内部統制部門は、財務報告に係る内部統制の整備・評価に関して、会計監査人と定期的に情報共有の場を設定し、的確かつ効率的な内部統制監査のための連携につとめております。

へ) 会計監査人の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。有限責任監査法人トーマツにおいて当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、次の3名であり、その補助者は、公認会計士14名、その他13名であります。

氏名	役職	当社の監査年数
下江 修行	指定有限責任社員、業務執行社員	2年
武井 雄次	指定有限責任社員、業務執行社員	6年
東川 裕樹	指定有限責任社員、業務執行社員	4年

なお、会計監査人については、定款に責任限定契約を締結できる旨の規定を設けておりませんので、当該契約は締結しておりません。

内部統制システムとリスク管理体制の整備の状況

当社グループでは、内部統制を「事業活動を適正かつ効率的に遂行するために、社内に構築され運用される体制、およびプロセス」と捉え、グループで共有している「内部統制基本方針」および「内部統制行動指針」に則り、内部統制担当執行役のもとに内部統制の整備をグローバルに推進しております。

平成24年度からは、コンプライアンスがリスク管理とともに内部統制の根幹をなすものであるとの認識から、グループ全体のコンプライアンスならびにリスクに対する意識向上と対応力強化のため、企業倫理推進部と内部統制推進部を統合・再編し、コンプライアンス・リスク管理推進部を新設いたしました。

コンプライアンス・リスク管理推進部では、日常的な業務リスクの低減に取り組む仕組みとして、全E N Wを対象にC S A(Control Self-Assessment：統制自己評価)を実施しております。これにより、リスクマネジメントサイクル(リスクの識別、評価、対応、モニタリング)の活性化をはかり、内部統制全般の整備を支援しております。また、日本、米州、欧州、アジア他の地域ごとにC S Aを推進する組織もしくは担当者を設置し、リスク管理の支援をとおしてグローバルに内部統制の推進を行っております。

財務報告の信頼性は、金融商品取引法の「内部統制報告制度」に適切に対応することにより確保しております。このため、経理部および関連組織が会計監査人との連携のもと、「財務報告に係る内部統制」の整備・支援を継続的に行っております。「財務報告に係る内部統制」には、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制である「全社的な内部統制」と業務プロセスに組み込まれ一体となって遂行される内部統制である「業務プロセスに係る内部統制」があり、「全社的な内部統制」の整備については、全グループ企業(影響が僅少である一部の企業は除く)を対象に実施しております。「業務プロセスに係る内部統制」については、当社、エーザイ・インク(米国)、およびリスクが高い業務プロセスを有しているグループ企業で整備が実施されております。また、年度末には連結対象会社の責任者および当社各部門長から内部統制に係る内部宣誓書の提出を受けております。

「全社的な内部統制」と「業務プロセスに係る内部統制」の整備・運用の評価については、コーポレートI A部がグループ企業の内部監査部門と連携し、実施しております。なお、評価の過程で発見された整備あるいは運用上の「不備事項」については、対応策を設定し、改善をはかっております。

役員報酬の内容

イ) 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

取締役および執行役の平成24年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日)の期間における報酬等の総額は1,076百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

	基本報酬		賞与(業績連動型報酬)		ストック・オプション		合計 (百万円)
	対象人員 (名)	金額 (百万円)	対象人員 (名)	金額 (百万円)	対象人員 (名)	費用計上額 (百万円)	
取締役(社内)	4	113	-	-	4	4	118
取締役(社外)	9	74	-	-	9	11	86
執行役	18	734	18	93	21	43	872
合計	31	922	18	93	34	60	1,076

- (注) 1 取締役と執行役の兼務者の報酬等は、執行役の報酬等のみとしているため、取締役兼代表執行役社長の報酬等は、執行役に含まれております。
- 2 基本報酬には、平成25年3月31日在任の役員に対して、各役員の平成24年度の在任期間に応じて支払った基本報酬、平成24年6月21日開催の第100回定時株主総会の終了をもって退任した取締役3名(社内取締役1名および社外取締役2名)および同日開催の当社取締役会の終了をもって退任した執行役1名に対して、平成24年度の在任期間に応じて支払った基本報酬の合計額を記載しております。
- 3 執行役の賞与は、平成24年4月から平成25年3月を対象期間として平成25年3月31日在任の執行役に対して平成25年7月に支給する予定の未払賞与(賞与引当金)の総額、および平成23年4月から平成24年3月を対象期間として平成24年3月31日在任の執行役に対して平成24年7月に支給した賞与の総額と、平成23年度の事業報告において開示した賞与引当額との差額の合計額を記載しております。

ロ) 役員ごとの連結報酬等の総額等

氏名 (役員区分)	会社区分	連結報酬等の種類別の額(百万円)					連結報酬等 の総額 (百万円)
		基本報酬	賞与	ストック ・オプション	退職慰労金	中期インセンティブ	
内藤 晴夫 (取締役兼 代表執行役社長)	提出会社	112	7	6	-	-	127
ロネル・コーツ (専務執行役)	提出会社	-	-	2	-	-	160
	エーザイ ・インク	53	30	-	3	70	

- (注) 1 連結報酬等の総額が1億円以上の者に限定して記載しております。
- 2 ロネル・コーツは、連結子会社であるエーザイ・インクより子会社の役員報酬を受けており、執行役としての報酬はストック・オプションの付与のみとすることを提出会社の報酬委員会で決定しております。
- 3 エーザイ・インクの役員報酬については、平成24年度に費用計上した額(期中平均レート1米ドル=83.10円で円換算)を記載しております。

八) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役および執行役の報酬等については報酬委員会で決定しております。当社の報酬委員会は、委員長を含む3名全員が社外取締役であり、客観的な視点と透明性を重視して、当社の取締役および執行役の報酬体系と個別の報酬額を決定しております。報酬委員会は、当社の取締役および執行役の個人別の報酬等の内容を決定する権限を有しており、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容、執行役の業績連動型報酬の決定に係る全社業績目標および各執行役の個人別業績目標の達成度の評価の決定を行っております。

a) 取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の決定に関する基本方針

報酬委員会は、取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の基本方針について、報酬委員会運用基本内規で以下のとおり定めております。

優秀な人材を当社の経営陣として確保することができる報酬内容とする。

取締役および執行役が職務執行を強く動機づけられ、当社への大きな貢献を生み出す報酬内容とする。

株主および従業員に対する説明責任を果たしえる公正かつ合理性の高い報酬内容とする。

経営の監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役の報酬等は、別体系とする。

取締役と執行役の兼務者の報酬等は、執行役の報酬等のみとする。

執行役と使用人の兼務者の報酬等は、使用人を兼務しない執行役の報酬等と同額とする。

b) 報酬体系と内容

報酬委員会では、取締役および執行役の報酬等に関する諸課題を検討するとともに、報酬等の水準を毎年確認し、次年度の報酬体系を決定しております。なお、報酬等に関する諸課題の検討および報酬等の水準の調査、検討において、報酬委員会は、外部専門機関の意見およびデータを積極的に取り入れ、活用しております。

平成25年5月13日開催の報酬委員会において、取締役および執行役の報酬体系の改定を決議いたしました。これにより、従来、取締役および執行役の報酬の構成要素であったストック・オプション制度は、平成24年度を以って廃止いたしました。

) 取締役の報酬等

取締役の報酬等は、基本報酬のみとしております。取締役の職務は経営の監督であり、その監督機能を十分に発揮できる、取締役として相応しい内容としております。取締役の報酬等の水準は、産業界の中上位水準を志向して設定しております。

「基本報酬」

- ・基本報酬は定額制としております。
- ・取締役会の議長、各委員会の委員長には、当該職務に対する報酬を加算しております。
- ・社内取締役には、常勤の取締役としての業務に対する対価を加算しております。

）執行役の報酬等

執行役の報酬等は、基本報酬、賞与および株式報酬で構成し、その割合を6：3：1として総報酬に対する業績連動報酬の比率を40%としております。執行役の職務は業務執行であり、執行役としての職務執行が強く動機付けられるとともに、業績が考慮された内容としております。株式報酬は当社の執行役が中長期的な視点で株主の皆様との利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づけるものであります。執行役の報酬等の水準は、産業界の中上位水準を志向して設定しております。

「基本報酬」

- ・基本報酬は役位別の定額制としております。

「賞与」

- ・賞与は、全社業績および各執行役の評価の妥当性を審査し、下図の計算式により報酬委員会で決定しております。
- ・賞与の算定基礎額は、総報酬の30%としております。
- ・賞与は、賞与基礎額を100%とすると0%～225%の範囲で支給されます。

計算式

$$\boxed{\text{賞与}} = \boxed{\text{役位別の賞与基礎額}} \times \boxed{\text{全社業績達成度}} \times \boxed{\text{個人業績達成度}}$$

- (注) 1 全社業績達成度は、連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益および連結自己資本当期純利益率を評価し決定しております。
- 2 個人業績達成度は、各執行役の個人別業績目標の達成度に基づき、代表執行役社長から提案される個人別評価を報酬委員会が審査のうえ承認しております。なお、個人別業績目標は、各執行役が具体的な業績目標を掲げて優先度に応じて配点ウエイトを定め、代表執行役社長との協議のもとに設定し、報酬委員会がその妥当性を審査のうえ承認しております。

「株式報酬」

- ・株式報酬は、全社業績達成度に基づき、下図の計算式により報酬委員会で決定いたします。
- ・株式報酬の基本交付株式数は、総報酬額の10%を、信託設定時(平成25年5月29日)の属する月の各日(取引が成立しない日を除く)の東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値の平均値の金額(1円未満の端数は切り上げる)で除した数値としております。
- ・株式報酬は、基本交付株式数を100%とすると0%～150%の範囲で交付されます。

計算式

$$\boxed{\text{株式報酬}} = \boxed{\text{役位別の基本交付株式数}} \times \boxed{\text{全社業績達成度}}$$

- (注) 全社業績達成度は、各事業年度における連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益および連結自己資本当期純利益率を評価し決定いたします。

株式の保有状況

イ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 60銘柄

貸借対照表計上額の合計額 30,334百万円

ロ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的
 (前事業年度)

特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)メディパルホールディングス	5,932,405	6,359	取引関係の強化のため
(株)スズケン	1,892,587	4,829	取引関係の強化のため
アルフレッサ ホールディングス(株)	1,050,681	4,134	取引関係の強化のため
(株)東京放送ホールディングス	2,545,100	3,140	事業上の関係強化のため
(株)マツモトキヨシホールディングス	1,407,500	2,526	取引関係の強化のため
久光製薬(株)	390,600	1,533	事業上の関係強化のため
東邦ホールディングス(株)	950,162	1,396	取引関係の強化のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,309,420	1,363	財務活動の円滑化のため
日本光電工業(株)	582,630	1,291	事業上の関係強化のため
東京海上ホールディングス(株)	531,750	1,207	取引関係の強化のため
(株)常陽銀行	2,802,680	1,062	財務活動の円滑化のため
(株)日清製粉グループ本社	1,033,858	1,034	取引関係の強化のため
キッセイ薬品工業(株)	474,000	768	事業上の関係強化のため
(株)バイタルケーエスケー・ホールディングス	642,154	452	取引関係の強化のため
(株)ほくやく・竹山ホールディングス	546,005	328	取引関係の強化のため
シンバイオ製薬(株)	833,400	310	事業上の関係強化のため
(株)東京都民銀行	303,027	302	財務活動の円滑化のため
野村ホールディングス(株)	790,000	289	財務活動の円滑化のため
(株)りそなホールディングス	723,024	275	財務活動の円滑化のため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	776,327	204	財務活動の円滑化のため
芙蓉総合リース(株)	35,000	102	取引関係の強化のため
(株)ココカラファイン	30,240	78	取引関係の強化のため
(株)キリン堂	118,836	64	取引関係の強化のため
ダイト(株)	50,000	63	取引関係の強化のため
丸三証券(株)	153,737	57	財務活動の円滑化のため
小林製薬(株)	13,372	55	事業上の関係強化のため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
参天製薬(株)	1,372,500	4,851	議決権行使の指図権限
(株)インテージ	900,000	1,467	議決権行使の指図権限
(株)みずほフィナンシャルグループ	7,000,000	945	議決権行使の指図権限
(株)りそなホールディングス	1,700,000	647	議決権行使の指図権限

- (注) 1 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。
 2 みなし保有株式は退職給付信託に設定しているものであり、「貸借対照表計上額」欄には当事業年度末日における時価に議決権行使の指図権限の対象となる株式数を乗じて得た額を、また「保有目的」欄には当該株式について当社が有する権限の内容を記載しております。

(当事業年度)
 特定投資株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)スズケン	1,892,587	6,624	取引関係の強化のため
アルフレッサ ホールディングス(株)	1,050,681	5,347	取引関係の強化のため
(株)マツモトキヨシホールディングス	1,407,500	3,831	取引関係の強化のため
(株)東京放送ホールディングス	2,480,000	3,494	事業上の関係強化のため
(株)常陽銀行	2,802,680	1,477	財務活動の円滑化のため
東京海上ホールディングス(株)	531,750	1,409	取引関係の強化のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,750,000	976	財務活動の円滑化のため
キッセイ薬品工業(株)	474,000	938	事業上の関係強化のため
(株)バイタルケーエスケー・ホールディングス	642,154	559	取引関係の強化のため
シンバイオ製薬(株)	833,400	487	事業上の関係強化のため
野村ホールディングス(株)	790,000	455	財務活動の円滑化のため
(株)ほくやく・竹山ホールディングス	546,005	359	取引関係の強化のため
クオール(株)	393,600	355	取引関係の強化のため
(株)りそなホールディングス	723,024	352	財務活動の円滑化のため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	776,327	343	財務活動の円滑化のため
(株)東京都民銀行	303,027	342	財務活動の円滑化のため
芙蓉総合リース(株)	35,000	123	取引関係の強化のため
(株)メディパルホールディングス	92,226	122	取引関係の強化のため
丸三証券(株)	153,737	107	財務活動の円滑化のため
(株)ココカラファイン	30,240	104	取引関係の強化のため
(株)キリン堂	142,723	98	取引関係の強化のため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
(株)メディカルホールディングス	5,845,958	7,780	議決権行使の指図権限
参天製薬(株)	1,372,500	6,107	議決権行使の指図権限
(株)イメージ	900,000	2,097	議決権行使の指図権限
東邦ホールディングス(株)	950,162	2,067	議決権行使の指図権限
久光製薬(株)	390,600	2,007	議決権行使の指図権限
日本光電工業(株)	582,630	1,911	議決権行使の指図権限
(株)みずほフィナンシャルグループ	7,000,000	1,393	議決権行使の指図権限
(株)日清製粉グループ本社	1,033,858	1,322	議決権行使の指図権限
(株)りそなホールディングス	1,700,000	829	議決権行使の指図権限

- (注) 1 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。
 2 みなし保有株式は退職給付信託に設定しているものであり、「貸借対照表計上額」欄には当事業年度末日における時価に議決権行使の指図権限の対象となる株式数を乗じて得た額を、また「保有目的」欄には当該株式について当社が有する権限の内容を記載しております。

八) 保有目的が純投資目的である投資株式
 該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	120	48	117	26
連結子会社	39	3	34	3
計	159	51	151	29

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の海外連結子会社は、一部を除き、当社の会計監査人と同一のネットワークであるデロイト トウシュ トーマツ リミテッドに属している各国の会計事務所の監査を受けており、その監査業務に係る報酬等および非監査業務(税務コンサルティング等)に係る報酬等を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の海外連結子会社は、一部を除き、当社の会計監査人と同一のネットワークであるデロイト トウシュ トーマツ リミテッドに属している各国の会計事務所の監査を受けており、その監査業務に係る報酬等および非監査業務(税務コンサルティング等)に係る報酬等を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

会計監査人に委託している非監査業務の主な内容は、国際財務報告基準に関する助言・指導等であり、非監査業務の提供を受ける場合は、会計監査人の独立性に影響しないことを監査委員会が確認しております。

(当連結会計年度)

会計監査人に委託している非監査業務の主な内容は、国際財務報告基準に関する助言・指導等であり、非監査業務の提供を受ける場合は、会計監査人の独立性に影響しないことを監査委員会が確認しております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査時間、規模および内容等を勘案したうえで決定し、監査委員会において同意しております。

第5【経理の状況】

1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の連結財務諸表および事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、改正等にも遺漏なく対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】
(1)【連結財務諸表】
【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	104,444	88,669
受取手形及び売掛金	197,166	185,486
有価証券	83,737	98,788
商品及び製品	43,108	54,860
仕掛品	18,283	17,816
原材料及び貯蔵品	13,804	14,944
繰延税金資産	42,479	47,094
その他	22,974	23,185
貸倒引当金	163	117
流動資産合計	525,835	530,727
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	193,483	199,559
減価償却累計額	2 107,902	2 113,652
建物及び構築物(純額)	85,580	85,907
機械装置及び運搬具	118,079	123,475
減価償却累計額	2 91,944	2 97,814
機械装置及び運搬具(純額)	26,135	25,661
土地	19,328	19,693
建設仮勘定	3,868	4,107
その他	51,081	51,343
減価償却累計額	2 42,415	2 44,465
その他(純額)	8,665	6,878
有形固定資産合計	143,578	142,248
無形固定資産		
のれん	119,054	127,342
販売権	65,338	51,432
技術資産	40,492	43,724
その他	13,755	13,546
無形固定資産合計	238,640	236,046
投資その他の資産		
投資有価証券	1 39,079	1 34,293
繰延税金資産	45,101	40,727
その他	12,586	6,339
貸倒引当金	163	133
投資その他の資産合計	96,605	81,226
固定資産合計	478,824	459,521
資産合計	1,004,660	990,249

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	26,205	26,054
短期借入金	6,000	7,597
1年内返済予定の長期借入金	40,000	18,810
1年内償還予定の社債	-	49,999
未払金	41,540	35,108
未払費用	56,021	47,003
未払法人税等	11,289	7,419
売上割戻引当金	16,473	15,665
その他の引当金	681	439
その他	9,718	7,642
流動負債合計	207,932	215,740
固定負債		
社債	79,994	29,998
長期借入金	219,314	207,620
繰延税金負債	23,019	19,638
退職給付引当金	31,385	13,801
役員退職慰労引当金	600	735
その他	18,986	28,412
固定負債合計	373,300	300,205
負債合計	581,232	515,945
純資産の部		
株主資本		
資本金	44,985	44,985
資本剰余金	56,898	56,860
利益剰余金	464,176	469,703
自己株式	39,422	39,031
株主資本合計	526,638	532,518
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,241	4,344
繰延ヘッジ損益	1,054	973
為替換算調整勘定	110,032	66,532
その他の包括利益累計額合計	109,844	63,162
新株予約権	990	1,093
少数株主持分	5,643	3,853
純資産合計	423,427	474,303
負債純資産合計	1,004,660	990,249

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月 31日)
売上高	647,976	573,658
売上原価	2 173,353	2 174,111
売上総利益	474,622	399,547
返品調整引当金繰入額	51	-
返品調整引当金戻入額	-	18
差引売上総利益	474,570	399,565
販売費及び一般管理費	1, 2 378,821	1, 2 329,102
営業利益	95,748	70,462
営業外収益		
受取利息	815	1,123
受取配当金	855	717
為替差益	-	100
その他	344	335
営業外収益合計	2,016	2,276
営業外費用		
支払利息	6,892	6,688
為替差損	560	-
その他	275	473
営業外費用合計	7,728	7,161
経常利益	90,036	65,577
特別利益		
固定資産売却益	3 24	3 684
負ののれん発生益	-	1,960
投資有価証券売却益	820	404
退職給付信託設定益	1,881	4,273
子会社株式売却益	3,547	-
その他	-	214
特別利益合計	6,274	7,535
特別損失		
固定資産処分損	4 243	4 311
減損損失	5 452	5 1,373
退職給付制度改定損	958	-
その他	7	0
特別損失合計	1,661	1,685
税金等調整前当期純利益	94,648	71,428
法人税、住民税及び事業税	28,618	30,576
法人税等調整額	7,094	7,696
法人税等合計	35,713	22,879
少数株主損益調整前当期純利益	58,934	48,548
少数株主利益	423	273
当期純利益	58,511	48,275

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	58,934	48,548
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	1,148	3,085
繰延ヘッジ損益	245	80
為替換算調整勘定	4,191	43,447
その他の包括利益合計	1 3,289	1 46,613
包括利益	55,645	95,161
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	55,303	94,957
少数株主に係る包括利益	342	203

【連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	44,985	44,985
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	44,985	44,985
資本剰余金		
当期首残高	56,910	56,898
当期変動額		
自己株式の処分	12	37
当期変動額合計	12	37
当期末残高	56,898	56,860
利益剰余金		
当期首残高	448,410	464,176
当期変動額		
剰余金の配当	42,744	42,748
当期純利益	58,511	48,275
当期変動額合計	15,766	5,526
当期末残高	464,176	469,703
自己株式		
当期首残高	39,499	39,422
当期変動額		
自己株式の処分	89	410
自己株式の取得	12	19
当期変動額合計	76	390
当期末残高	39,422	39,031
株主資本合計		
当期首残高	510,807	526,638
当期変動額		
剰余金の配当	42,744	42,748
当期純利益	58,511	48,275
自己株式の処分	76	373
自己株式の取得	12	19
当期変動額合計	15,830	5,880
当期末残高	526,638	532,518

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	69	1,241
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,171	3,102
当期変動額合計	1,171	3,102
当期末残高	1,241	4,344
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	808	1,054
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	245	80
当期変動額合計	245	80
当期末残高	1,054	973
為替換算調整勘定		
当期首残高	105,898	110,032
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,133	43,499
当期変動額合計	4,133	43,499
当期末残高	110,032	66,532
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	106,636	109,844
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	3,207	46,682
当期変動額合計	3,207	46,682
当期末残高	109,844	63,162
新株予約権		
当期首残高	870	990
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	120	102
当期変動額合計	120	102
当期末残高	990	1,093
少数株主持分		
当期首残高	5,329	5,643
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	314	1,790
当期変動額合計	314	1,790
当期末残高	5,643	3,853
純資産合計		
当期首残高	410,370	423,427
当期変動額		
剰余金の配当	42,744	42,748
当期純利益	58,511	48,275
自己株式の処分	76	373
自己株式の取得	12	19
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	2,773	44,995
当期変動額合計	13,057	50,875
当期末残高	423,427	474,303

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	94,648	71,428
減価償却費	41,709	43,256
減損損失	452	1,373
のれん償却額	6,985	7,837
負ののれん発生益	-	1,960
貸倒引当金の増減額（ は減少）	38	52
受取利息及び受取配当金	1,671	1,841
支払利息	6,892	6,688
固定資産除売却損益（ は益）	219	372
有価証券及び投資有価証券売却損益（ は益）	814	404
退職給付信託設定損益（ は益）	1,881	4,273
子会社株式売却損益（ は益）	3,547	-
売上債権の増減額（ は増加）	5,533	17,670
たな卸資産の増減額（ は増加）	6,469	7,844
仕入債務の増減額（ は減少）	5,928	841
その他の流動負債の増減額（ は減少）	4,570	25,007
売上割戻引当金の増減額（ は減少）	6,854	2,816
退職給付引当金の増減額（ は減少）	7,979	4,659
その他	2,148	9,909
小計	135,661	108,090
利息及び配当金の受取額	1,675	1,526
利息の支払額	6,882	6,662
法人税等の支払額	39,829	29,772
営業活動によるキャッシュ・フロー	90,624	73,181
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	4,960	5,108
有価証券の売却及び償還による収入	6,613	5,134
有形固定資産の取得による支出	11,414	8,659
有形固定資産の売却による収入	231	1,195
無形固定資産の取得による支出	8,073	11,168
投資有価証券の取得による支出	120	321
投資有価証券の売却及び償還による収入	14,437	1,706
過年度子会社株式売却代金の回収による収入	-	6,121
3カ月超預金の純増減額（ は増加）	1,648	31,958
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	716	-
その他	205	881
投資活動によるキャッシュ・フロー	2,561	21,740
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（ は減少）	6,000	1,586
長期借入金の返済による支出	-	40,000
社債の償還による支出	40,000	-
配当金の支払額	42,744	42,748
少数株主への配当金の支払額	29	34
その他	1,203	608
財務活動によるキャッシュ・フロー	77,977	81,805
現金及び現金同等物に係る換算差額	319	16,772
現金及び現金同等物の増減額（ は減少）	9,766	29,888
現金及び現金同等物の期首残高	102,800	112,567
現金及び現金同等物の期末残高	112,567	142,456

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 48社

(2) 連結子会社名

連結子会社名は、「第1 企業の概況、4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1社

(2) 会社名 ブラック・エーザイ(株)

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、衛材(中国)薬業有限公司他3社の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

イ) その他有価証券

a) 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

b) 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ

時価法を採用しております。

たな卸資産

イ) 商品、製品、仕掛品、原材料、貯蔵品

当社および国内連結子会社は、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)により評価しております。また、海外連結子会社は主として先入先出法による低価法により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～50年

機械装置 6～7年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な償却期間は次のとおりであります。

販売権 5～10年

技術資産 19～20年

自社利用のソフトウェア 5年

リース資産

イ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

売上割戻引当金

一部の連結子会社は販売済商品及び製品に対する連結決算日後に予想される売上割戻しに備えるため、対象売上高に見込割戻率を乗じた金額を計上しております。

その他の引当金

当社および一部の国内連結子会社は、次の引当金を計上しております。

なお、次の各引当金がそれぞれ連結貸借対照表に与える影響は軽微であるため、連結貸借対照表上は「その他の引当金」としてまとめて表示しております。

イ) 返品調整引当金

販売済商品及び製品の連結決算日後に予想される返品による損失に備えるため、連結決算日における売上債権残高に直近2連結会計年度平均の返品率および当連結会計年度の利益率を乗じた金額を計上しております。

ロ) 返品廃棄損失引当金

販売済商品及び製品の連結決算日後に予想される返品に伴う廃棄損失に備えるため、連結決算日における売上債権残高に直近2連結会計年度平均の返品率および返品廃棄率を乗じた金額を計上しております。

退職給付引当金

当社および一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結決算日において発生していると認められる額を計上しております。

当社および一部の国内連結子会社において発生した過去勤務債務は、償却年数5年の定額法により、改訂日から営業費用として処理しております。

当社および一部の国内連結子会社において発生した数理計算上の差異は、償却年数5年の定額法により、それぞれ発生年度の翌連結会計年度から営業費用として処理しております。

(追加情報)

当社は、平成24年4月1日より、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を改定するとともに、退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。

役員退職慰労引当金

一部の海外連結子会社は、役員退職慰労金の支払いに備えるため、会社内規に基づく必要額を計上しております。

(4) 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、海外連結子会社の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」および「少数株主持分」に含めて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

当社および一部の連結子会社は、繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

イ) ヘッジ手段...為替予約取引、金利スワップ取引

ロ) ヘッジ対象...営業取引の外貨建金銭債権債務等(予定取引を含む)、借入金

ヘッジ方針

当社および一部の連結子会社の外貨建取引に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の為替相場に係る変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っております。

当社の借入金に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の金利変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

当社および一部の連結子会社の外貨建取引に係るヘッジ取引は、外貨建金銭債権債務等に同一通貨建による同一金額内で同一期日の為替予約を振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されておりますので、有効性の評価を省略しております。

当社の借入金に係るヘッジ取引は、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんは発生原因に基づき20年以内で均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手元現金、要求払預金および取得日から3カ月以内に満期日の到来する、流動性が高く容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、当社および国内連結子会社とも税抜方式によっております。

連結納税制度の適用

当社および一部の国内連結子会社は、当連結会計年度より連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- 1 「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日)

(1) 概要

数理計算上の差異および過去勤務費用は、連結貸借対照表の純資産の部において税効果を調整した上で認識し、積立状況を示す額を負債または資産として計上する方法に改正されました。また、退職給付見込額の期間帰属方法について、期間定額基準のほか給付算定式基準の適用が可能となったほか、割引率の算定方法が改正されました。

(2) 適用予定日

退職給付債務および退職給付費用の計算方法の見直しについては、平成26年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用する予定であります。その他、未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用の処理方法ならびに開示の拡充等の見直しについては、平成25年4月1日以後開始する連結会計年度の年度末にかかる連結財務諸表から適用する予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

連結財務諸表作成時において財務諸表に与える影響は、現在評価中であります。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

1 関連会社に係る注記

関連会社に対する主なものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
投資有価証券(株式)	371百万円	437百万円

2 減価償却累計額には減損損失累計額を含めております。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
研究開発費	125,142百万円	120,377百万円
販売諸費	100,923	68,876
給料及び賞与	54,990	52,814

2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
一般管理費	125,142百万円	120,377百万円
当期製造費用	-	-

3 固定資産売却益の主な内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
機械装置及び運搬具	22百万円	656百万円
土地 機械装置及び運搬具		24

4 固定資産処分損の主な内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
建物及び構築物	102百万円	建物及び構築物 244百万円
機械装置及び運搬具	65	無形固定資産その他 31
有形固定資産その他 (工具、器具及び備品)	47	(ソフトウェア)
無形固定資産その他 (ソフトウェア)	20	

5 減損損失

当連結グループは、事業用資産については継続的に収支を把握している事業単位ごとに、また、賃貸資産、遊休資産および販売権等については個々にグルーピングしております。

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

次の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
医療用医薬品販売の独占的権利	販売権等	米国、イタリア
事業用資産	無形固定資産(その他)	米国

医療用医薬品販売の独占的権利については市場環境等の変化に伴い、当該販売権の将来キャッシュ・フロー見積額が帳簿価額を下回っているため、回収可能価額まで減額し減損損失を認識しております。また、事業用資産については今後の使用見込みがないため減損損失を認識しております。

当連結会計年度において計上した減損損失は452百万円であり、その主な内容は、販売権418百万円でありま

す。当該資産グループの回収可能価額は、使用価値(割引率6.0%~10.0%)または正味売却価額により測定しております。

なお、正味売却価額については合理的に算定された価額(不動産鑑定評価額等)を使用しております。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

次の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
医療用医薬品販売の独占的権利	販売権	米国
遊休資産	建物	岐阜県大垣市

医療用医薬品販売の独占的権利(販売権)については事業環境等の変化に伴い、当該販売権の将来キャッシュ・フロー見積額が帳簿価額を下回っているため、回収可能価額まで減額し減損損失を認識しております。また、遊休資産については、今後の使用見込みがないため減損損失を認識しております。

当連結会計年度において計上した減損損失は1,373百万円であり、その主な内容は、販売権1,304百万円でありま

す。当該資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。

なお、正味売却価額については合理的に算定された価額(不動産鑑定評価額等)を使用しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額および税効果額

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	4,409百万円	9,564百万円
組替調整額	2,382	4,677
税効果調整前	2,026	4,886
税効果額	878	1,801
その他有価証券評価差額金	1,148	3,085
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	767	383
組替調整額	503	508
税効果調整前	264	124
税効果額	18	44
繰延ヘッジ損益	245	80
為替換算調整勘定		
当期発生額	4,193	43,447
組替調整額	2	-
税効果調整前	4,191	43,447
税効果額	-	-
為替換算調整勘定	4,191	43,447
その他の包括利益合計	3,289	46,613

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	296,566	-	-	296,566
合計	296,566	-	-	296,566
自己株式				
普通株式	11,608	4	26	11,585
合計	11,608	4	26	11,585

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2 自己株式(普通株式)の減少は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
当社	ストック・オプションとして の新株予約権			-			990
連結子会社	-			-			-
	合計			-			990

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年 5月13日 取締役会	普通株式	22,796	80.00	平成23年 3月31日	平成23年 5月24日
平成23年11月 1日 取締役会	普通株式	19,947	70.00	平成23年 9月30日	平成23年11月17日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年 5月15日 取締役会	普通株式	22,798	利益剰余金	80.00	平成24年 3月31日	平成24年 5月24日

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	296,566	-	-	296,566
合計	296,566	-	-	296,566
自己株式				
普通株式	11,585	5	120	11,470
合計	11,585	5	120	11,470

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2 自己株式(普通株式)の減少は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権 の目的とな る株式の種 類	新株予約権の目的となる株式の数(千株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
当社	ストック・オプションとして の新株予約権			-			1,093
連結子会社	-			-			-
	合計			-			1,093

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月15日 取締役会	普通株式	22,798	80.00	平成24年3月31日	平成24年5月24日
平成24年11月1日 取締役会	普通株式	19,950	70.00	平成24年9月30日	平成24年11月16日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成25年5月13日 取締役会	普通株式	22,807	利益剰余金	80.00	平成25年3月31日	平成25年5月22日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
現金及び預金勘定	104,444百万円	88,669百万円
有価証券勘定	83,737	98,788
小計	188,182	187,458
預入期間が3カ月を超える定期預金等	73,283	42,008
取得日から償還日までの期間が3カ月を超える債券等	2,331	2,993
現金及び現金同等物	112,567	142,456

2 株式の売却により連結除外した連結子会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度に株式の売却により連結除外した連結子会社の資産および負債の内訳ならびに当該株式の売却価額と売却による支出の関係は次のとおりであります。

流動資産	4,822百万円
固定資産	984
流動負債	2,973
固定負債	148
その他	34
子会社株式売却益	3,547
売却価額	6,197
未収入金	6,197
連結除外した連結子会社の現金及び現金同等物	716
差引：連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	716

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1年内	2,160百万円	2,582百万円
1年超	14,122	14,584
合計	16,282	17,166

(貸主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1年内	168百万円	376百万円
1年超	547	956
合計	715	1,332

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当連結グループは、余裕資金を安全で流動性の高い金融資産で保有し、運転資金は銀行からの短期借入およびコマーシャル・ペーパーの発行により調達しております。また、企業買収のための資金を金融機関からの長期借入や社債の発行により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避する目的に限定した取引を行っており、投機目的での取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形および売掛金には、顧客の信用リスクがあります。また、外貨建営業債権には為替変動リスクがあります。

有価証券および投資有価証券は、MMF等の短期金融商品、公社債および企業価値向上につながる取引先企業等との相互保有株式等であり、市場の価格変動リスクがあります。

支払手形、買掛金および未払金の支払期日は、概ね1年以内であります。また、その一部には外貨建のものがあり、為替変動リスクがあります。

短期借入金は、営業活動および研究開発活動に係る資金調達であり、長期借入金および社債は平成20年1月の企業買収に係る資金調達であり、最終の返済日は平成30年8月であります。このうち、変動金利の借入金には金利変動リスクがありますが、その一部についてはデリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してキャッシュ・フローをヘッジしております。また、借入金および社債には資金調達に係る流動性リスクがあります。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針およびヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、4 会計処理基準に関する事項、(5) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権および長期貸付金について、各営業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを減殺するために、信用度の高い金融機関を取引相手としております。

連結子会社においても、当社と同様のリスク管理を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建営業債権債務の為替変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

なお、確実に発生すると見込まれる予定取引による外貨建営業債権債務に対して、為替相場の状況により、先物為替予約を行っております。

有価証券および投資有価証券については、定期的の時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、担当執行役に報告するとともに、必要に応じて損失を限定するための売却を行っております。

借入金については、金利変動リスクを抑制するため、金利スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引については、社内管理規程に基づき、執行を財務・投資戦略部、事務管理を経理部会計センターおよびリスク管理を経理部で実施しております。また、上記の組織が常に取引の残高・評価損益等を点検し、その状況を随時担当執行役に報告しております。

連結子会社においても、当社と同様のリスク管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、財務・投資戦略部および経理部が適時に資金計画を作成、更新することにより、借入金の返済および社債の償還のための資金を計画的に確保しております。

連結子会社においても、当社と同様のリスク管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれており、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、後述の「2 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

営業債権である受取手形及び売掛金の約7割を、主要な取引先10社が占めております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	104,444	104,444	-
(2) 受取手形及び売掛金	197,166		
貸倒引当金(*1)	163		
差引	197,002	197,002	-
(3) 有価証券および投資有価証券 その他有価証券	120,471	120,471	-
資産計	421,919	421,919	-
(1) 支払手形及び買掛金	26,205	26,205	-
(2) 短期借入金	6,000	6,000	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	40,000	40,000	-
(4) 未払金	41,540	41,540	-
(5) 未払法人税等	11,289	11,289	-
(6) 社債	79,994	82,208	2,213
(7) 長期借入金	219,314	226,355	7,041
負債計	424,345	433,600	9,255
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	(107)	(107)	-
(2) ヘッジ会計が適用されているもの			
原則的処理方法	(1,634)	(1,634)	-
金利スワップの特例処理	-	(2,023)	(2,023)
デリバティブ取引計(*2)	(1,741)	(3,764)	(2,023)

(*1) 受取手形及び売掛金に対する貸倒引当金であります。

(*2) デリバティブ取引によって生じた債権債務を純額で表示しており、負債となる項目については()で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券および投資有価証券

株式は取引所の価格を時価としており、債券他は取引金融機関から提示された価格を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「[注記事項](有価証券関係)」に記載しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金、(7) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。また、固定金利によるものは、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引く方法により、時価を算定しております。

(6) 社債

取引金融機関から提示された価格を時価としております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格を時価としております。ただし、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債権債務と一体として処理しているため、その時価は当該債権債務の時価に含めて記載しております。

なお、取引の区分ごとのデリバティブ取引に関する事項については、「[注記事項](デリバティブ取引関係)」に記載しております。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	88,669	88,669	-
(2) 受取手形及び売掛金	185,486		
貸倒引当金(*1)	117		
差引	185,369	185,369	-
(3) 有価証券および投資有価証券 その他有価証券	130,670	130,670	-
資産計	404,709	404,709	-
(1) 支払手形及び買掛金	26,054	26,054	-
(2) 短期借入金	7,597	7,597	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	18,810	18,958	148
(4) 1年内償還予定の社債	49,999	50,126	126
(5) 未払金	35,108	35,108	-
(6) 未払法人税等	7,419	7,419	-
(7) 社債	29,998	31,037	1,039
(8) 長期借入金	207,620	214,513	6,893
負債計	382,607	390,816	8,208
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	(97)	(97)	-
(2) ヘッジ会計が適用されているもの			
原則的処理方法	(1,509)	(1,509)	-
金利スワップの特例処理	-	(1,270)	(1,270)
デリバティブ取引計(*2)	(1,607)	(2,878)	(1,270)

(*1) 受取手形及び売掛金に対する貸倒引当金であります。

(*2) デリバティブ取引によって生じた債権債務を純額で表示しており、負債となる項目については()で表示しております。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券および投資有価証券

株式は取引所の価格を時価としており、債券他は取引金融機関から提示された価格を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「[注記事項](有価証券関係)」に記載しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(5) 未払金、(6) 未払法人税等

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 1年内返済予定の長期借入金、(8) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。また、固定金利によるものは、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引く方法により、時価を算定しております。

(4) 1年内償還予定の社債、(7) 社債

取引金融機関から提示された価格を時価としております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格を時価としております。ただし、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債権債務と一体として処理しているため、その時価は当該債権債務の時価に含めて記載しております。

なお、取引の区分ごとのデリバティブ取引に関する事項については、「[注記事項](デリバティブ取引関係)」に記載しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
非上場株式 (百万円)	1,974	1,974
関連会社株式 (百万円)	371	437

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の「資産(3) 有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権および満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金及び預金	104,444	-	-	-
(2) 受取手形及び売掛金	197,166	-	-	-
(3) 有価証券および投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 債券(社債)	200	1,200	-	1,111
合計	301,811	1,200	-	1,111

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金及び預金	88,669	-	-	-
(2) 受取手形及び売掛金	185,486	-	-	-
(3) 有価証券および投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの 債券(社債)	300	700	-	956
合計	274,456	700	-	956

4 社債及び借入金の連結決算日後の償還または返済予定額

前連結会計年度(平成24年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	6,000	-	-	-	-	-
長期借入金	40,000	16,438	43,219	8,219	56,438	95,000
社債	-	50,000	-	30,000	-	-
合計	46,000	66,438	43,219	38,219	56,438	95,000

当連結会計年度(平成25年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)
短期借入金	7,597	-	-	-	-	-
長期借入金	18,810	44,405	9,405	58,810	50,000	45,000
社債	50,000	-	30,000	-	-	-
合計	76,407	44,405	39,405	58,810	50,000	45,000

(有価証券関係)

1 その他有価証券

前連結会計年度(平成24年3月31日)

区分		連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	24,318	20,281	4,036
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,602	1,449	152
	(3) その他	2,125	2,039	85
	小計	28,046	23,771	4,275
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	(1) 株式	10,107	11,805	1,697
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	907	947	40
	(3) その他	81,410	81,411	1
	小計	92,425	94,164	1,739
合計		120,471	117,935	2,536

当連結会計年度(平成25年3月31日)

区分		連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えるもの	(1) 株式	28,698	21,393	7,304
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	1,694	1,526	167
	(3) その他	2,688	2,651	37
	小計	33,081	25,572	7,509
連結貸借対照表計上額 が取得原価を超えない もの	(1) 株式	1,470	1,554	84
	(2) 債券			
	国債・地方債等	-	-	-
	社債	319	322	2
	(3) その他	95,799	95,801	2
	小計	97,589	97,678	89
合計		130,670	123,250	7,419

2 売却した満期保有目的の債券および保有目的の変更

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

種類	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却益(百万円)
金銭外信託	12,000	12,350	350

当連結会計年度において、従来満期保有目的で保有していた債券の一部を長期有利子負債に係る返済用資金を確保するために、償還期限前に売却しております。このため、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)第83項により、残るすべての満期保有目的の債券について保有目的の区分をその他有価証券に変更いたしました。当連結会計年度末において、有価証券に201百万円、投資有価証券に1,163百万円含まれております。

この結果、満期保有目的の債券と同様の会計処理を行った場合に比べ、有価証券が1百万円増加、投資有価証券が35百万円減少、その他有価証券評価差額金が21百万円減少しております。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

該当事項はありません。

3 売却したその他有価証券

種類	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)			当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)		
	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	1,832	470	6	1,177	353	-
(2) その他	1	-	0	79	50	-

4 減損処理を行った有価証券

該当事項はありません。

なお、有価証券の減損にあたっては、回復可能性があると思われる場合を除き、当連結会計年度末における時価が期首取得原価の50%以下に下落したときに減損処理を行っております。また、回復可能性があると思われる場合を除き、当連結会計年度末における時価の下落率が取得原価の30%以上50%未満であるときは、前連結会計年度末および当連結会計年度末の時価ならびに当連結会計年度中の時価の推移を勘案して、減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	1,550	-	71	71
	ユーロ	818	-	30	30
	英ポンド	48	-	3	3
	買建 米ドル	1,953	-	1	1
合計		4,370	-	107	107

(注) 時価の算定方法

取引金融機関から提示された価格を時価としております。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	1,008	-	81	81
	ユーロ	1,868	-	39	39
	英ポンド	0	-	0	0
	買建 米ドル	2,033	-	53	53
合計		4,911	-	97	97

(注) 時価の算定方法

取引金融機関から提示された価格を時価としております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成24年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	135	-	2
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	759	-	-
	ユーロ	売掛金	1,602	-	-
	買建 米ドル	買掛金	56	-	-
	合計		2,553	-	2

(注) 時価の算定方法

為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債権債務と一体として処理しているため、その時価は「[注記事項](金融商品関係)」に記載の当該債権債務の時価を含めて記載しております。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の 振当処理	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	597	-	-
	ユーロ	売掛金	442	-	-
	合計		1,039	-	-

(注) 時価の算定方法

為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている債権債務と一体として処理しているため、その時価は「[注記事項](金融商品関係)」に記載の当該債権債務の時価を含めて記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成24年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	40,000	40,000	1,636
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	115,000	75,000	2,023
合計			155,000	115,000	3,659

(注) 時価の算定方法

取引金融機関から提示された価格を時価としております。

当連結会計年度(平成25年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	40,000	40,000	1,509
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	75,000	75,000	1,270
合計			115,000	115,000	2,780

(注) 時価の算定方法

取引金融機関から提示された価格を時価としております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

< 当社 >

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を採用しております。また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

上記退職給付制度については、平成24年4月1日より、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を改定するとともに、退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。

< 連結子会社 >

一部の国内連結子会社は確定給付型の制度として、総合設立型厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を採用しております。また、一部の海外連結子会社は確定給付型の制度のほか、確定拠出型の制度を設けております。

なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
退職給付債務(注1)	95,630百万円	95,597百万円
年金資産(注2)	72,383	90,155
未積立退職給付債務	23,247	5,441
未認識数理計算上の差異(注1)	14,116	7,288
未認識過去勤務債務(債務の減額)(注1、3)	21,295	15,647
退職給付制度改定損(注1)	958	-
退職給付引当金(注1)	31,385	13,801

(注) 1 当社の退職一時金制度から確定拠出年金制度への一部移行に伴い、退職給付引当金から未払金に振り替えた金額は8,494百万円であります。前連結会計年度の退職給付引当金の内訳に含まれている金額は次のとおりであります。

退職給付債務	5,967百万円
未認識数理計算上の差異	93
未認識過去勤務債務	1,475
退職給付制度改定損	958
退職給付引当金	8,494

また、確定拠出年金制度への資産移管額8,494百万円は、5年間で移管する予定であります。

なお、当連結会計年度末時点の未移管額6,546百万円は、流動負債の「未払金」、固定負債の「その他」に計上しております。

- 当連結会計年度は、平成25年2月に退職一時金ならびに企業年金への給付を目的として設定した退職給付信託へ株式12,981百万円(時価)、前連結会計年度は、平成23年9月に企業年金への給付を目的として設定した退職給付信託へ株式5,723百万円(時価)を拠出しております。
- 平成24年1月に行った当社の退職金制度の改訂等により、過去勤務債務(債務の減額)が発生しております。
- 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
勤務費用(注)	3,575百万円	2,751百万円
利息費用	2,683	2,146
期待運用収益	2,007	1,520
数理計算上の差異の費用処理額	8,254	7,963
過去勤務債務の費用処理額	1,043	4,172
確定拠出型年金制度への掛金等	1,492	2,487
退職給付制度改定損	958	-
退職給付費用	13,913	9,656

(注) 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に含めております。

4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

(1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
主として2.5%	主として2.0%

(3) 期待運用収益率

前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
主として4.0%	主として3.0%

(4) 過去勤務債務の額の処理年数

5年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、改訂日から費用処理しております)

(5) 数理計算上の差異の処理年数

5年(発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております)

5 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

国内連結子会社のうち3社は総合設立型厚生年金基金に加入しております。当該基金に関する事項は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (平成25年 3月31日)
年金資産の額	408,248百万円	414,218百万円
年金財政計算上の給付債務の額	454,863	459,016
差引額	46,614	44,797

(注) なお、上記については、連結財務諸表作成日現在において入手可能な直近時点(前連結会計年度は平成23年3月31日現在、当連結会計年度は平成24年3月31日現在)の情報に基づき作成しております。

(2) 制度全体に占める当該3社の掛金拠出割合

前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
0.7%	0.7%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額44,797百万円の主たる要因は、年金財政計算上の未償却過去勤務債務残高38,602百万円、前年度からの繰越不足金残高3,215百万円および当年度不足金2,979百万円の合計額であります。

なお、年金財政計算上の未償却過去勤務債務残高の償却方法は元利均等償却方式、事業主負担掛金率1.55%、償却残余期間は6年10カ月(平成24年3月31日現在)であります。

また、上記(2)の掛金拠出割合は、当該3社の実際の負担割合とは一致しません。

(ストック・オプション等関係)

1 スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上原価	10百万円	12百万円
販売費及び一般管理費	109	121
合計	120	134

2 権利不行使による失効により利益として計上した金額

	前連結会計年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
新株予約権戻入益	- 百万円	14百万円

3 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

会社名 決議年月日	当社 平成14年 6月27日	当社 平成15年 6月24日	当社 平成16年 6月24日
付与対象者の区分及び数	当社取締役 4名 当社使用人 37名	当社取締役 7名 当社使用人 43名	当社取締役 11名 当社執行役 18名 当社使用人 27名
ストック・オプション数(注)	普通株式 175,000株	普通株式 210,000株	普通株式 238,000株
付与日	平成14年 7月 1日	平成15年 7月 1日	平成16年 7月 1日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	同左	同左
権利行使期間	平成14年 7月 1日 ~ 平成24年 6月27日	平成15年 7月 1日 ~ 平成25年 6月24日	平成16年 7月 1日 ~ 平成26年 6月24日

会社名 決議年月日	当社 平成17年 6月24日	当社 平成18年 6月23日	当社 平成19年 6月22日
付与対象者の区分及び数	当社取締役 11名 当社執行役 20名 当社使用人 31名	当社取締役 10名 当社執行役 22名 当社使用人 32名	当社取締役 10名 当社執行役 24名 当社使用人 32名
ストック・オプション数(注)	普通株式 262,000株	普通株式 254,000株	普通株式 264,000株
付与日	平成17年 7月 1日	平成18年 7月10日	平成19年 7月 9日
権利確定条件	権利確定条件は付されて おりません。	同左	同左
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり ません。	同左	同左
権利行使期間	平成19年 7月 1日 ~ 平成27年 6月24日	平成20年 7月10日 ~ 平成28年 6月23日	平成21年 7月 9日 ~ 平成29年 6月22日

会社名 決議年月日	当社 平成20年6月20日	当社 平成21年6月19日	当社 平成22年6月18日
付与対象者の区分及び数	当社取締役 10名 当社執行役 26名 当社使用人 36名	当社取締役 10名 当社執行役 27名 当社使用人 36名	当社取締役 10名 当社執行役 18名 当社使用人 57名
ストック・オプション数(注)	普通株式 288,000株	普通株式 291,000株	普通株式 319,000株
付与日	平成20年7月7日	平成21年7月6日	平成22年7月5日
権利確定条件	付与日(平成20年7月7日)以降、権利確定日(平成22年6月20日)まで継続して勤務していること。その他の条件は、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	付与日(平成21年7月6日)以降、権利確定日(平成23年6月19日)まで継続して勤務していること。その他の条件は、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	付与日(平成22年7月5日)以降、権利確定日(平成24年6月18日)まで継続して勤務していること。その他の条件は、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
対象勤務期間	平成20年7月7日～平成22年6月20日	平成21年7月6日～平成23年6月19日	平成22年7月5日～平成24年6月18日
権利行使期間	平成22年6月21日～平成30年6月20日	平成23年6月20日～平成31年6月19日	平成24年6月19日～平成32年6月18日

会社名 決議年月日	当社 平成23年6月21日	当社 平成24年6月21日
付与対象者の区分及び数	当社取締役 10名 当社執行役 18名 当社使用人 55名	当社取締役 10名 当社執行役 19名 当社使用人 60名
ストック・オプション数(注)	普通株式 311,000株	普通株式 337,000株
付与日	平成23年7月7日	平成24年7月9日
権利確定条件	付与日(平成23年7月7日)以降、権利確定日(平成25年6月21日)まで継続して勤務していること。その他の条件は、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	付与日(平成24年7月9日)以降、権利確定日(平成26年6月21日)まで継続して勤務していること。その他の条件は、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
対象勤務期間	平成23年7月7日～平成25年6月21日	平成24年7月9日～平成26年6月21日
権利行使期間	平成25年6月22日～平成33年6月21日	平成26年6月22日～平成34年6月21日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況
 ストック・オプションの数

決議年月日	平成14年6月27日	平成15年6月24日	平成16年6月24日	平成17年6月24日
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	91,100	46,300	187,100	234,400
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	28,300	42,400	-
失効	91,100	3,000	12,000	11,000
当連結会計年度末未行使残	-	15,000	132,700	223,400

決議年月日	平成18年6月23日	平成19年6月22日	平成20年6月20日	平成21年6月19日
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	254,000	264,000	283,000	291,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	3,000
失効	7,000	3,000	3,000	3,000
当連結会計年度末未行使残	247,000	261,000	280,000	285,000

決議年月日	平成22年6月18日	平成23年6月21日	平成24年6月21日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	305,000	305,000	-
付与	-	-	337,000
失効	-	-	-
権利確定	305,000	8,000	-
当連結会計年度末未確定残	-	297,000	337,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	11,000	3,000	-
権利確定	305,000	8,000	-
権利行使	47,000	-	-
失効	-	-	-
当連結会計年度末未行使残	269,000	11,000	-

単価情報

決議年月日	平成14年 6月27日	平成15年 6月24日	平成16年 6月24日	平成17年 6月24日
付与日	平成14年 7月 1日	平成15年 7月 1日	平成16年 7月 1日	平成17年 7月 1日
権利行使価格 (円)	3,165	2,520	3,170	3,820
行使時平均株価 (円)	-	3,886	3,935	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	-

決議年月日	平成18年 6月23日	平成19年 6月22日	平成20年 6月20日	平成21年 6月19日
付与日	平成18年 7月10日	平成19年 7月 9日	平成20年 7月 7日	平成21年 7月 6日
権利行使価格 (円)	5,300	5,480	3,760	3,320
行使時平均株価 (円)	-	-	-	4,350
付与日における公正な評価単価 (円)	1,161	991	530	471

決議年月日	平成22年 6月18日	平成23年 6月21日	平成24年 6月21日
付与日	平成22年 7月 5日	平成23年 7月 7日	平成24年 7月 9日
権利行使価格 (円)	2,981	3,140	3,510
行使時平均株価 (円)	3,904	-	-
付与日における公正な評価単価 (円)	348	417	459

4 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプション(付与日 平成24年 7月 9日)についての公正な評価単価の見積方法は、次のとおりであります。

(1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式

(2) 主な基礎数値および見積方法

株価変動性(注1)	26.173%
予想残存期間(注2)	6年
予想配当(注3)	150円/株
無リスク利率(注4)	0.279%

(注) 1 評価基準日における過去6年間の株価実績に基づき算定しております。

2 合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3 平成24年7月時点における平成25年3月期の配当予想によっております。

4 上記の予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

5 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用していません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
(1) 流動の部		
繰延税金資産		
委託研究費	16,948百万円	20,719百万円
未払賞与	5,608	5,743
たな卸資産未実現利益	3,780	4,856
売上割戻引当金	4,008	4,097
試験研究費の法人税額特別控除	4,109	2,649
その他	8,232	9,438
繰延税金資産小計	42,688	47,505
評価性引当額	209	411
繰延税金資産合計	42,479	47,094
(2) 固定の部		
繰延税金資産		
委託研究費	18,098百万円	17,751百万円
退職給付引当金	17,511	16,243
減価償却費	11,264	10,583
税務上の繰延資産	5,969	5,120
試験研究費の法人税額特別控除	1,472	-
その他	9,184	9,603
繰延税金資産小計	63,500	59,301
評価性引当額	2,033	1,599
繰延税金資産合計	61,466	57,702
繰延税金負債		
技術資産	15,890	17,156
販売権	16,657	10,366
その他	6,836	9,091
繰延税金負債合計	39,384	36,614
繰延税金資産の純額(注)	22,082	21,088

(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の次の項目に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
固定資産 繰延税金資産	45,101百万円	40,727百万円
固定負債 繰延税金負債	23,019	19,638

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当連結会計年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	41.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1	1.8
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.2	0.2
試験研究費の法人税額特別控除	8.6	9.3
連結子会社との税率差等	1.6	3.0
評価性引当額	5.1	0.2
のれん償却額	2.7	3.8
米国子会社の法人税の不確実性評価額	-	2.4
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	7.5	-
その他	0.1	1.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.7	32.0

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当連結グループのセグメントは、医薬品事業とその他事業から構成されており、医薬品事業の各リージョンを報告セグメントとしております。当連結グループの報告セグメントは、当連結グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、トップマネジメントが定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当連結グループは、従来、医薬品事業をイースト・アジア(日本、中国、韓国、台湾、香港)、米国、欧州、ニューマーケット・アセアン(ブラジル、メキシコ、ロシア、カナダ、オーストラリア、インド、中東、東南アジア等)の4リージョン体制としておりましたが、カナダ、メキシコ、ブラジルをはじめとする新市場に対するマネジメントを各リージョンから直接行うことを目的に、当連結会計年度より4リージョンの担当地域を再編いたしました。新たな4リージョン体制は、イースト・アジア(日本、中国、韓国、台湾、香港)、アメリカス(北米、中南米)、EMEA(Europe/Middle East/Africa: 欧州、中東、アフリカ)、インド・パシフィック(Indo-Pacific: 南アジア、アセアン、オセアニア)であります。この再編に合わせて報告セグメントの区分方法を変更し、前連結会計年度のセグメント情報に反映しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益(又は損失)、資産及び負債等の額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの数値は、外部顧客への売上高とそれに対応する営業利益であります。

なお、研究開発費および一部の販売費及び一般管理費については、リージョン単位では統括していないため、報告セグメントに配分しておりません。

資産については、当連結グループ全体での経営資源配分の最適化を考慮し、投資の意思決定を行っておりません。

なお、報告セグメントの資産および負債等の額ならびに減価償却費等の資産に関連する費用項目については、報告セグメントごとに把握することが困難なため、記載しておりません。

3 報告セグメントごとの売上高、利益(又は損失)に関する情報

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	医薬品事業						
	イースト・アジア	アメリカス	EMEA	インド・パシフィック	計		
外部顧客への売上高	400,360	157,452	42,694	6,726	607,234	40,741	647,976
セグメント利益	167,449	33,317	6,918	1,750	209,435	19,771	229,207

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医薬品原料・製薬用機械などに係る事業を含んでおります。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位: 百万円)

	報告セグメント					その他 (注)	合計
	医薬品事業						
	イースト・アジア	アメリカス	EMEA	インド・パシフィック	計		
外部顧客への売上高	362,855	153,334	25,754	7,273	549,216	24,441	573,658
セグメント利益	149,075	35,663	2,030	1,906	188,675	11,726	200,402

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医薬品原料などに係る事業を含んでおります。

4 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額および当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位：百万円)

売上高	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
報告セグメント計	607,234	549,216
「その他」の区分の売上高	40,741	24,441
連結財務諸表の売上高	647,976	573,658

(単位：百万円)

利益	前連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)
報告セグメント計	209,435	188,675
「その他」の区分の利益	19,771	11,726
研究開発費(注1)	125,142	120,377
親会社の本社管理費等(注2)	8,315	9,562
連結財務諸表の営業利益	95,748	70,462

- (注) 1 当連結グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分していません。
 2 親会社の本社管理費等は、当連結グループ全体の運営に係る費用であるため、セグメントに配分していません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 製品およびサービスごとの情報

(単位：百万円)

	アリセプト	パリエット/ アシフェックス	がん関連 領域製品	その他	合計
外部顧客への売上高	147,058	126,384	93,134	281,399	647,976

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	欧州	その他	合計
389,648	164,300	56,641	37,385	647,976

- (注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。
 なお、日本および米国以外の区分に属する主な国または地域は次のとおりであります。
 欧 州：英国、フランス、ドイツ
 その他：アジア諸国および中南米諸国

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	英国	その他	合計
85,639	36,286	14,814	6,837	143,578

- (注) その他の区分に属する主な国はインドおよび中国であります。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
アルフレッサ ホールディングス(株)	85,287	イースト・アジア医薬品事業
(株)スズケン	75,427	イースト・アジア医薬品事業
(株)メディパルホールディングス	70,967	イースト・アジア医薬品事業

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1 製品およびサービスごとの情報

(単位：百万円)

	バリエット/ アシフェックス	アリセプト	がん関連 領域製品	その他	合計
外部顧客への売上高	108,442	94,266	100,386	270,562	573,658

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	米国	欧州	その他	合計
342,087	157,353	30,575	43,642	573,658

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、日本および米国以外の区分に属する主な国または地域は次のとおりであります。

欧 州：英国、フランス、ドイツ

その他：アジア諸国および中南米諸国

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	米国	英国	その他	合計
80,405	39,372	15,344	7,127	142,248

(注) その他の区分に属する主な国はインドおよび中国であります。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
アルフレッサ ホールディングス(株)	78,627	イースト・アジア医薬品事業
(株)スズケン	68,601	イースト・アジア医薬品事業
(株)メディパルホールディングス	63,886	イースト・アジア医薬品事業
マッケソン社	59,046	アメリカス医薬品事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	イースト・アジア 医薬品事業	アメリカス 医薬品事業	EMEA 医薬品事業	インド・ パシフィック 医薬品事業	合計
減損損失	-	418	16	-	435

(注) 報告セグメントに配分していない固定資産に係る減損損失は16百万円であり、その主な内容は、その他無形固定資産であります。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	イースト・アジア 医薬品事業	アメリカス 医薬品事業	EMEA 医薬品事業	インド・ パシフィック 医薬品事業	合計
減損損失	-	1,304	-	-	1,304

(注) 報告セグメントに配分していない固定資産に係る減損損失は68百万円であり、その主な内容は、その他事業の有形固定資産であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】
 前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位：百万円)

	イースト・アジア 医薬品事業	アメリカス 医薬品事業	EMEA 医薬品事業	インド・ パシフィック 医薬品事業	合計
当期償却額	487	7,358	114	-	6,985
当期末残高	-	118,573	481	-	119,054

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

(単位：百万円)

	イースト・アジア 医薬品事業	アメリカス 医薬品事業	EMEA 医薬品事業	インド・ パシフィック 医薬品事業	合計
当期償却額	-	7,724	112	-	7,837
当期末残高	-	126,940	402	-	127,342

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

- インド・パシフィック医薬品事業において、連結子会社であるエーザイ・アジア・リージョナル・サービス・プライベート・リミテッドが、同社の子会社であるエーザイ・(タイランド)・マーケティング・カンパニー・リミテッドの増資を引き受けたことに伴い、負ののれんが発生いたしました。
- なお、当該事象による負ののれん発生益の計上額は1,960百万円であります。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	1,462円53銭	1,646円31銭
1株当たり当期純利益	205円33銭	169円38銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	205円31銭	169円31銭

(注) 1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当連結会計年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益		
(1) 当期純利益 (百万円)	58,511	48,275
(2) 普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
(3) 普通株式に係る当期純利益 (百万円)	58,511	48,275
(4) 普通株式の期中平均株式数 (千株)	284,966	285,007
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
普通株式増加数 (千株)	18	125
(うち新株引受権) (千株)	(0)	(-)
(うち新株予約権) (千株)	(18)	(125)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	次の株主総会または取締役会決議分の新株予約権(目的となる株式の数1,343千株)。 ・平成17年6月24日決議分 ・平成18年6月23日決議分 ・平成19年6月22日決議分 ・平成20年6月20日決議分 ・平成23年6月21日決議分 なお、概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	次の株主総会または取締役会決議分の新株予約権(目的となる株式の数508千株)。 ・平成18年6月23日決議分 ・平成19年6月22日決議分 なお、概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当連結会計 年度期首残高 (百万円) (注1)	当連結会計 年度末残高 (百万円) (注1)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	第6回無担保普通社債	平成20年 6月6日	49,997	49,999 (49,999)	年1.63	なし	平成25年 6月6日
当社	第7回無担保普通社債	平成20年 6月6日	29,997	29,998	年1.83	なし	平成27年 6月5日
合計	-	-	79,994	79,997 (49,999)	-	-	-

(注) 1 ()内に1年以内償還予定額を内書きしております。

2 連結決算日後5年以内における償還予定額は、次のとおりであります。

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
50,000	-	30,000	-	-

【借入金等明細表】

区分	当連結会計 年度期首残高 (百万円)	当連結会計 年度末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	6,000	7,597	年0.43	-
1年以内に返済予定の長期借入金	40,000	18,810	年3.97	平成25年4月
1年以内に返済予定のリース債務	885	736	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	219,314	207,620	年2.15	平成26年～ 平成30年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	984	739	-	平成26年～ 平成33年
その他有利子負債 代理店預り金	2,965	2,529	年1.01	-
合計	270,149	238,033	-	-

(注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均率を記載しております。

2 金利スワップ取引を行った借入金については、金利スワップ後の固定金利を適用して記載しております。

3 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

4 長期借入金およびリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は、次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	44,405	9,405	58,810	50,000
リース債務	389	209	101	24

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首および当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首および当連結会計年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成24年4月1日 至平成24年9月30日	自平成24年4月1日 至平成24年12月31日	自平成24年4月1日 至平成25年3月31日
売上高 (百万円)	146,908	288,460	431,553	573,658
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (百万円)	17,693	36,292	51,531	71,428
四半期(当期)純利益 (百万円)	11,872	24,479	34,011	48,275
1株当たり 四半期(当期)純利益(円)	41.66	85.90	119.34	169.38

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
	自平成24年4月1日 至平成24年6月30日	自平成24年7月1日 至平成24年9月30日	自平成24年10月1日 至平成24年12月31日	自平成25年1月1日 至平成25年3月31日
1株当たり 四半期純利益 (円)	41.66	44.24	33.45	50.04

2【財務諸表等】
(1)【財務諸表】
【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	80,871	59,968
受取手形	704	1,803
売掛金	148,692	128,847
有価証券	3,148	3,150
商品及び製品	23,965	28,420
仕掛品	13,269	11,547
原材料及び貯蔵品	10,477	11,067
繰延税金資産	25,455	28,057
その他	17,139	14,149
流動資産合計	323,725	286,013
固定資産		
有形固定資産		
建物	120,085	119,258
減価償却累計額	3,79,279	3,80,896
建物(純額)	40,805	38,362
構築物	8,312	8,273
減価償却累計額	3,6,363	3,6,487
構築物(純額)	1,948	1,786
機械及び装置	81,219	81,106
減価償却累計額	3,70,583	3,72,391
機械及び装置(純額)	10,635	8,715
車両運搬具	371	375
減価償却累計額	3,356	3,363
車両運搬具(純額)	15	11
工具、器具及び備品	36,431	35,799
減価償却累計額	3,31,822	3,32,249
工具、器具及び備品(純額)	4,609	3,550
土地	11,205	11,143
リース資産	2,584	2,443
減価償却累計額	3,1,279	3,1,539
リース資産(純額)	1,304	903
建設仮勘定	887	2,461
有形固定資産合計	71,412	66,934
無形固定資産		
特許権	2	6
ソフトウェア	10,420	9,366
販売権	14,774	17,919
その他	409	362
無形固定資産合計	25,606	27,654

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	35,453	30,334
関係会社株式	438,712	438,287
出資金	30	30
長期貸付金	2	2
長期前払費用	243	185
繰延税金資産	43,804	39,163
その他	3,864	3,238
貸倒引当金	153	133
投資その他の資産合計	521,958	511,109
固定資産合計	618,976	605,698
資産合計	942,701	891,712
負債の部		
流動負債		
支払手形	126	135
買掛金	14,333	11,542
短期借入金	6,000	32,503
1年内返済予定の長期借入金	40,000	-
1年内償還予定の社債	-	49,999
リース債務	687	518
未払金	32,219 ¹	22,124
未払費用	11,750	10,739
未払法人税等	4,931	5,147
預り金	18,165 ¹	20,667 ¹
返品調整引当金	328	303
返品廃棄損失引当金	342	118
その他	2,023	779
流動負債合計	130,906	154,581
固定負債		
社債	79,994	29,998
長期借入金	170,000	170,000
リース債務	657	408
退職給付引当金	27,727	9,931
資産除去債務	1,022	1,029
その他	3,834	9,252
固定負債合計	283,237	220,620
負債合計	414,144	375,202

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	44,985	44,985
資本剰余金		
資本準備金	55,222	55,222
その他資本剰余金	1,675	1,638
資本剰余金合計	56,898	56,860
利益剰余金		
利益準備金	7,899	7,899
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	137	137
別途積立金	337,880	337,880
繰越利益剰余金	118,956	103,764
利益剰余金合計	464,873	449,681
自己株式	39,422	39,031
株主資本合計	527,334	512,496
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,287	3,893
繰延ヘッジ損益	1,055	973
評価・換算差額等合計	232	2,919
新株予約権	990	1,093
純資産合計	528,557	516,509
負債純資産合計	942,701	891,712

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
売上高		
製品売上高	318,596	248,822
商品売上高	89,627	99,207
売上高合計	408,224	348,029
売上原価		
商品及び製品期首たな卸高	19,991	23,965
当期製品製造原価	40,884	43,701
当期商品仕入高	51,047	50,893
合計	111,924	118,560
他勘定受入高	6,654	7,653
商品及び製品期末たな卸高	23,965	28,420
売上原価合計	94,612	97,792
売上総利益	313,611	250,237
返品調整引当金繰入額	48	-
返品調整引当金戻入額	-	24
差引売上総利益	313,563	250,261
販売費及び一般管理費	246,629	211,529
営業利益	66,934	38,731
営業外収益		
受取利息	137	118
有価証券利息	33	-
受取配当金	1,056	827
その他	229	213
営業外収益合計	1,456	1,159
営業外費用		
支払利息	3,621	3,333
社債利息	1,469	1,363
為替差損	265	3
その他	166	328
営業外費用合計	5,523	5,029
経常利益	62,867	34,861
特別利益		
固定資産売却益	19	550
退職給付信託設定益	1,881	4,273
子会社株式売却益	3,471	-
その他	496	420
特別利益合計	5,868	5,244
特別損失		
固定資産処分損	110	279
子会社株式評価損	-	426
退職給付制度改定損	958	-
その他	0	-
特別損失合計	1,068	705
税引前当期純利益	67,667	39,401

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
法人税、住民税及び事業税	14,743	11,278
法人税等調整額	10,551	566
法人税等合計	25,294	11,844
当期純利益	42,373	27,556

【製造原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)		当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
原材料費	(注 2)	16,873	37.1	18,414	40.3
労務費		11,690	25.7	9,640	21.1
経費		16,944	37.2	17,681	38.6
当期総製造費用		45,507	100.0	45,736	100.0
仕掛品期首たな卸高	(注 3)	12,430		13,269	
合計		57,938		59,006	
仕掛品期末たな卸高		13,269		11,547	
他勘定振替高		3,784		3,757	
当期製品製造原価		40,884		43,701	

- (注) 1 原価計算の方法は、組別、工程別総合原価計算であり、標準原価計算制度を採用しております。
- 2 「経費」の主なものは、外注加工費4,757百万円(前事業年度4,227百万円)、減価償却費4,449百万円(前事業年度4,765百万円)であります。
- 3 「他勘定振替高」の主なものは、受託加工費の未収入金への振替および研究開発費への振替であります。

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
株主資本		
資本金		
当期首残高	44,985	44,985
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	44,985	44,985
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	55,222	55,222
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	55,222	55,222
その他資本剰余金		
当期首残高	1,688	1,675
当期変動額		
自己株式の処分	12	37
当期変動額合計	12	37
当期末残高	1,675	1,638
資本剰余金合計		
当期首残高	56,910	56,898
当期変動額		
自己株式の処分	12	37
当期変動額合計	12	37
当期末残高	56,898	56,860
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高	7,899	7,899
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	7,899	7,899
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金		
当期首残高	125	137
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の積立	11	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	0
当期変動額合計	11	0
当期末残高	137	137
別途積立金		
当期首残高	337,880	337,880
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	337,880	337,880

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
繰越利益剰余金		
当期首残高	119,339	118,956
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の積立	11	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	0
剰余金の配当	42,744	42,748
当期純利益	42,373	27,556
当期変動額合計	382	15,192
当期末残高	118,956	103,764
利益剰余金合計		
当期首残高	465,244	464,873
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の積立	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-
剰余金の配当	42,744	42,748
当期純利益	42,373	27,556
当期変動額合計	371	15,192
当期末残高	464,873	449,681
自己株式		
当期首残高	39,499	39,422
当期変動額		
自己株式の処分	89	410
自己株式の取得	12	19
当期変動額合計	76	390
当期末残高	39,422	39,031
株主資本合計		
当期首残高	527,641	527,334
当期変動額		
剰余金の配当	42,744	42,748
当期純利益	42,373	27,556
自己株式の処分	76	373
自己株式の取得	12	19
当期変動額合計	307	14,838
当期末残高	527,334	512,496

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	499	1,287
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,787	2,606
当期変動額合計	1,787	2,606
当期末残高	1,287	3,893
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	808	1,055
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	247	81
当期変動額合計	247	81
当期末残高	1,055	973
評価・換算差額等合計		
当期首残高	1,307	232
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,540	2,687
当期変動額合計	1,540	2,687
当期末残高	232	2,919
新株予約権		
当期首残高	870	990
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	120	102
当期変動額合計	120	102
当期末残高	990	1,093
純資産合計		
当期首残高	527,204	528,557
当期変動額		
剰余金の配当	42,744	42,748
当期純利益	42,373	27,556
自己株式の処分	76	373
自己株式の取得	12	19
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,660	2,790
当期変動額合計	1,352	12,048
当期末残高	528,557	516,509

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準および評価方法

(1) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 デリバティブ等の評価基準および評価方法

時価法を採用しております。

3 たな卸資産の評価基準および評価方法

(1) 商品、製品、仕掛品、原材料、貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15～50年

機械及び装置 6～7年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な償却期間は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

販売権 5～10年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 返品調整引当金

販売済商品及び製品の期末日後に予想される返品による損失に備えるため、期末売上債権残高に直近2事業年度平均の返品率および当事業年度の利益率を乗じた金額を計上しております。

(3) 返品廃棄損失引当金

販売済商品及び製品の期末日後に予想される返品に伴う廃棄損失に備えるため、期末売上債権残高に直近2事業年度平均の返品率および返品廃棄率を乗じた金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末日における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、期末日において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は償却年数5年の定額法により、改訂日から営業費用として処理しております。

数理計算上の差異は償却年数5年の定額法により、それぞれ発生した事業年度の翌事業年度から営業費用として処理しております。

(追加情報)

平成24年4月1日より、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を改定するとともに、退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。

6 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段...為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象...営業取引の外貨建金銭債権債務等(予定取引を含む)、借入金

(3) ヘッジ方針

外貨建取引に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の為替相場に係る変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っております。

借入金に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の金利変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

外貨建取引に係るヘッジ取引は、外貨建金銭債権債務等に同一通貨建による同一金額内で同一期日の為替予約を振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されておりますので、有効性の評価を省略しております。

借入金に係るヘッジ取引は、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

当事業年度より連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産および負債

区分掲記されたもののほか、関係会社に対する資産および負債は、次のとおりであります。

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)
未払金	9,984百万円	受取手形および売掛金	9,364百万円
預り金	14,488	預り金	16,963

なお、上記のほか、関係会社に対する資産の合計額は15,402百万円であり、総資産の100分の1を超えております。

2 偶発債務

次のとおり債務保証予約を行っております。

	前事業年度 (平成24年3月31日)		当事業年度 (平成25年3月31日)
		(株)カン研究所 (定期建物賃貸借契約の解除に伴う費用弁済に対する保証予約)	783百万円

3 減価償却累計額には減損損失累計額を含めております。

(損益計算書関係)

1 他勘定受入高の主なものは、ロイヤルティ等の支払いであります。

2 関係会社との主な取引高は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
受取配当金	223百万円	118百万円

なお、上記のほか、関係会社に対する営業外収益の合計額は146百万円であり、営業外収益の100分の10を超えております。

なお、上記のほか、関係会社に対する営業外収益の合計額は131百万円であり、営業外収益の100分の10を超えております。

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
販売諸費	50,238百万円	28,459百万円
給料及び賞与	28,352	26,384
事務諸費	13,590	12,348
減価償却費	3,253	3,137
研究開発費	116,290	111,035
販売費に属する費用の割合	26.9%	20.5%
一般管理費に属する費用の割合	73.1	79.5

4 一般管理費および当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
一般管理費	116,290百万円	111,035百万円
当期製造費用	-	-

5 固定資産売却益の主な内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
機械及び装置	18百万円	530百万円
土地 機械及び装置		20

6 固定資産処分損の主な内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日)	当事業年度 (自 平成24年 4月 1日 至 平成25年 3月31日)
建物	60百万円	232百万円
機械及び装置	14	30
ソフトウェア	14	

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	11,608	4	26	11,585
合計	11,608	4	26	11,585

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2 自己株式(普通株式)の減少は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

当事業年度(自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日)

1. 自己株式の種類および株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	11,585	5	120	11,470
合計	11,585	5	120	11,470

(注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。

2 自己株式(普通株式)の減少は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式および関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式438,120百万円、関連会社株式166百万円、前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式438,546百万円、関連会社株式166百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
(1) 流動の部		
繰延税金資産		
委託研究費	16,917百万円	20,719百万円
未払賞与	3,042	2,608
その他	5,495	4,729
繰延税金資産合計	25,455	28,057
(2) 固定の部		
繰延税金資産		
委託研究費	18,098百万円	17,751百万円
退職給付引当金	16,170	14,847
税務上の繰延資産	4,907	4,027
その他	7,509	7,007
繰延税金資産小計	46,685	43,634
評価性引当額	2,101	2,265
繰延税金資産合計	44,583	41,369
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	703	2,130
固定資産圧縮積立金	75	75
繰延税金負債合計	779	2,205
繰延税金資産の純額	43,804	39,163

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成24年3月31日)	当事業年度 (平成25年3月31日)
法定実効税率	41.0%	38.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.6	1.7
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.3	0.4
試験研究費の法人税額特別控除	8.2	8.1
評価性引当額	6.5	0.4
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	10.3	-
その他	0.5	1.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.4	30.1

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり純資産額	1,851円24銭	1,807円87銭
1株当たり当期純利益	148円70銭	96円69銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	148円69銭	96円64銭

(注) 1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自平成23年4月1日 至平成24年3月31日)	当事業年度 (自平成24年4月1日 至平成25年3月31日)
1株当たり当期純利益		
(1) 当期純利益 (百万円)	42,373	27,556
(2) 普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
(3) 普通株式に係る当期純利益 (百万円)	42,373	27,556
(4) 普通株式の期中平均株式数 (千株)	284,966	285,007
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
普通株式増加数 (千株)	18	125
うち新株引受権 (千株)	(0)	(-)
うち新株予約権 (千株)	(18)	(125)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	次の株主総会または取締役会決議分の新株予約権(目的となる株式の数1,343千株) ・平成17年6月24日決議分 ・平成18年6月23日決議分 ・平成19年6月22日決議分 ・平成20年6月20日決議分 ・平成23年6月21日決議分 なお、概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。	次の株主総会または取締役会決議分の新株予約権(目的となる株式の数508千株) ・平成18年6月23日決議分 ・平成19年6月22日決議分 なお、概要は「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】
 【有価証券明細表】
 【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
(投資有価証券)			
その他 有価証券	(普通株式)		
	(株)スズケン	1,892,587	6,624
	アルフレッサ ホールディングス(株)	1,050,681	5,347
	(株)マツモトキヨシホールディングス	1,407,500	3,831
	(株)東京放送ホールディングス	2,480,000	3,494
	(株)フォレストホールディングス	2,308,494	1,620
	(株)常陽銀行	2,802,680	1,477
	東京海上ホールディングス(株)	531,750	1,409
	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	1,750,000	976
	キッセイ薬品工業(株)	474,000	938
	(株)バイタルケーエスケー・ホールディングス	642,154	559
	シンバイオ製薬(株)	833,400	487
	野村ホールディングス(株)	790,000	455
その他48銘柄	4,695,370	3,111	
計		21,658,616	30,334

【その他】

種類及び銘柄		投資口数等(口)	貸借対照表計上額 (百万円)
(有価証券)			
その他 有価証券	(投資信託受益証券)		
	ダイワマネーマネージメントファンド	1,624,624,497	1,624
	新光マネーマネージメントファンド	1,019,531,833	1,019
	りそなマネーマネージメントファンド	506,362,551	506
計		3,150,518,881	3,150

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円) (注)	当期償却額 (百万円)	差引当期末残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	120,085	1,149	1,975	119,258	80,896	3,155	38,362
構築物	8,312	25	64	8,273	6,487	181	1,786
機械及び装置	81,219	1,220	1,333	81,106	72,391	2,987	8,715
車両運搬具	371	6	3	375	363	10	11
工具、器具及び備品	36,431	671	1,304	35,799	32,249	1,724	3,550
土地	11,205	-	61	11,143	-	-	11,143
リース資産	2,584	294	436	2,443	1,539	696	903
建設仮勘定	887	1,768	194	2,461	-	-	2,461
有形固定資産計	261,098	5,137	5,373	260,862	193,927	8,754	66,934
無形固定資産							
特許権	28	4	26	6	-	0	6
ソフトウェア	17,907	2,471	3,065	17,312	7,945	3,494	9,366
販売権	28,820	6,305	1,495	33,630	15,711	2,906	17,919
その他	667	-	31	635	273	47	362
無形固定資産計	47,423	8,781	4,619	51,584	23,930	6,447	27,654
長期前払費用	553	645	857	341	156	484	185
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」には減損損失累計額を含めております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	153	17	36	1	133
返品調整引当金	328	303	-	328	303
返品廃棄損失引当金	342	118	-	342	118

(注) 「当期減少額(その他)」は前期計上額の洗替えおよび回収によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

平成25年3月31日現在の貸借対照表の主たる科目の内容および内訳は、次のとおりであります。

現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	-
預金の種類	
当座預金	1,322
普通預金	8,646
定期預金	50,000
小計	59,968
合計	59,968

受取手形

受取手形は得意先より売掛金の決済として受入れた手形であり、その相手先別内訳および期日別内訳は、次のとおりであります。

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
鍋林㈱	244
アルゴサイピ社	175
エーザイ・(マレーシア)・シンデランバハド	128
ナイルークファーマ社	59
ティー・キュー・ファーマ社	57
その他	137
計	803

期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成25年3月	76
4月	247
5月	161
6月	126
7月	178
8月	13
計	803

売掛金

得意先に対する商品及び製品の売上債権未回収残高であり、相手先および売掛金の滞留状況は次のとおりであります。

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
株スズケン	28,736
アルフレッサ(株)	23,785
株メディセオ	19,526
東邦薬品(株)	10,669
株バイタルケーエスケー・ホールディングス	5,032
その他	41,096
計	128,847

売掛金の発生および回収ならびに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%) (C) × 100 (A) + (B)	滞留期間(月) (B) ÷ (D)
(A)	(B)	(C)	(D)		12
148,692	366,623	386,468	128,847	75.0	4.2

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記「当期発生高」には消費税等が含まれております。

たな卸資産

区分			金額(百万円)
商品及び製品	商品	医療用医薬品	12,272
		薬粧品	1,361
		その他	11
	製品	医療用医薬品	13,272
		薬粧品	995
		その他	506
小計			28,420
仕掛品	医療用医薬品		11,346
	薬粧品		66
	その他		133
小計			11,547
原材料及び貯蔵品	原料		9,622
	包材		528
	貯蔵品		790
	試供品		125
小計			11,067
合計			51,036

関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
子会社株式	
エーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカ	372,466
エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド	40,412
エーディア(株)	8,686
エーザイ・ファーマテクノロジー・アンド・マニュファクチャリング・ プライベート・リミテッド	5,598
エーザイ・アジア・リージョナル・サービス・プライベート・リミテッド	2,626
エーザイフード・ケミカル(株)	2,276
サンノーバ(株)	1,630
(株)サンプラネット	1,174
衛采製薬股?有限公司	1,136
ピー・ティー・エーザイ・インドネシア	987
その他12銘柄	1,124
小計	438,120
関連会社株式	
ブラッコ・エーザイ(株)	166
合計	438,287

支払手形

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
アボット・ロジスティクス社	67
タマ生化学(株)	56
豊南印刷(株)	7
東興薬品工業(株)	4
計	135

期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成25年4月	98
5月	14
6月	22
計	135

買掛金

相手先	金額(百万円)
アッヴィ合同会社	3,738
味の素オムニケム社	986
サンノーバ(株)	570
ブラッコ・エーザイ(株)	457
(株)ミノファーゲン製薬	455
その他	5,333
計	11,542

社債

1年内償還予定の社債および社債は79,997百万円であり、その内容については「第5 経理の状況、1 連結財務諸表等、(1) 連結財務諸表、 連結附属明細表、社債明細表」に記載しております。

長期借入金

相手先	金額(百万円)
シンジケートローン(注)	115,000
日本生命保険相互会社	50,000
住友生命保険相互会社	5,000
計	170,000

(注) (株)みずほコーポレート銀行をアレンジャーとするシンジケートローン35,000百万円および、(株)みずほコーポレート銀行をリード・アレンジャー、(株)三菱東京UFJ銀行をジョイント・アレンジャーとするシンジケートローン80,000百万円であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
単元株式数	100株
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 無料
公告掲載方法	本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞への掲載により行う。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、アドレスは次のとおりであります。 http://www.eisai.co.jp/fr/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

なお、平成25年6月21日開催の第101回定時株主総会において定款の一部変更が決議され、次に掲げる権利を上記に追加しております。

株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを本会社に請求することができる権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- | | | | |
|--------------------------------------|---|-------------------------------|---|
| (1) 有価証券報告書
及びその添付書類並びに確認書 | 事業年度
(第100期) | 自 平成23年4月1日
至 平成24年3月31日 | 平成24年6月21日
関東財務局長に提出。 |
| (2) 内部統制報告書及びその添付書類 | | | 平成24年6月21日
関東財務局長に提出。 |
| (3) 四半期報告書及び確認書 | (第101期第1四半期) | 自 平成24年4月1日
至 平成24年6月30日 | 平成24年8月10日
関東財務局長に提出。 |
| | (第101期第2四半期) | 自 平成24年7月1日
至 平成24年9月30日 | 平成24年11月14日
関東財務局長に提出。 |
| | (第101期第3四半期) | 自 平成24年10月1日
至 平成24年12月31日 | 平成25年2月13日
関東財務局長に提出。 |
| (4) 臨時報告書 | 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づく臨時報告書であります。 | | 平成24年6月22日
関東財務局長に提出。 |
| (5) 有価証券届出書(第三者割当による自己株式の処分)及びその添付書類 | | | 平成25年5月13日
関東財務局長に提出。 |
| (6) 訂正発行登録書(新株予約権証券) | | | 平成24年6月21日
平成24年6月22日
平成24年7月9日
平成24年8月1日
平成24年8月10日
平成24年11月14日
平成25年2月13日
関東財務局長に提出。 |

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年6月21日

エーザイ株式会社

代表執行役社長 内藤 晴夫 殿

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下江 修行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東川 裕樹 印

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエーザイ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エーザイ株式会社及び連結子会社の平成25年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、エーザイ株式会社の平成25年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、エーザイ株式会社が平成25年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年6月21日

エーザイ株式会社

代表執行役社長 内藤 晴夫 殿

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 下江 修行 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 武井 雄次 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東川 裕樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエーザイ株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第101期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エーザイ株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。